

## 平成28年第5回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	5
付議事件並びに結果 .....	6
平成28年10月17日	
出席及び欠席議員 .....	7
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	8
本議会に出席した事務局職員 .....	8
議事日程 .....	8
議会運営委員長報告について .....	9
会議録署名議員の指名について .....	10
常任委員会委員の選任について .....	10
議会運営委員会委員の選任について .....	11
議会広報編集特別委員会委員の選任について .....	11
議長の辞職について .....	13
選挙第1号 .....	14
副議長の辞職について .....	16
選挙第2号 .....	17
議会運営委員会委員の選任について .....	20
議席の一部変更について .....	20

## 平成28年第6回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	23
付議事件並びに結果 .....	24

平成28年12月6日

出席及び欠席議員 .....	27
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	28
本議会に出席した事務局職員 .....	28
議事日程 .....	28
諸般の報告について .....	30
議会運営委員長報告について .....	33
会議録署名議員の指名について .....	34
議案の上程について .....	35
市長の提案理由の説明 .....	35
報告について .....	39
請願について .....	40
選挙第3号 .....	40
選挙第4号 .....	41

平成28年12月8日

出席及び欠席議員 .....	43
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	44
本議会に出席した事務局職員 .....	44
議事日程 .....	44
議案質疑について（議案第73号～議案第75号） .....	45
（議案第76号～議案第81号） .....	46

平成28年12月12日

出席及び欠席議員 .....	49
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	50
本議会に出席した事務局職員 .....	50
議事日程 .....	51
一般質問について .....	52

菊次 太丸 議員 .....	52
佐々木創主 議員 .....	62
白谷 義隆 議員 .....	77
矢ヶ部広巳 議員 .....	92
荒巻 英樹 議員 .....	100

平成28年12月13日

出席及び欠席議員 .....	119
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	120
本議会に出席した事務局職員 .....	120
議事日程 .....	121
一般質問について .....	121
伊藤 法博 議員 .....	121
緒方 寿光 議員 .....	133
梅崎 和弘 議員 .....	150
熊井三千代 議員 .....	163

平成28年12月21日

出席及び欠席議員 .....	179
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	180
本議会に出席した事務局職員 .....	180
議事日程 .....	180
議会運営委員長報告について .....	181
各委員長報告について .....	182
総務委員長報告について .....	182
建設経済委員長報告について .....	184
教育民生委員長報告について .....	185
議案第82号 .....	191
議案第83号 .....	193

平 成 28 年

## 第 5 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：平成28年10月17日

閉 会：平成28年10月17日

柳 川 市 議 会

## 第 5 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
10月17日	月	本 会 議	開会・常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任・議会広報編集特別委員会委員の選任・議長選挙・副議長選挙・議席の一部変更・閉会

第5回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

選 挙

	案 件	選 挙 日	結 果
選 挙 第 1 号	議長の選挙について	28.10.17	当 選
選 挙 第 2 号	副議長の選挙について	28.10.17	当 選

そ の 他

常任委員会委員の選任について	28.10.17	選 任
議会運営委員会委員の選任について	28.10.17	選 任
議会広報編集特別委員会委員の選任について	28.10.17	選 任
議長の辞職について	28.10.17	許 可
副議長の辞職について	28.10.17	許 可
議会運営委員会委員の選任について	28.10.17	選 任

# 柳川市議会第5回臨時会会議録

平成28年10月17日柳川市議会議場に第5回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	矢ヶ部	広	巳	2番	江	口	義	明	
3番	菊	次	太	丸	4番	浦	川	和	久
5番	立	花	純	6番	荒	巻	英	樹	
7番	熊	井	三千代	8番	白	谷	義	隆	
9番	近	藤	末	治	10番	佐々木	創	主	
11番	荒	木	憲	12番	高	田	千壽輝		
13番	諸	藤	哲	男	14番	河	村	好	浩
15番	緒	方	寿	光	16番	藤	丸	正	勝
17番	浦	博	宣	18番	樽	見	哲	也	
19番	伊	藤	法	博	20番	梅	崎	和	弘
21番	三小田	一	美	22番	田	中	雅	美	

## 2.欠席議員

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	樽	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二
人	事	平	田	敬	介
総	務	松	藤	敏	彦

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

### 5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 会議録署名議員の指名について
- 日程(3) 常任委員会委員の選任について
- 日程(4) 議会運営委員会委員の選任について
- 日程(5) 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程(6) 議長の辞職について
- 追加日程(7) 選挙第1号 議長の選挙について
- 追加日程(8) 副議長の辞職について
- 追加日程(9) 選挙第2号 副議長の選挙について
- 追加日程(10) 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程(11) 議席の一部変更について

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成28年第5回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第5回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が常任委員会委員の選任についてであります。

常任委員会委員の選任方法につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長の指名選任とすることといたし、各議員の希望調査をもとに、その調整を正副議長に一任ということで決定をいただき、その後、調整のため、暫時休憩をとることにいたしております。

再開いたしまして、常任委員会委員の選任決定後、正副委員長の互選のため、暫時休憩をとることにいたしております。

日程4が議会運営委員会委員の選任についてであります。

議会運営委員会委員の選任方法につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長の指名選任といたしております。

日程5が議会広報編集特別委員会委員の選任についてであります。

議会広報編集特別委員会委員の選任方法につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長の指名選任といたしております。

なお、議会広報編集特別委員会委員の選任決定後、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の各正副委員長の互選のため、暫時休憩をとることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4番浦川和久議員及び19番伊藤法博議員を指名いたします。

日程第3 常任委員会委員の選任について

議長（浦 博宣君）

日程3．常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。議員各位の希望調査書は既に提出していただいておりますので、その調整を正副議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、そのように取り計らうことに決定いたしました。

それでは、調整のため、ここで暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時49分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任につきましては、御提出いただきました希望調査書を考慮しつつ、調整に努めました。その結果、次のとおり指名することといたします。

総務常任委員会委員に、荒木憲議員、立花純議員、荒巻英樹議員、江口義明議員、三小田一美議員、佐々木創主議員、熊井三千代議員、以上の7名の議員であります。

次に、建設経済常任委員会委員に、諸藤哲男議員、浦川和久議員、田中雅美議員、梅崎和弘議員、近藤末治議員、樽見哲也議員、河村好浩議員、浦博宣議員、以上の8名の議員であります。

次に、教育民生常任委員会委員に、伊藤法博議員、白谷義隆議員、高田千壽輝議員、藤丸正勝議員、矢ヶ部広巳議員、緒方寿光議員、菊次太丸議員、以上の7名の議員であります。

以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会の委員が決定いたしましたので、各常任委員会を開催し、それぞれ正副委員長を決定していただきたいと思います。

なお、議会広報編集特別委員会委員についても、各常任委員会から3名の選出をお願いしておきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時9分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

総務常任委員会は、委員長に荒木憲議員、副委員長に立花純議員。

建設経済常任委員会は、委員長に諸藤哲男議員、副委員長に浦川和久議員。

教育民生常任委員会は、委員長に伊藤法博議員、副委員長に白谷義隆議員でございます。

以上で報告は終わります。

#### 日程第4 議会運営委員会委員の選任について

議長（浦 博宣君）

日程4．議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、指名いたします。

副議長の河村好浩議員、総務委員長の荒木憲議員、建設経済委員長の諸藤哲男議員、教育民生委員長の伊藤法博議員、議長において指名する委員は、荒巻英樹議員、白谷義隆議員、樽見哲也議員、梅崎和弘議員、以上の8名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました8名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

#### 日程第5 議会広報編集特別委員会委員の選任について

議長（浦 博宣君）

日程5 . 議会広報編集特別委員会委員の選任について。

議会広報編集特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。先ほど各常任委員会で選出いただきましたので、議長において指名したいと思います。

江口議員、立花議員、熊井議員、浦川議員、樽見議員、梅崎議員、菊次議員、白谷議員、緒方議員の以上9名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました9名の議員を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会委員及び議会広報編集特別委員会委員が決定いたしましたので、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会を開催し、それぞれ正副委員長を決定していただきますと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時28分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

議会運営委員会の委員長に梅崎和弘議員、副委員長に荒巻英樹議員。

議会広報編集特別委員会の委員長に緒方寿光議員、副委員長に浦川和久議員。

以上で報告は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時37分 再開

副議長（河村好浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が退席されておりますので、副議長の私が職務を代行いたします。

休憩中に浦博宣議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程6として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（河村好浩君）

御異議なしと認め、議長の辞職についてを議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 議長の辞職について

副議長（河村好浩君）

追加日程6 議長の辞職について。

地方自治法第117条の除斥の規定により、浦博宣議長はあらかじめ退場されていることをこの際確認しておきます。

辞職願を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公德君）

朗読いたします。

辞 職 願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、御許可願います。

平成28年10月17日

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会副議長 河 村 好 浩 様

以上です。

副議長（河村好浩君）

お諮りいたします。浦博宣議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（河村好浩君）

御異議なしと認め、浦博宣議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで浦博宣議員の除斥を解きます。

〔浦 博宣議員入場〕

副議長（河村好浩君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程7として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（河村好浩君）

御異議なしと認め、議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ここで議長選挙準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時42分 再開

副議長（河村好浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7 選挙第1号

副議長（河村好浩君）

追加日程7．選挙第1号 議長の選挙について。

これより選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（河村好浩君）

ないようでございますので、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（河村好浩君）

ただいま出席議員22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

副議長（河村好浩君）

投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（河村好浩君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（河村好浩君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（亀崎公德君）

〔氏名点呼・投票〕

副議長（河村好浩君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（河村好浩君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（河村好浩君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番江口義明議員及び3番菊次太丸議員を指名いたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（河村好浩君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合します。

そのうち、

有効投票 20票

無効投票 2票

有効投票中

田中 雅美議員 13票

伊藤 法博議員 4票

熊井三千代議員 2票

梅崎 和弘議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、田中雅美議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田中雅美議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

では、田中雅美議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

議長（田中雅美君）（登壇）

ただいま議長選挙におきまして、皆様方の御推挙をいただきまして議長の大役を仰せつかったところでございます。

私は再度の議長に就任しまして、今回の2年の議長の期間では、いろいろと考えるものがございまして、この2年間に執行部の皆様、また議員22名の皆様方と切磋琢磨しながら頑張っていかなければいけないと思っております。

何をどう頑張るかという中に、私の経験から、これからは執行部と議会は「車の両輪のごとく」とよく言います。そればかりではなく、市長、また議会とは「二元代表制」ということで、この二言葉をモットーにして、もっともっと議会と執行部が親近感を持って、また、距離感を縮めて運営に当たらなければいけないと思っております。それがひいては、この市民のため、柳川全域のためになろうかと思っております、これから皆さん方と一緒に切磋琢磨しながら学ばせてもらいたいと思っております。

どうぞ、2年間の議長就任の間、皆様方の御支援、御協力をお願いしまして、私からの挨拶といたします。よろしく願いをいたします。（拍手）

副議長（河村好浩君）

議長が決定いたしましたので、これにて議長と交代します。議員各位の御協力、まことにありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後0時7分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に河村好浩副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程8として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、副議長の辞職についてを議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8 副議長の辞職について

議長（田中雅美君）

追加日程8 副議長の辞職について。

地方自治法第117条の規定により、河村好浩副議長の除斥を求めます。

〔河村好浩副議長退場〕

議長（田中雅美君）

辞職願を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公德君）

朗読いたします。

辞 職 願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、御許可願います。

平成28年10月17日

柳川市議会副議長 河村好浩

柳川市議会議長 田中雅美様

以上です。

議長（田中雅美君）

お諮りいたします。河村好浩副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、河村好浩副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

河村好浩議員の除斥を解きます。

〔河村好浩議員入場〕

議長（田中雅美君）

ただいま副議長が欠員となりました。

ここでお諮りをいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程9として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、副議長の選挙を行うことに決定をいたしました。

ここで副議長選挙準備のため、暫時休憩をいたします。

午後0時10分 休憩

午後0時10分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第9 選挙第2号

議長（田中雅美君）

追加日程9 選挙第2号 副議長の選挙について。

これより選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（田中雅美君）

ただいま出席議員22名でございます。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（田中雅美君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（田中雅美君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（亀崎公德君）

〔氏名点呼・投票〕

議長（田中雅美君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（田中雅美君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番江口義明議員及び3番菊次太丸議員を指名いたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（田中雅美君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合します。

そのうち、

有効投票 14票

無効投票 8票

有効投票中

矢ヶ部広巳議員 11票

菊次 太丸議員 2票

梅崎 和弘議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、矢ヶ部広巳議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました矢ヶ部議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

では、矢ヶ部副議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

副議長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

矢ヶ部広巳でございます。2分15秒いただきます。

私の好きなコマーシャルがあります。

セトモノとセトモノが

ぶつかりっこすると すぐこわれちゃう

どっちかやわらかければだいじょうぶ

やわらかいところをもちましよう

おおらかな気持ちでいることも立派な公共心です。

さて、副議長という仕事をいただき、うったまげています。漢字で「魂消える」と書きます。正直、魂が消えています。頭の中は真っ白であります。

かくなる上は、よわいを重ねた最年長の人生経験を生かし、田中雅美議長のサポート役として、また、議員各位のパイプ役として、翻然と決意することにしました。

議員の皆様、市民の皆様、執行部の皆様、切なるお力添えと御協力、御理解をこいねがひまして、心からの御挨拶とします。ありがとうございました。（拍手）

議長（田中雅美君）

次に、河村好浩議員から議会運営委員会委員の辞任の申し出がありましたので、議長において許可いたしました。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程10として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、議会運営委員会委員の選任についてを議題とすることに決定いたしました。

追加日程第10 議会運営委員会委員の選任について

議長（田中雅美君）

追加日程10．議会運営委員会委員の選任について。

議会運営申し合わせにより、議会運営委員会委員に副議長の矢ヶ部広巳議員を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名しました矢ヶ部広巳議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長選挙及び副議長選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程11として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、議席の一部変更についてを議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第11 議席の一部変更について

議長（田中雅美君）

追加日程11．議席の一部変更について。

議長選挙及び副議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

河村好浩議員の議席を14番に、矢ヶ部広巳副議長の議席を1番に、浦博宣議員の議席を17番に、私、田中雅美の議席を22番にそれぞれ変更いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま申し上げたとおりの議席番号と決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成28年第5回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会副議長 河 村 好 浩

柳川市議会議員 浦 川 和 久

柳川市議会議員 伊 藤 法 博

平 成 28 年

## 第 6 回柳川市議会定例会会議録

開 会：平成28年12月 6 日

閉 会：平成28年12月21日

柳 川 市 議 会

第 6 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月6日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
12月7日	水	考 案 日	
12月8日	木	本 会 議	議 案 質 疑
12月9日	金	考 案 日	
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月13日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月14日	水	休 会	
12月15日	木	委 員 会	
12月16日	金	委 員 会	
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	事 務 整 理 日	
12月20日	火	事 務 整 理 日	
12月21日	水	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 73 号	平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	28.12.21	原案可決
議 案 第 74 号	平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	28.12.21	原案可決
議 案 第 75 号	平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	28.12.21	原案可決
議 案 第 76 号	柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定について	28.12.21	原案可決
議 案 第 77 号	柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28.12.21	原案可決
議 案 第 78 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	28.12.21	原案可決
議 案 第 79 号	柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について	28.12.21	原案可決
議 案 第 80 号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	28.12.21	原案可決
議 案 第 81 号	柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	28.12.21	原案可決
議 案 第 82 号	米軍オスプレイ事故の原因究明等に関する要請書	28.12.21	原案可決
議 案 第 83 号	国会に憲法改正の実現を求める意見書について	28.12.21	原案可決

報 告

報 告 第 6 号	専決処分の報告について（専決第 5 号 和解及び損害賠償額の決定）	28.12.6	報 告
報 告 第 7 号	専決処分の報告について（専決第 6 号 和解及び損害賠償額の決定）	28.12.6	報 告
報 告 第 8 号	専決処分の報告について（専決第 7 号 和解及び損害賠償額の決定）	28.12.6	報 告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 6 号	国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書	28.12.21	採 択

選 挙

	案 件	選 挙 日	結 果
選 挙 第 3 号	有明生活環境施設組合議会議員の選挙について	28.12.6	当 選
選 挙 第 4 号	福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について	28.12.6	当 選

平成28年12月 6 日（火曜日）

# 柳川市議会第6回定例会会議録

平成28年12月6日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	成松宏良
教	育長	日高良
総	務部長	高崎祐二
会	計管理	者田尻主範
市	民部長	石橋正次
保	健福祉部長	原忠昭
建	設部長	大淵洋祐
産	業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂
教	育部長兼三橋庁舎長	樽見孝則
消	防長	橋本祐二郎
人	事秘書課長	平田敬介
総	務課長	松藤敏彦
企	画課長	椛島謙治
財	政課長	島添守男
税	務課長	野田栄作
健	康づくり課長	大石涼子
福	祉課長	白谷通孝
学	校教育課長	木下隆
生	涯学習課長	袖崎朋洋
建	設課長	待鳥哲
農	政課長	林誠
水	路課長	松永泰治

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	長	亀崎公德
議	会事務局	次長兼庶務係長	内田猛
議	会事務局	議事係長	徳永喜美香

5 . 議事日程

諸般の報告について

- ( 1 ) 例月出納検査の結果について (平成28年7月分、8月分、9月分)
- ( 2 ) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案の上程について
- 議案第73号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第74号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
について
- 議案第75号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて
- 議案第76号 柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定につい  
て
- 議案第77号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の  
使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第79号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第81号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程（４） 報告について
- 報告第6号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額  
の決定）
- 報告第7号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額  
の決定）
- 報告第8号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額  
の決定）
- 日程（５） 請願について
- 請願第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書
- 日程（６） 選挙第3号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程（７） 選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成28年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

おはようございます。本日は、平成28年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、9月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

初めに、市長会及び広域で構成する協議会、期成会等について御報告いたします。

市長会関係では、10月13日に大牟田市におきまして第119回九州市長会が開催されました。

議案審議では「農林水産業の振興について」や「都市財政の拡充強化について」など一部新規議案を含む全14議案全てが承認、決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することにいたしました。

また、さきの熊本地震を受けて「平成28年熊本地震に関する対応について」の経過報告とともに、九州市長会における防災部会の設置が承認され、早速、総会後に第1回の部会が開催されました。

農地海岸保全協会関係では、10月11日、12日の2日間、本市で九州農地海岸保全協会役員会・総会及び第34回研修会を開催いたしました。

さらに、11月17日には東京都で全国農地海岸保全協会総会が開催され、農林水産省からの海岸事業をめぐる情勢についての講話の後、議案審議が行われ、農地海岸整備事業の支援について採択されました。

土地改良事業団体連合会関係では、10月25日に石川県におきまして第39回全国土地改良大会が開催され、北陸の優良地区事例紹介や「国土と未来を築く土地改良」と題して、室本農林水産省農村振興局次長による基調講演等が行われるとともに、大会宣言が採択されました。また、大会に先駆け、全国土地改良事業団体連合会会長会議が開催されました。

11月15日には福岡市におきまして、「がんばろう九州！つなげよう地域の力」をテーマに、九州「農地・水・環境保全」フォーラム in 福岡を開催いたしました。フォーラムでは、各県1地区より特色ある活動組織発表と基調講演が行われました。

ほかにも、10月20日には広島市で開催された全国道路利用者会議第66回全国大会に近隣首

長とともに参加いたしました。大会では、幹線道路の耐震化及び道路の老朽化対策ほか、7項目を計画的かつ着実に実施するとともに、長期安定的に道路整備が進められるよう道路関係予算要求額の満額確保を求める決議が採択されました。

翌日の10月21日には福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会を開催し、要望活動について協議を行うとともに、有明海の海況について県より説明を受けました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

初めに、11月7日に高潮対策のための矢部川・中島地区河川改修事業の促進について、地元の河川改修協議会役員とともに、国土交通省九州地方整備局及び筑後川河川事務所に、さらに11月18日には上京し、本省及び地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための必要な事業予算の確保について要望活動を行ったところでございます。

11月9日には有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきまして、九州農政局に対し、さらに、11月17日には農林水産大臣を初め、同省幹部並びに地元選出国會議員に対し、事業工期が平成30年度までの残り約2年間となっていることから、さらなる事業の進捗と事業費の予算確保を要望いたしました。

前日の11月16日には福岡県海岸協会において、福岡県の海岸事業の促進について、予算編成に当たって「津波、高潮、浸食被害に備えた防災基盤の強化及び地方創生に向けた観光資源の魅力向上に資する海岸保全施設の整備に必要な財源措置」など、3項目について国土交通省並びに地元選出国會議員へ要望を行ったところであります。

11月24日には福岡県有明海漁業振興対策協議会におきまして、福岡県に対し、有明海の水産業振興のため、「有明海再生特別措置法に基づく有明海対策事業の継続について」や「加工食品に使用するノリの原料原産地表示の徹底について」「アサリ等漁業育成のための施策の推進について」など、7項目について要望を行いました。

さらに、福岡県土地改良事業団体連合会では、同日の24日に福岡県農業農村整備事業推進対策委員会と筑後川下流域農業開発事業促進協議会と合同で、福岡県に対し、農業基盤整備促進事業の暗渠排水事業に関する要望を行いました。

11月28日から3日間の日程で、福岡県土地改良事業団体連合会において、農林水産省並びに県選出の国會議員に対し、平成29年度農業農村整備事業概算要求額の満額確保について要望を行うとともに、29日午後からは土地改良事業団体連合会九州協議会においても、農林水産省に対し、同趣旨の要望を行うとともに、多面的機能支払交付金予算の確保の要望を行ってまいりました。

そのほか、10月6日に主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会において、福岡県に対し、バイパス道路建設と現道改良整備の早期完成に向けての事業推進などの要望を行いました。

11月9日には筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会並びに福岡県クリーク防災機能保全

対策事業推進協議会において、九州農政局に対し、平成29年度予算の確保及び関連施策の充実に  
ついて要望、提案を行いました。

さらに、11月17日には全国農地海岸保全協会並びに九州農地海岸保全協会において、農地  
海岸事業の推進について、農林水産省及び地元選出国會議員に要望を行いました。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

初めに、10月18日に行政区長に市政の報告を行うとともに、市政の課題について意見交換  
を行うため、大和公民館で行政区長との懇談会を開催いたしました。

懇談会では、行政報告を行った後、区長会からの「ピアス工場跡地利用について」や「大  
和地区の冠水対策（強制排水ポンプ）について」「行政区の適正化、今後の行政区運営、行  
政区未加入対策について」「空き家対策について」の質問に答えました。また、そのほかに  
も貴重な意見や要望を直接お伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立ててい  
きたいと思っております。

11月8日には陸上自衛隊が導入するオスプレイの佐賀空港への配備について、実際にオス  
プレイを体感することを目的とするデモフライトが行われるのにあわせて、昨年4月の陸上  
自衛隊のヘリコプターでの騒音測定同様、本市独自に3カ所での騒音測定を行いました。私  
も進入ルート下にあたる昭南町の測定場所並びに佐賀空港で視察を行ったところであります。

11月10日から12日までの3日間、台湾の台北市を訪れました。今回の訪問は、本市を訪れ  
る外国人の中で台湾からの来柳者が一番多く、そして、訪日観光客の中で日本語を話したい  
と思っている台湾人旅行者に注目して、やさしい日本語及び本市の観光PRを行い、観光客  
誘致活動及び交流を行ってまいりました。

1日目は、日本の台湾窓口機関である公益財団法人交流協会・台北事務所を訪問し、大使  
に相当する所長と面会し、意見交換を行いました。

2日目は、亜東関係協会や台湾大学日本研究センター等を訪問するとともに、日本及び日  
本語に関係する方々をお招きし、やさしい日本語台湾プロモーションを行いました。

3日目は、真理大学を訪問し、大学生にさげもん講習と本市のPRを行ってまいりました。  
やさしい日本語でおもてなしをすることで、海外からの観光客、特に台湾からさらなる増加  
につなげ、やさしい日本語が柳川方式として全国に発信できればと思っています。

11月19日、20日の2日間、農業、漁業、商工業、観光業に携わる皆様が連携して実施する  
当地域最大の市民祭りであります第12回柳川よかもんまつりをことしから会場を学童農園む  
つごろうランドに移して開催いたしました。

今回のよかもんまつりは、天候に恵まれず、あいにくの雨模様でしたが、多くのお客様に  
来場いただきました。

実行委員会を初め、多くの市民の皆様のお理解と御協力をいただき、この場をおかりいた  
しまして心からお礼を申し上げます。

また、開会式で、本市出身で落語家の真打ちになられた台所おさん氏の観光大使就任式をあわせて行ったところであります。さらに、2日目の20日には来年10月28日、29日に開催されます第37回全国豊かな海づくり大会福岡大会の協賛行事として、有明海でのクルマエビやガザミの放流を園児らとともに行いました。

ほかにも、10月10日のおにぎえのとき、夜の川下りなどを楽しまれる第2回水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>おもてなしお堀めぐりで全国から来柳された約1,000名の観光客を市民の皆様と一緒にあって歓迎いたしました。

また、10月29日には本市でロケが行われた映画「まちぼうけ」の上映会に先駆け、主演の大沢樹生氏の観光大使就任式を行いました。

12月5日は柳川市技能功労者表彰式を行うとともに、さらにブランド認定品の追加に伴う柳川ブランド認定式及びラッピング公用車のお披露目式もあわせて行いました。7回目を数えるブランド認定品は、今回7商品が認定を受け、計50商品となりました。

最後に、11月26日に乾ノリ初入札会が開催されました。10月17日の種つけ以降、順調でしたが、11月に入り高温多雨という気象状況で漁期を迎えましたが、順調に生育し、今回、秋芽一番摘みが出品されていまして。出品枚数は昨年より83万4,500枚少ない18,568万枚が出荷されましたが、売上高は昨年より278,580千円多い1,516,400千円でした。今シーズンも質、量ともに恵まれますことを大いに期待しております。

また、入札会の前に、これまで使っていた「福岡のり」の名称を「福岡有明のり」の名称に改める新ノリブランド名称の披露式が行われました。名称に「有明」の文字を入れることでブランド力が高まり、これまで以上に消費拡大が図られることを期待するものであります。

以上で行政報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第6回柳川市議会定例会の会期日程などについて、12月2日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日12月6日から12月21日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、7日は考案日、8日を議案質疑、9日は考案日、10日、11日は休日で休会、12日、13日、14日を一般質問、15日、16日を委員会、17日、18日は休日で休会、19日、20日は事務整理日、21日を採決、閉会といた

しております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程 2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程 3 が議案の上程についてで、議案第73号から議案第81号までの 9 議案の一括上程であります。

日程 4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程 5 が請願についてであります。

本定例会に請願 1 件が提出されております。請願第 6 号は総務委員会に審査を付託といたしております。

日程 6 が選挙第 3 号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙についてであります。

日程 7 が選挙第 4 号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてであります。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑についてであります。

初めに、議案第73号から議案第75号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第73号は総務委員会に審査を付託、議案第74号は教育民生委員会に審査を付託、議案第75号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第76号から議案第81号までの 6 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第76号は教育民生委員会に審査を付託、議案第77号から議案第79号までの 3 議案は総務委員会に審査を付託、議案第80号及び議案第81号の 2 議案は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5番立花純議員及び18番樽見哲也議員を指名いたします。

### 日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3 議案の上程について。

議案第73号から議案第81号までの9議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3 今回御提案いたします議案第73号から議案第81号までの9議案について御説明申し上げます。

まず、議案第73号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,273,296千円を追加し、予算の総額を32,632,166千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から款を追って御説明いたします。

まず、議員及び特別職並びに各款にわたります一般職の人件費につきましては、21,498千円を増額しております。これは育児休業や退職等により減額になる一方、人事院勧告による一般職の月例給や勤勉手当の支給率の引き上げ並びに議員及び特別職の期末手当の支給率の引き上げ等により増額になるものです。

なお、人事異動に伴う各款での人件費調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。

次に、2款 総務費は119,357千円を増額補正しております。

内容としましては、旧市営住宅中山団地跡地の住宅分譲地1区画売却に伴う収入の財政調整基金への積立金、公務災害発生に伴う休業補償や療養補償、ふるさと寄付金推進に伴う記念品代のほか、大和庁舎への身障者用トイレ設置工事費等を計上しております。

なお、財産管理費に計上しておりますピアス跡地土壌汚染調査業務委託料につきましては、土壌汚染対策法に基づき指定調査機関による土壌汚染調査を実施する必要が生じたものです。

3款 民生費は574,725千円を増額補正しております。

内容としましては、利用者の増加などに伴う自立支援給付費や保育所運営費、ひとり親家庭等医療助成費などの増加や、生活保護費など、前年度事業費の精算に伴う国庫や県支出金の返還金などを計上しております。

なお、学童保育事業費につきましては、昭代第一校区において利用者の増加に伴いクラスを増設したことから運営委託料が増額になったほか、来年度に整備を予定しておりました昭代第一、第二校区の学童保育所整備について、本年度、国の補助率がかさ上げされ、その補助金を活用できる見込みとなったことから前倒しして整備するものです。

また、臨時福祉給付金・経済対策分給付事業費につきましては、平成28年度国の第2次補

正予算に計上されたもので、一定の要件を満たした低所得者を対象に、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分、1人当たり15千円を一括して給付するものです。

4款・衛生費は13,966千円を増額補正しております。

内容としましては、職員人件費の調整以外は、未熟児養育医療費で対象者が増加したことによるものです。

6款・農林水産業費は154,956千円を増額補正しております。

内容としましては、水田農業担い手機械導入支援事業補助金や多面的機能支払交付金等を計上しております。

なお、国土調査事業費につきましては、平成29年度に予定していた事業が前倒しして平成28年度の国の第2次補正予算に計上されたことによるものです。

また、漁港建設費では、両開漁港機能保全事業において、物揚げ場の上部工補修工事がかけかえ工事に変更する必要が生じ、これに伴う工事費が国の第2次補正予算に計上されたことによるものです。

7款・商工費は9,069千円を増額補正しております。

内容としましては、職員人件費の調整以外は、中小企業者等融資資金の早期完済件数の増加による信用保証料補助金です。

10款・教育費では、11,082千円を増額補正しております。

内容としましては、熊本地震により被災した文化財に係る災害復旧事業が本年度の国、県の補助事業に採択されたことから、文化財保護条例に基づき補助金等を支出するほか、竹下産業株式会社様からの寄附金を活用し、平成29年度から実施予定の市内全小・中学校を対象とした特別貸し出し事業に活用する図書を購入するものです。

12款・公債費では、2,392,113千円を増額補正しております。

内容としましては、平成17年度に10年ごとの利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債、減税補てん債の利率の確定に伴い公債費を調整するほか、平成27年度借り入れ地方債の借入額や利率の確定などによる利子を減額するものです。

なお、市債繰上償還元金は、後年度の公債費負担の軽減、特に利子負担の軽減を目的として、平成20年度以前に借り入れた市内金融機関からの借入金の残額のうち、平成27年度の市内金融機関からの借り入れ利率より高い利率の借り入れ残額について、金融機関と協議の上、一括して繰り上げ償還するものです。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

11款・分担金及び負担金では、保育料につきまして48,624千円を減額補正しております。

13款・国庫支出金では、自立支援給付費や臨時福祉給付金・経済対策分支給事業費など375,214千円を増額補正しております。

14款．県支出金では、国土調査事業費や漁港関係事業費補助など161,111千円を増額補正しております。

15款．財産収入では、旧市営住宅中山団地跡地の住宅分譲地売却代金及び積立基金利子2,507千円を増額補正しております。

16款．寄付金では、71,000千円を増額補正しております。

内容としましては、竹下産業株式会社様からの教育費寄付金1,000千円、ふるさと寄付金70,000千円であります。この寄附金については、今後、本市の貴重な財源として活用させていただくとともに、寄附をいただきました方々に対しまして、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

17款．繰入金では、2,479,749千円を増額補正しております。

市債繰上償還元金の財源として、減債基金から2,440,000千円を繰り入れるとともに、ふるさと寄付金より、子どもたちへの教育サポート事業費から学童保育所の整備に33,782千円、歴史・文化サポート事業費から熊本地震による文化財復旧事業へ5,967千円繰り入れるものです。

18款．繰越金では、247,150千円を増額補正しております。

19款．諸収入では、非常勤職員公務災害補償保険金など6,887千円を増額補正しております。

20款．市債では、21,698千円を減額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費では、ピアス跡地土壌調査事業費など16件につきまして、翌年度への予算繰り越しをお願いするものです。

第3表 地方債補正では、漁港機能保全事業費について追加する一方、臨時財政対策債について発行可能額の確定に伴い、借入れ限度額の変更を行っております。

次に、議案第74号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出について、前期高齢者納付金の支払い額の変更に伴いまして、必要な額を補正しようとするものです。

また、歳入について、第三者行為による損害賠償納付金を増額補正するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ207千円を追加し、補正後の予算総額を10,605,861千円とするものであります。

次に、議案第75号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、県施工の大門橋かけかえ工事において支障となる下水道施設の移設工事費を増額補正するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ2,459千円を追加し、補正後の予算総額を1,215,025

千円とするものであります。

このほか、第2表 繰越明許費では、下水道管敷設工事費につきまして翌年度への予算繰り越しをお願いするものです。

次に、議案第76号 柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、大和公民館及び三橋公民館の公民館機能を廃止し、新たに生涯学習センターへと位置づけるため、柳川市立公民館利用条例の全部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、柳川市生涯学習センター条例として、公の施設の設置及び管理について規定するとともに、附則において、両公民館の機能廃止に伴って影響のある柳川市立公民館条例の一部を改正するものです。

次に、議案第77号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本市が行う選挙においても同令に準じて限度額を引き上げる改正を行うものです。

次に、議案第78号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき提案された国家公務員の給与法案が可決、成立したことに伴い、本市においても国に準じて職員の給料表、勤勉手当及び扶養手当を改正するとともに、あわせて議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当を改正するものです。

次に、議案第79号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、医療費控除の特例の創設及び個人・法人税に係る延滞金計算期間の見直し等の地方税法の一部改正並びに特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定める外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が平成29年1月1日より施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第80号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、所得税法が一部改正され、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定める外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が平成29年1月1日より施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第81号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立歴史民俗資料館入館料の団体割引対象人数を引き下げることで入館者数の底上げを行い、本市出身の国民的詩人、北原白秋の周知拡大を図るため、柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、現行条例にある団体割引の適用人数を30人以上から20人以上に改正するものであります。

以上、9議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

議長（田中雅美君）

日程4 報告について。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定）、報告第7号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定）、報告第8号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4 報告第6号及び報告第7号 専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本件は、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年10月5日付でそれぞれ専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、平成28年8月23日午前11時ごろ、柳川庁舎の南側外壁が経年による劣化が原因で一部落下し、柳川庁舎南側駐車場内に駐車していた自家用車2台に直撃し、破損させたものであります。

この事故に係る損害賠償額をそれぞれ50,390円、326,472円と決定し、相手側と示談したところであります。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で対応いたしております。

次に、報告第8号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年10月12日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、平成28年8月18日午後0時20分ごろ、柳川市職員が三橋公民館南側駐車場に公用車を駐車するため後退していたところ、駐車中の相手方車両の右側面に接触し、破損させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を113,230円と決定し、相手側と示談いたしたところでありま

す。

なお、損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填いたしております。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 請願について

議長（田中雅美君）

日程5．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書は、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

#### 日程第6 選挙第3号

議長（田中雅美君）

日程6．選挙第3号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙について。

これより選挙第3号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とし、指名の方法は議長において指名することに決定をいたしました。

では、有明生活環境施設組合議会議員に浦博宣議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました浦博宣議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました浦博宣議員が有明生活環境施設組合議会議員に当選をされました。

ただいま有明生活環境施設組合議会議員に当選されました浦博宣議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第7 選挙第4号

議長（田中雅美君）

日程7．選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について。

これより選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法は議長において指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とし、指名の方法は議長において指名することに決定をいたしました。

では、福岡県介護保険広域連合議会議員に伊藤法博議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました伊藤法博議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました伊藤法博議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました伊藤法博議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時43分 散会

平成28年12月 8 日（木曜日）

# 柳川市議会第6回定例会会議録

平成28年12月8日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 末 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	17番	浦 博 宣
18番	樽 見 哲 也	19番	伊 藤 法 博
20番	梅 崎 和 弘	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

## 2.欠席議員

16番	藤 丸 正 勝
-----	---------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	成松宏良												
教	育	長	日高良											
総務	部	長	高崎祐二											
会計	管	理	者	田尻主範										
市	民	部	長	石橋正次										
保	健	福	祉	部	長	原忠昭								
建	設	部	長	大淵洋祐										
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	樽	見	孝	則	
消	防	長	橋	本	祐	二	郎							
人	事	秘	書	課	長	平	田	敬	介					
総	務	課	長	松	藤	敏	彦							
企	画	課	長	椛	島	謙	治							
財	政	課	長	島	添	守	男							
税	務	課	長	野	田	栄	作							
健	康	づ	く	り	課	長	大	石	涼	子				
福	祉	課	長	白	谷	通	孝							
学	校	教	育	課	長	木	下	隆						
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋					
建	設	課	長	待	鳥	哲								
農	政	課	長	林	誠									
水	路	課	長	松	永	泰	治							

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 議案質疑について

議案第73号 平成28年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

議案第74号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

について

議案第75号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第76号 柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定について

議案第77号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをないようにお願いしておきます。

議案第73号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第74号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について  
及び議案第75号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第74号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第75号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第76号 柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定について

議案第77号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第81号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

の以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第77号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時7分 散会

平成28年12月12日（月曜日）

# 柳川市議会第6回定例会会議録

平成28年12月12日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 末 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
14番	河 村 好 浩	15番	緒 方 寿 光
16番	藤 丸 正 勝	17番	浦 博 宣
18番	樽 見 哲 也	19番	伊 藤 法 博
20番	梅 崎 和 弘	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

## 2.欠席議員

13番	諸 藤 哲 男
-----	---------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	樽	見	孝	則
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	野	田	栄	作
健	康	大	石	涼	子
福	祉	白	谷	通	孝
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
子	育	田	中	勝	裕
生	活	武	田	真	治
ま	ち	高	須		亨
観	光	松	藤	満	也
水	道	田	中	安	幸

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美 香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	3番 菊次太丸	1. 行政区の自主財源獲得にむけた取組について (1) 住民連帯の強化について (2) 子育て支援について (3) 柳川版DMOについて
2	10番 佐々木創主	1. 合併11年とこれからの柳川 (1) まちづくり (2) 行財政改革
3	8番 白谷義隆	1. ピアス跡地の活用について (1) 民間企業への売却意向の経緯 2. 佐賀空港へのオスプレイ等の配備について (1) オスプレイの試験飛行を受けて (2) 今後の対応
4	1番 矢ヶ部広巳	1. 塩漬けか佐賀線跡道路 2. 最低賃金改定されたが 3. 水道本管から自宅までの負担金見直すべきでは
5	6番 荒巻英樹	1. 防災への取り組みについて (1) 自主避難所の適正配置を (2) 市民目線での情報伝達を 2. 国勢調査の結果について (1) 人口減の要因は (2) 世帯数増の要因は (3) 人口減・世帯数増による課題等は 3. 東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みは (1) 首長連合の動きは (2) ホストタウンに登録して取り組むべきでは 4. 教育委員会が主催又は関わる事業についての確認 (1) 白秋献詩 (2) 小学生陸上記録会 (3) 少年相撲大会

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本

日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、3番菊次太丸議員の発言を許します。

3番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。3番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

今回は、昨年12月議会におきまして質問をいたしておりました行政区の自治を目指して自主財源を獲得していく取り組みについて、行政が今後どのようにかわっていくべきか、また、市民の一人ひとりが地域の課題解決のためにどうすれば団結ができるのか考えていきたい、このように思っております。

前回は、鹿児島県鹿屋市、やねだんの取り組みを通して自主財源を獲得していくことで、限界集落、過疎、高齢化などの問題を解決した事例として紹介をさせていただきました。また、地域のまだ眠っている有効活用されていない土地や住民の知恵、発想を生かして自主財源獲得を目指すことで、地域が今まで行ってきたありとあらゆる活動をより広く、より強固な組織として団結して行っていくことができると訴えをさせていただきました。また、この自主財源を獲得していく取り組みは、地域のあらゆる活動と連動して地域の人材の育成にもつなげていくことができますし、この活動そのものを下支えして長く維持させていくものが自主財源という考え方であります。それを各小学校区につくっていただきたいし、モデル地区をつくっていただきたい、これが前回での私の要望でございました。

自主財源の獲得のために必要な行政のパイプ役、ジョイント役、行政と地域双方のコーディネーターという存在については、一部特定の職員を育成するか、専門的な部署をつくるか研究をされるということでもございました。また、活動補助金に対しましても、新たな補助金制度を創出するのか、貸付金制度にするのか、十分な検討が必要とのことでもございました。そして、それらのことを本市の総合戦略の中でしっかりと調査研究を行って進めていくとのことでありましたので、今回は住民の連帯の強化、子育て支援、柳川版DMOについてを、行政区の自主財源獲得に向けた取り組みに必要な要素として質問をさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生政策5原則の自立性について質問をいたします。

今後の人口減少、少子・高齢化などの問題に対応して課題の解決のために地方創生が叫ば

れたわけですが、その最も根本的な考え方は、行政も、民間も、個人も自立につながるよう自主的に主体性を持って問題の解決のために尽力をすることであると、このように私は理解をしております。

本市においては、皆様御承知のとおり、毎年700人の人口の減少、全国平均を上回る高齢化率、それに伴う社会保障費の増加、若い人も高齢者も抱えている将来に対する不安を自分たちの手でどれだけ解決できるのか、未来の子供たちにどれだけのもを残すことができるのか地方創生の取り組みの中において問われていると感じております。その意味において、市民お一人お一人がこれらの問題を自分たちの問題として真剣に考えていけるように手を尽くしていくのが行政の役割ではなかろうかと私は思いますし、一番に申し上げたいことでございます。

前回は、本市のお考えを聞いておりませんでしたので、まち・ひと・しごと創生政策5原則における自立とはどのようなことであるか、具体的にわかりやすくお考えを示していただけたらと思っております。

壇上からは以上でございます。再質問は自席にて行いますので、よろしく願いをいたします。

企画課長（椋島謙治君）

菊次議員の御質問にお答えします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は議員の御指摘のとおり、事業の整備要件として自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策5原則がございます。

議員お尋ねの自立性につきましては、事業を進めていく中で、稼ぐ力が発揮され、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようなもので、将来的に補助金や交付金に頼らず、自主事業として成り立つということを意味しております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

簡単に言えば、行政も、そして民間事業者も、地域コミュニティも、個人も稼いでいくと、その力をつけていくということによろしいですね。

前回は申し上げましたが、私が考えている自立というものは、自分でできること、また自分たちができることをふやしていく、このような作業だと思っております。これは当たり前のことなんですけれども、全てを自分一人で何もかもやっていこうということではありません。でありますから、いろいろな人のお力をかりながら自立というのを目指していく、そういうことなんだろうと思います。そのいろいろな力が行政であったり、会社であったり、地域コミュニティであったり、また家族であったりするわけではありますが、その後ろ盾の力が弱くなってきた場合どうすればいいのかというのが現在我々が置かれている現状じゃないか、このように思います。今まで何とかなってきたんだから今後も何とかなるだろうと、現状維持

で何もしないのか、それとも、自分たちでその課題を解決していく力を身につけていこうとするのかというのが今問われている、そのように思っております。その課題の解決の力は先ほどおっしゃられたとおりには稼ぐ力だと、このように考えます。課題を解決することが地方創生でありますし、現在、それを本市においても目指しておられると、このように思います。今後何もしなければ、当然自治体運営は成り立っていきませんし、これは日本創成会議がシミュレーションをしたとおりで、あの不名誉な消滅都市となっていくんだらうと思います。

今現在、総合戦略を立てて進められておりますけれども、その総合戦略の効果があらわれ出てくるまで、その間にもその危険性は年々増大をしていくと、このように考えます。でありますから、あらゆる方向から同時進行で具体策を打っていく必要があるんじゃないか、このように思います。

その具体策の一つとして住民の自治という考え方がございます。これは自治体の経費削減のために業務を代行させて役割を徐々に地域に移していくことではありますが、最初に申し上げたように、自分たちができることを段階的にふやしていくことであると認識をしていただきたいと思っております。

今現在行っている全ての行政サービスを今後も行政が全部行っていくことは難しいと当然考えておられると思っております。でありますから、最終的に住民の自治を目指していかれるんだらうと思っておりますけれども、この住民の自治に対する考え方、そして、そのタイムスケジュールなどお聞かせください。よろしく申し上げます。

総務課長（松藤敏彦君）

菊次議員の御質問のお答えをいたします。

住民自治に関する考え方と、そのスケジュールに対する御質問でございますけれども、まず、住民自治に対する考え方でございますけれども、住民自治とは、「地方における行政を行う場合に、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと」というふうに定義をしてあります。このことは地方自治体における考え方でありまして、このことがそのまま行政区などの地域に当てはまるものではないと思っておりますけれども、考え方といたしましては、自分たちの地域は自分たちの手で守り、運営していくという考え方では同じというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃったとおり、行政も地域もそれぞれさまざまな課題を抱え、体力を失ってきているのが現状ではないかと思っております。そのため行政、地域ともに限界を迎える前に、地域コミュニティ政策の方向性を定める必要がありますので、市役所内で関係課によるプロジェクトチーム会議の開催を準備しているところでございます。現在、このプロジェクトチーム会議で課題や今後の方向性を研究し、住民の皆様と勉強会や研修会、さらには説明や会議等を通して本市の地域コミュニティの活性化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

壇上でもちょっと申し上げましたけれども、毎年700人の人口の減少に加えて生産年齢の人口比率というのも下がって、当然、今後税収というのも減っていくわけでございます。この統計をもとに試算すれば、おのずとタイムスケジュールはしっかりとしたものができるんじゃないかな、また、それをつくっていくべきというふうに思っております。それを総合戦略の中でしっかりと捉えて、現実的に具体的な施策を打っていくことが今後大事になっていくと思っております。このまま何の対策も講じずにじり貧になって地域に行政の役割を押しつけるようなそんな形になっていけば、やはり住民の人たちは諦め顔でそれを行っている、そんなふうなイメージしか湧いてこないわけでありまして、住民の人たちに何の住民サービスの向上もなしにそれを目指していただくというのはやはり無理があって、全てをボランティアでと、こう言われても、やはり多くの人たちに永続的により長く質の高い活動を行っていただくことは困難だろうと、このように思っております。住民のサービスの向上のためには、やはり財源を獲得するための稼ぐ力が必要になってきます。

例えば、商店街の再生ということで宮崎県日南市の油津商店街の取り組みは全国的に注目を今集めております。この取り組みは日南市の市長が、地域の経済疲弊に危機感を募らせて商店街を再生する人材を日南市に移住することを条件に全国から公募して、今行っております。たった3年で商店街を劇的に再生しました。それだけではなくて、マーケティング専門官も外部民間人から登用してベンチャー企業の誘致にも成功をしております。成功の要因は、ベンチャー企業の求めるスピード感に行政がしっかりと応えた結果だというふうに感じております。本市においては、人材の登用、人材の育成配置、現在どのようになっていますでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

前回の菊次議員からの一般質問でもありましたように、地域が自立するためにはコーディネーターが必要ではないかという御質問でございますけれども、確かに、これまで地域のほとんどが自主財源を獲得する活動をしていないのではないかとこのように思います。そのような地域に対して、いきなりコーディネーターが入っていくといっても、なかなかうまく受け入れてもらえないケースも多いのではないのでしょうか。地域が自立できるようにするには、人材の確保や組織体制の整備などが必要になってくるというふうに考えております。その根底に必要となるのが、住民と行政の協働によるまちづくりの意識の醸成だというふうに考えているところでございます。

これらのことを推進していくために、外部の人材を活用しての学習会や研修会を行うことで、リーダーやコーディネーターの育成が図られるというふうに思っております。また、市

役所の職員も業務としてはもちろんのこと、地域に帰れば一人の住民として地域を支える役割を担っていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

前回私の提案として、まず魅力のある発信をしていただきたい、こういったことがなければやはり地元から起こってくる、どっちが先かと、こういう形になってくるかと思えますけれども、そこの辺はやっぱり重要じゃないかなというふうに僕は思っております。

本市に商店街ありますよね。にしても商店街の再生というのを本気でやりたい方は大勢いらっしゃると思います。でも、そのやり方がわからない。だから、ジレンマに苦しんでおられるというふうに思います。でありますから、スピード感を持ってコーディネーターの養成、外部からの登用を含めて迅速に対応していただきたい、このように思っております。

例えば、行政が親とするならば市民は皆子供でありますから、その子供たちが悩み苦しみ迷っているときには的確にアドバイスをしていただきたいし、自分にその力がないのであれば塾に通わせ家庭教師をつけていただきたい。そして、社会で一本立ちできる、このようになるように自立へと導いていただきたい、このように思います。このように、子育てをする親のように子供たちを見守り励ます、その心を行政にも持っていただきたい、このように感じております。その心がスピード感、責任感で結果としてあらわれ出てくるものではないでしょうか。困っている人たちを救うことが結果的に柳川市全体を元気にして、逆にそれによって救われていくんじゃないだろうか、このように私は思っております。スピード感を持って今後取り組んでいただきたい、このように思います。

では、子育て支援についてのお考えをお伺いいたします。

私は、この地方創生をやっていく上で一番大事なことは行政だけがやるのではなく、全ての柳川市民がこの地方創生に携わることだと思っております。行政だけがやるのではなく柳川市民の一人一人、皆さんがまちづくり、人づくり、仕事づくりに携わっていけるようにすべきと考えます。その具体的な活動が、前回から提案しております住民自治のための自主財源の獲得となるわけですが、やねだんの取り組みの出発点は、地元の高校生が野球のイチローを見に行きたい、その軍資金が欲しい、畑を貸してくださいという願いをしたところ、地元のお年寄りが畑を無償で提供して畑仕事まで手伝ったというのが始まりでございました。

子供たちが持っている人を集める力、団結させる力はすごいものがあります。家族の中にあってもそうでしょうし、地域にあってもそうだと思います。子供や孫のためなら何でもできるのが親であります。地方創生を進め自主財源を獲得していく中で、子供たちのために何か喜ぶことをやっていこうとすることは、とても重要なポイントだと思います。個人が子供や孫に何かを買ってあげたり、地域が子供たちが喜ぶ何かをする、そのことは逆に自分たち

の喜びになっていくわけであります。そんな思いを行政にもさらに強く持っていただいて、子育て支援の充実を図っていただきたいと思います。そして、自主財源を獲得した地域が行う子育て支援、そして、行政が行う子育て支援、この両方の支援で子育て世代の定住促進につなげていただきたいと思います。いかがでしょうか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

菊次議員の御質問にお答えします。

核家族化がますます進む中、そして、共働き家庭やひとり親家庭が増加していく中、子育てに不安や負担感を感じる親が増加しています。

本市ではさまざまな子育て支援を行っていますが、今後はより身近な地域において子育て世帯を支える取り組みが重要になってまいります。

議員が言われましたように、子供たちのために何かをしようという意識を持って、地域において取り組みを進めていただくことは、子育て支援の一層の推進という観点から大変ありがたいことだと思いますし、重要なことでもあると思います。

なお、本市としましては、これまで進めてきた保育料の軽減を初めとする経済的支援や、子育て不安解消のための寄り添う支援、増大する保育需要に応えるための保育園や学童保育所の充実など、総合的に子育て支援を図ってまいります。

そうすることによって、柳川で子育てをしておよかったと感じていただけることになると思いますし、若者の定住化にもつながるものだというふうに考えるところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

私は行政と地域双方で行うこの子育て支援がさらに地域の力を結束させていく、このように考えております。子供のために仕事を頑張るといった気持ちはどの親も持っておると思いますし、その心を持つことで現実に稼いでいく力というのは大きくなっていく、このように思います。これはどの御家庭でも同じではないでしょうか。この心を真ん中に据えて今後の柳川の子育て支援を考えていただきたいと思います。このように思います。どうぞよろしく願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

自主財源の獲得を真剣に考える住民をふやしていかなければいけない、このように思います。そのためには、まず行政に携わる職員の皆さんたちが自分たちの各所管がやりたい事業を行うために財源を獲得していく方法を考えることは大変重要なことだと思いますし、お住まいの地域にあっても、皆さんの住んでいる地域の実情に合った自主財源を獲得していく方法も常にこれは考えていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

地域の実情に合った自主財源の獲得を考えていくことが必要ではないかという御質問でございますが、先ほどもお答えをしましたように、まずは住民と行政が一緒になって住民自治を行う意識の醸成が必要だというふうに考えております。その後、自分たちの地域を自分たちの手で守っていくために、自主財源を獲得して自立しようという地域が出てくるのかもしれない。しかしながら、その地域が持っている財産やマンパワーは、それぞれ異なっております。それらの条件に合った方法を見つけ出すことが困難であることから、自主財源獲得の成功事例が少ないのではないかとこのように考えております。

地域で自主財源を獲得する方策は、簡単ではございません。そのため、市といたしましても、今後、地域の皆様と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

これは本当、職員皆さんでしっかりと考えていって、また、地域にあっても考えていく機会というのをつくっていかねばいけない、このように考えております。そのときにはしっかりとした応援、協力よろしく願いをいたします。

やはりふだんから稼いでいくということを考えていなければ、今求められている稼ぐ力を行政が応援してその結果を出していくことは難しい、このように思っております。コーディネーターもそうですが、ジョイント役、パイプ役の役割を果たす上でも常日ごろからそのことは考えていっていただきたい、このように思っております。

では、柳川版DMOについて質問いたします。

その概要、予算獲得の経緯、現在までの来客数、売上高、そういったものを教えてください。

観光課長（松藤満也君）

菊次議員の質問にお答えします。

まず、予算獲得に至った経緯や予算額、補助率について説明申し上げますと、平成26年12月に閣議決定されました緊急経済対策の一環として、平成27年8月に内閣府の地方創生先行型・先駆的事業分タイプ の募集に申請をし、同年の11月に採択されたものでございます。

この事業は、他の地方公共団体の参考となる先駆的事業に対し、国が交付金を交付することにより、地方版総合戦略に関する優良施策の実施を支援するというものでございまして、本市から提案しました地域住民の地域版DMOによる有明海と干拓地を活用した「滞在力」強化事業は、その先駆性が認められ、申請額の20,000千円の採択を受けました。これは100%国の交付金事業でございます。

次に、事業概要でございますが、農業、漁業、観光、教育部門などが連携し、有明海及び沿岸の干拓地など魅力ある地域資源を有効に活用して自然体験や新たな滞在型商品を開発するとともに、柳川ならではのツーリズムの振興を図り、地域の住民と観光客との交流の場を

創出したり、本市の基幹産業である第1次産業の担い手、後継者を確保するなど、事業の受け皿となるモデル的な地域版DMOというワンストップ組織を官民連携して立ち上げ、滞在力を強めることを目指した事業でございます。

このことで、国内外のお客様の満足度を高め滞在時間を延ばし、地域に落ちる消費額をふやすとともに、地域の力によって経済波及効果を高めることを目的とするものでございます。

具体的には、両開地域を活動のフィールドとして、官民連携による柳川むつごろう会という組織を立ち上げ、学童農園「むつごろうランド」の付近を拠点に、有明海のくもで網体験やムツかけ体験、ノリスギ体験を初め、干拓地でのひまわり園など、体験と交流事業を企画しているところでございます。

次に、来客数と売り上げについてでございますが、議員御承知のとおり、4月の熊本地震による風評被害、それと6月の大雨によって流木や大量のごみが堤防に打ち寄せられたことによって、お盆までのトップシーズンにくもで網やムツかけの体験をお断りせざるを得ない状況でございました。

このため、10月現在でございますが、くもで体験は約600人、ムツかけ体験は約100人に御利用いただいたところでございまして、売り上げは約180千円でございます。

一方、7月に開園しましたひまわり園は、昨年から1ヘクタール広げ10万本ふやして、5ヘクタール50万本となり、8万5,000人のお客様にお越しいただき、約3,000千円の収入を得ることができました。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

概略わかりました。

この事業を成功させるためには、やはり観光課だけではできないことでありましょうし、複数の所管が責任を持って今後取り組んで連携をしていくことが大事だと、このように思います。また、現在の課題を明確にして目標を持って進めていく必要が今後ありますし、その目標を実現させるためにも迅速な対応ができるように担当者の配置をしておく必要がある、このように思っております。所管の連携、目標値、課題、担当者、こういったものはどういったことになっておりますでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

まず、所管の連携と体制についてでございます。柳川むつごろう会には、地域の行政区、公民館、農業、漁業の団体、女性会などに参加していただくとともに、JA柳川、福岡有明海漁連、観光協会などの経済産業団体や、市のほうでは農政課、水産振興課など官民の各分野が連携した組織となっております。

事務局体制としましては、観光課の兼務のスタッフと地域おこし協力隊1人が従事しているところでございます。

次に、現在の課題についてでございますが、まずは一步一步着実に事業を定着させることと、活動の輪、連携の輪を広げることだと考えております。

本市は第1次産業が基幹産業である一方、農業、漁業とも若年層の割合が極端に低く、高齢化し、担い手、後継者の確保が急務となっております。

また、観光面では、国内外のマーケットが広がる中、幅広い年齢層の目の肥えた個人客の増加とニーズの多様化、地域間競争が激しくなっている状況でございます。議員御承知のとおり、かつては旅行会社が旅行商品を造成して販売、地域に送客するやり方が主流でしたが、現在は、地域の創意工夫により、地域ならではの旅行商品やサービスを開発しておもてなしすることが、お客様に選んでいただける条件となっている時代でもあります。

本事業は、新たな交流人口をふやすと同時に、お客様の交流によって満足度を高め、滞在時間を延ばして経済波及効果を高める滞在力を強めること、地域の稼ぐ力を強めることが重要な課題であると考えているところでございます。

最後に、今後の数値目標についてでございますが、まずは活動母体の柳川むつごろう会の稼ぐ力を強め、今後3年から4年で自主的に運営できる組織とすることでございます。この取り組みを通じて、後継者の確保や地域の所得向上、そして地域の雇用確保に結びつけてまいりたいと考えております。

そして、これからの取り組みの結果として、本市の観光振興計画に掲げています平成30年度数値目標であります観光入り込み客数150万人や観光消費額75億円を達成させていきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、重要なことは、我々地域としての受け入れ態勢をいかに整えるかという点であろうと考えているところでございまして、その上でPDCAサイクルによりきちんと振り返り、評価して課題や問題点を抽出し、毎年改善に結びつけることが必須であり、同時に、国の採択を受けた事業でもございますので、地域創生の目指すところであります持続可能な地域づくりに結びつけていく必要があると考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。所管のこの連携もしっかりやっていると、目標値3年から4年の間で自主運営をできるようにやっていると、さまざまな課題もしっかりと連携をしながら取り組んでいくと、そういうことで、担当者はどなたが担当になるんですか。（「係長」と呼ぶ者あり）係長がですね、がしっかりと責任を持ってやっていく、そのようにおっしゃっております。

地域がしっかりと今後稼いで新しい雇用を生み出して元気になっていただきたい、このように思います。そのためには先ほども申しましたように、各所管との連携をさらに密にして、課題解決をして、目標を今後達成していただきたい。そして、国から100%の20,000千円の

補助金、これいただいておりますんで、市が負担したわけではないからというようなことがないように、しっかりと成功に結びつけていただきたいと、このように思っております。

では、この収益は現在どのように使われておるのか、将来どのようなことに使われる予定なのかお伺いをいたします。そして、この事業に取り組んでおられる人たちがいつまでもボランティアに近いような状態ではいけませんし、先ほども申し上げましたが、携わる人をふやして、地域が元気になって潤っていかねばいけませんので、必ず成功をさせていただきたい、このように思います。

また、漁業だけではなくて、農業、商業などもこの柳川にはございます。それらも対象に入れて観光客の滞在時間の延長、延ばしていけるように取り組んでいただきたい、このように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

まず、収益についてでございますが、議員御指摘のとおり、いかにして稼ぐ力を強めていくかが一つのポイントであると考えております。

現在、むつごろう会では、収益性の高い事業に取り組み始めながら、得た収益をメンテナンスや次の環境整備に充当することとしております。

次に、漁業だけではなく農業なども対象とする事業をとということでございますが、現在、新たに柳川の特産でございますブドウ園を借り上げて、来年度には観光ブドウ園をしようということで、その準備を進めているところでございます。

このように官民連携や地域との連携、分野横断的に横展開を図るなど、人口減少や少子化、高齢化の中、大切な地域を子供たちや孫の世代に健全に引き継ぐためにみずからが考え、工夫し、行動して、持続可能な地域をつくる仕組みと仕掛けを整えてまいりたいと考えております。

このようにして事業を進めながら、国や県の交付金などの情報を収集し、有利な助成事業に手を挙げ、予算獲得に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

しっかりと取り組んでいただいて、稼いでいただいて、次の事業のためにそれを使っていくと、そのような御答弁でございましたので、次の事業を進めるためにもしっかりと成功に導いていただきたい、このように思っております。

私は、この柳川というのは既に観光地としてのブランドがあります。どこの地域に行っても、「どこからですか」と聞かれて、「柳川です」ち言うて、「あの川下りの」と皆さんおっしゃいます。そのぐらい柳川といえば観光というイメージがどこの地域にあっても定着しているんじゃないかなと、そのように思います。

柳川で行う事業はそういうふうを考えれば、全てDMOになり得るというふうな考えを

持っております。提案をさせていただいております地域で行う自主財源の獲得の取り組みも当然このDMOに入ってくると私は思っております。そして、DMOを進めていく上で必要不可欠な要素といたしまして、やはり地元の理解と協力、その合意形成が必要だと、これが一番難しいことでもありますし、一番重要なことじゃないかなというふうに考えます。しかし、それぞれの地域で自主財源を獲得しようとするその取り組みが始まっていけば、DMOを進めていくその下地づくりになると、このように考えております。また、その下地があってこそこのDMOというのも成功していくんじゃないかなと、このように考えます。

将来それぞれの地域において自主財源の獲得に向かって取り組んでいく、その取り組み自体が発展をしていくことで、地元の若者を初め高齢者の雇用につながっていく、このように考えております。

先ほど行政の支援を子育てに例えました。まさにそれは子育てをしていく親に当てはまる、僕はこのように思っております。親は自立をしていくことのわからない、必要性がわからない子供にはそれをしっかりと教えます。将来に不安を抱える子供には夢や希望を与え、その子供の特性に合った教育で、その子の才能、可能性を伸ばそうと考えます。そして、よき理解者であり相談相手になろうと必死に努力をいたします。そして子供たちは地域からの愛情を受けながら成長をしていきます。その結果、子供は自立をしていき社会に貢献ができる、そういう人材に育っていくと、このように思います。この子育てから目を背けて責任を果たさなければ、その子供たちはどうなるかということでございます。

まち・ひと・しごと創生政策5原則の自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視、これらは全て子育てに当てはまるのではないのでしょうか。その意味では、まだまだ本市には子育てに対する情熱と責任感が足りていない、このように感じております。柳川市全体を元気にして夢や希望が持てる自主財源獲得の取り組みでございます。地域に稼ぐ力を与えて自立していけるように、今後の広い意味での子育ての支援の充実をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。佐々木創主でございます。

早速始めたいと思います。本日は、合併11年とこれからの柳川ということで、まちづくり、行財政改革の観点から質問をさせていただきます。

柳川市は、平成17年の合併から12年目となりました。いわゆる平成の大合併は、地方自治体の数を減らすことで国の財政支出を抑えること、複数の自治体が合併することで行政組織をスリム化し、効率化することによる財政負担の軽減ということが目的の一つだったと思います。

平成の大合併により、平成17年当時全国に3,200あった市町村が現在では1,700程度となっております。平成15年当時の柳川市の合併に至る状況を振り返ってみますと、住民説明会において、多額の国の財政支援策を活用し、さまざまな投資事業を行うことができますという行政側の説明に参加された市民の方から、バラ色の未来が来るような、そんないいことばかりなのか、何か悪いこともあるのではないのかといった言葉が聞かれたのを思い出します。

柳川市では、これまで国の財政支援策を活用し、西鉄柳川駅東部区画整理事業を初めとする大型事業、さまざまな投資事業が行われてきました。そして、合併の目的である行政の効率化という点では、これまで第1次、第2次の行財政改革大綱と集中改革プランを策定し、実行されてきました。

そんな中、合併から10年経過した一昨年、平成26年、日本創成会議が発表した2040年の人口推計は、多くの自治体が消滅するという一方で、マスコミでも盛んに取り上げられ、柳川市も消滅自治体の一つに上げられ、我々も衝撃を受けたわけであります。

昨年行われた国勢調査の結果を見ますと、柳川市の人口はその人口推計どおり減少しているようです。そういう状況の中、政府は、人口急減、超高齢化という国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会の創生を目的として、まち・ひと・しごと創生本部を設置して、さまざまな制度や支援策を打ち出しました。それにより、柳川市においても昨年、柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる柳川版総合戦略を策定し、取り組みが始まっています。

また、行政の効率化という面では、第3次行財政改革大綱も策定されました。少子・高齢化、人口減少という状況下、さまざまな課題に直面する中で、いかにまちの魅力を高め、将来の世代に誇れるまちづくりをしていくのが問われていると思います。

本日はこれまでの11年間を振り返り、効果と課題を洗い出し、将来に向けた柳川市の取り組みについて議論をさせていただきたいと思います。

そこでまずお尋ねしますが、平成17年以降、これまでの投資事業の総額、その主な内容、そして、大きな財源である合併特例債の活用額についてお尋ねします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成17年度以降の投資事業の総額と主なもの、また、合併特例債の活用額ということですので、お答えしますが、平成17年度から平成27年度までの11年間の普通建設事業の合計、これは約590億円ということになっております。

その中で、主なもの、また、合併特例債の活用額ということでお話ししますが、平成17年度から27年度までの11年間の事業費及び活用額でお答えをさせていただきます。

なお、金額につきましては、億単位で答弁させていただきます。

柳川駅東部土地区画整理事業が、事業費約98億円、合併特例債の活用額は37億円、道路整備事業が、事業費が約63億円で合併特例債の活用額が約42億円、水路整備事業が、事業費約24億円で、合併特例債の活用額が約15億円、小・中学校の校舎等の整備事業費が、事業費が約40億円で、合併特例債の活用額が約13億円、柳川駅周辺地区事業が、事業費約24億円で、合併特例債の活用額が約13億円となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。今、駅前も随分とすっきりとして、東口も開設されて、見た目の成果でも随分まちの様相も変わりました。

それで、先ほど申し上げた行政の効率化という点で、行財政改革、この内容、効果額を教えてください。

総務部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

第3次行財政改革、これは議員の皆様にもお知らせしましたように、平成27年12月に策定をいたしました。これまでの行財政改革では、平成17年度から平成26年度までの10年間で、職員105人の削減により人件費の抑制、補助金の見直しなどで約56億円の実績を上げてきたところでございます。

今回の第3次行財政改革の……（「そこまでは聞いていないですよ」と呼ぶ者あり）はい。それが一応実績ということをお願いしたいと思います。

10番（佐々木創主君）

人件費、105人削減したと。額にすると幾ら減少したんですかね。それと、もろもろ物件費等も削減をしてくれていると思いますが、その辺の額も教えてください。

財政課長（島添守男君）

それでは、人件費、扶助費、物件費等でよろしいでしょうか。の平成17年と27年の比較ということでお答えさせていただきます。

まず人件費は、平成17年度が5,486,000千円、平成27年度が4,755,000千円、また扶助費は、平成17年度が4,790,000千円、平成27年度が7,397,000千円、扶助費につきましては、平成17年度から平成27年度の間で大幅に増額となっておりますが、平成22年度に、今は児童手当と

なっております子ども手当が開始されたこと、及び福岡県からの権限移譲に伴う費用等が発生しましたことから大幅に増額になっております。

また、物件費は、平成17年度が2,946,000千円、平成27年度が3,323,000千円となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

今、行革のことを聞いているんですよね。扶助費は行革したんですかね。違うですよね。人件費、物件費。人件費は、17年度、それと27年度を比べて105人減少していると、我々議員も合併当初53名おりましたが、現在22名ということで減っておりますので、当然額も減ってマイナス730,000千円。ただ、職員の皆さんは、正規職員は100人減りましたが、嘱託職員は100名ふえているんですよね。当然、報酬、給料の額は違う。非正規労働者、非正規職員の問題が問題になっておりますけれども、ただ、これはいたし方ないというか、民間企業においても正規職員よりも非正規労働者を雇ったほうが経費が削減されますから、そういう状況であるということは事実でございますので、ちょっと説明をしておきたいと思いますが、物件費はなぜか370,000千円上がったと。ただ、補助金の削減とか税金の収納率の向上とか、いろんな取り組みも努力をさせていただいておりますので、評価をしたいと思います。

それでは次に、平成17年、それと27年の人口、柳川市の人口、国勢調査レベルでどうなったのか、教えてください。それと高齢化率、それと若年、3段階の比率を教えてください。

企画課長（椋島謙治君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

人口及び高齢化率の平成17年と27年の比較について、公表されております国勢調査でお答えします。

まず人口ですが、平成17年は人口7万4,539人に対し、平成27年度は人口6万7,777人で、6,762人の減少となっております。

次に、65歳以上の全体に占める割合であります高齢化率についてですが、平成17年は24.1%に対し、平成27年は30.7%と6.6%上昇しております。

次に、年齢3区分の御質問でございます。

14歳以下の年少人口については、平成17年が1万320人、平成27年が8,345人となっております。15歳以上64歳以下の生産年齢人口は、平成17年が4万6,234人、平成27年が3万8,542人となっております。次に、65歳以上の人口についてですが、平成17年が1万7,985人、平成27年が2万815人ということで、高齢者人口についてはふえておるということでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

日本創成会議が2040年の人口推計をして、それぞれシミュレーションをやっておるんですけども、ほぼ日本創成会議の策定した平成27年の人口予測6万8,040人、一昨年策定しましたが、6万7,777人と、ほぼ同じ推移で減少したということが判明するわけですけども、振り返ってみますと、平成19年に柳川市はマスタープランを策定しました。柳川市の市政運営の根本中の根本、このマスタープランで人口予測と目標を掲げているんですね。マスタープランでは、平成28年の人口予測を6万7,500人になるだろうというもとに目標を7万1,000人に定めて、子育てとか、定住化とか、企業誘致とか、道路の整備とか、狭隘道路を解消するとか、いろんなことをやっていきますとうたわれて、いろんなことも実行され、いろんな投資事業も行われてきたわけでありましたが、目標7万1,000人、しかし、予測である6万7,500人、ほぼ予想どおりに減少してきておるということになります。

そこで、柳川だけ見てみるとなかなかわからないので、筑後地区のほかの地区がどうなのか、ちょっと見てみたいと思うんですが、柳川が、先ほど企画課長からお話があったように、六万七千数百人と、約9%減少しております。じゃ、柳川市の周辺自治体がどうなのかというと、例えば隣の大川市が11%減少、みやま市は12%減少、大牟田市も12.7%の減少、そして、八女市も12%、柳川はまだいいほうです、2桁行っておりませんから。

ただ、筑後地区を北部と南部に分けたときに、いろんな分け方があると思うんですが、私なりに地理的条件でちょっと分けてみました。

北部を小郡、大刀洗、久留米、うきは。小郡は17年と27年度を比較して0.9%の増、大刀洗は1.6%の減、久留米市は0.5%の減、うきは市は10.2%、うきは市は相当大分寄りに離れておりますから、それでも筑後北部全体、全体の数でいうならマイナス1.1%です。

筑後南部はどうかというと、先ほど申し上げた以外に、広川町、ここは0.3%の減、筑後市は1.1%の増、それと大木町0.7%の減と、それで、全体でいうと筑後南部は9.4%の減少と、北部と南部で大きく違いが出てきております。

これは何かと。小郡あたりは西鉄の駅が7つあります。甘木鉄道の駅が5つあります。大刀洗も甘木、西鉄の駅が2つ、久留米はJRから、西鉄から相当数がございまして、高速道のインターチェンジもある。ただし、小郡、大刀洗あたりは非常に福岡に近うございまして。駅もある、恐らく通勤、ベッドタウンといえますかね、そういう人たちが多いいんじゃないかなというふうに思いますし、大刀洗は非常に野菜が、博多万能ネギから始まって大根でじゃんじゃん家が建っとなつた。私は平成2年ごろあの辺でいろいろやっておりましたから、あそこの家も大根で建ったばいち、あそこも大根で建ったよと、そういう話を地元の農家の方々から聞いていたんですが、そういう施設園芸農業が盛んと、それプラス地理的条件が非常にいいと。それと南部の広川、筑後はやはり工業立地、広川町は工業団地を、もう平成に入る時点でかなり広大な工業団地をつくっておられましたので、そういった意味で、工業立地が進んでおって、柳川から出ていった企業もあの辺に移られたんですが、そういうことな

んですが、大木町がちょっと理由がわからないんですね。別に大きい企業があるわけでもないし、大きい工場が来てしたわけではないんですが、大木町はなぜだか0.7%の減。これはまた、今後のところでちょっと触れさせていただきたいと思いますが、そういう状況であるということで、それともう一つ、17年と27年の比較で市税収入、それぞれ教えてください。

税務課長（野田栄作君）

歳入の市税につきましては、税務課のほうからお答えさせていただきます。

平成17年度の市税収入でございますが、5,950,000千円でございます。平成27年度は6,220,000千円でございます、約4.5%の伸びとなっております。これは平成19年度に、国から地方への税源移譲により所得税と住民税の配分が変わったためで、具体的には最も多くの方が該当します所得区分層で、所得税の税率が10%から5%へ、住民税の税率が5%から10%へと変更となった結果、住民の方の所得税、住民税合わせた税負担は変わらないものの、住民税分だけを見ると増収となったためでございます。

次に、平成37年度の市税について……（「聞いとらんですよ。これまでの分しか聞いとらん」と呼ぶ者あり）後でよかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

10番（佐々木創主君）

実質、その税源移譲ですね、税源移譲は大体640,000千円程度だったと思います、その時点でプラスになったのがですね。それで、それを差し引きすると、この10年で実質人口が7,000人減って360,000千円税収が減っているということでございます。

それから、ここで扶助費のことを聞こうと思ったんですが、扶助費については26億円、17年に比べてふえておると、27年がですね。ただし、国の政策で子ども手当がありましたんで、それが約22年当時で12億円、27年度では約1,090,000千円、約11億円、それを差し引かないといけませんので、実質は17年に比べて15億円扶助費がふえておる。少子・高齢化、いろんな老年人口がふえていく、この影響が如実にあらわれておるわけでございます。

投資事業と行財政改革、それと人口減少による影響、社会情勢、その結果を今振り返らせていただいたんですが、それを踏まえて今後、これからどう柳川のまちづくり、行政運営をしていくのか。先ほど聞いた観点からお尋ねします。今後予想される、計画されている大型事業、事業費を教えてください。

財政課長（島添守男君）

今後予定されております大型事業と事業費ということでお答えさせていただきますが、ことし5月に見直しました中期財政計画に基づき答弁させていただきます。

まず、一番事業費が大きいのが、みやま市と共同で事業を進めています一般廃棄物処理施設整備事業で、本市の負担分は約66億円となっております。

次に大きいのが、市民文化会館建設事業ですが、先日の全員協議会で約4,250,000千円ということで御説明いたしました。

そのほかの事業としましては、これもみやま市と共同で事業を進めております広域火葬場建設事業が本市負担分として約16億円、庁舎統合事業が約15億円となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、市民文化会館が立地する市民グラウンド、大和にも市民グラウンド、柳川にも市民グラウンド、三橋にも市民グラウンド、柳川の市民グラウンドがなくなると、どうするんですかということで、新たに建設、整備をしたいということなんですが、これどうなるのか、ちょっと教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市民文化会館の建設に伴いまして市民グラウンドがなくなると、その後どうするのかという御質問でございますが、市民グラウンドの整備には、一定規模の面積が必要となってまいりますことから、これまで答弁しておりましたように将来的な課題と今現状では捉えております。

このため、具体的に場所をどこにするとか、整備時期をいつするというのは申し上げることはできません。

今後、候補地を選定いたしまして、条件が整いました段階で整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

庁舎統合、市民文化会館、ごみ焼却場等、31年度までに仕上げないといけないと、なぜかということ、合併特例債の使用期限が31年度までだからと。だから、それまでに大型事業を全てやり終えないといけないんですということなんですが、そうなると、市民グラウンドは何かあと3年、間に合いそうにないですね。用地選定から、用地交渉から、売買価格、交渉と、それはもうこれ以上言いませんが。それで、市民文化会館、改めて、これも大型事業の一つでございますから、ごみ焼却場、火葬場、これは市民生活に密着、密接に關係しておりますので、市民文化会館、ちょっと改めて、簡単で結構ですから、建設をされる理由というのを教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今の市民会館は、昭和46年に建設されまして、築後45年が経過しております。現在の建築基準法で定められました耐震基準を満たしておりません。そういった意味では、安全面で大きな課題を抱えておるといふふうに認識しております。

また、柳川庁舎と同一の敷地内にございますので、利用者用の駐車場も不足しておりますほか、施設内外のバリアフリー化も不十分な状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、大学教授や文化施設の運営者など5名で構成いたします有

識者委員会を設置いたしまして、検討を行い、市民グラウンドが適地であるという提言に基づき、候補地として選定し、新たな市民文化会館を建設することにいたしました。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それと、この市民文化会館の建設予定地の入り口にあります市民温水プール、合併当初あれを廃止する、いや、存続する、石田市政でございましたが、合併、新市長が誕生後、相当に混乱をしたわけでございますが、結果的に存続をしておると、一部取り壊されましたけれども、利用者の方々は非常に喜ばれたと思いますが、最初の数年間は2階は使っちゃだめということで2階は使っていなかったんですが、現在は使われております。この利用状況、それと今後、相当古いと思いますが、どうなるのか教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

プールを含めた利用状況ということでよろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

市民温水プールにつきましては、もともと福岡県が昭和50年に県南婦人センターとして整備いたしまして、平成18年3月に県から譲渡を受けております。平成19年4月に柳川市民温水プールとしてオープンいたしまして、現在9年目を迎えております。運営方法については、開設当初から指定管理制度を導入しております。

なお、建物の構造については鉄筋コンクリートづくりということで、建築面積については1,565平米、一部2階建ての構造ということであります。

さて、利用状況につきましては、プール利用者が平成27年度の統計で申しますと4万9,289人、2階の研修室1、2、和室3室の利用者の合計は641人となっております。

施設の状況でございますが、平成24年にろ過器の改修や屋外ドレン管修繕、プールの天井修理、平成26年に地下タンクライニング、平成28年に空調改修と修繕を繰り返しながら運用しておるところでございます。

今後どうするのかということで議員のお尋ねでございますが、どこまで使い続けることができるのかというのを判断する上では、施設の細かいコンディションのチェックが必要になってまいりますので、具体的な年数でありますとか、期間については現段階では申し上げることはできません。今後も施設のコンディションを見きわめつつ、運用してまいりたいと考えております。

と申しましても、市民温水プール、先ほど申し上げましたように、昭和50年に開館いたしまして、もう既に41年を経過した施設でございます。今後、利用者の安全を損なうような事態が予測される場合は、大規模な改修が必要となってまいりますので、そのときは施設の存続の是非について市として判断しなければならないと考えております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

先月、ちょっと私現地に行って、指定管理者の担当職員の方からいろいろお話を聞かせていただきました。もう雨漏りがして、ちょっともう使おうと思っても使えないと、この部屋もなかなか使えないんですと、いつも、昔のぼたぼた受ける金だらじゃありませんが、そういう状況だということで、本来であれば大規模改修なり改修をしないといけないんですが、危険性のないようにと、何か先行きが、方向性が見えているような気もするんですが、ただ、4万9,000人、市内にはほかに民間のプールが2カ所ありますから、それから今度県南の広域公園にも県営プールができました。総合運動公園と広域公園のどっちを使うんだという話にも似たような気もするんですが、これをどうするのか。

これはやっぱり、市内も市外の方も同一料金で非常に低料金なんで使いやすいんですという話がありました。この件はちょっと後でも触れさせていただきたいと思いますので。

それでは、今まで、それと今後、平成37年、10年後の人口、2040年は4万9,000人という予測が出ておりますが、平成37年度、10年後の人口予測わかりますか。

企画課長（椋島謙治君）

企画課のほうからお答えします。

平成37年の予測ということでございます。国の研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所によりますと、人口6万1,095人、高齢化率も参考に申し上げますと35%というふうに予測されております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

6万1,000人ですか。約7,000人程度減少すると、同じ傾斜で減っていくという予測なんですが、ただ、これをどうにかせんといかんということで、柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略、柳川版の総合戦略をつくられて、もちろんこれは柳川のみならず全国的な問題でございますから、この内容、目的、この目的は何なんでしょうか。いろんなメニューがありますね。子育てから、教育から、柳川らしい歴史文化を生かしてとか、先ほどのDMOというのもあるでしょう。根本的な目的、内容、教えてください。

総務部長（高崎祐二君）

柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、昨年10月に策定をいたしております。先日の全員協議会でアクションプランも報告をさせていただいたところでございます。

本市もこの法律の趣旨に基づきまして、本市の現状と課題を分析しました人口ビジョンを策定し、本市にいかにか安心して長く住み続けるか、また、本市の魅力を高めて移住していただくかを検討し、基本理念を定め、郷土愛の醸成や結婚から子育てまでの切れ目のない支援、それから快適な生活環境の整備、地域資源を生かした仕事づくりなど4つの基本目標を掲げ

てさまざまな施策を行うこととしております。先ほど、国の研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2040年の将来予測が4万9,922人というふうに言われております。この人口より約4,000人多い5万4,000人を人口目標としているところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

いろんな柱があって、ただ、その中でやはり人口予測が4万9,921人を5万4,000人に何とかとどめるんだと、そのために国のそういうメニューとかを踏まえているんなことをやっていくということなんですが、ただ、この4万9,921人、国の社会保障・人口問題研究所の数字ですよ。先ほど、冒頭触れた日本創成会議、あちらが出した数字はちょっと違うんですよ。こちらが出した2040年、平成でいうと52年の予測数字は4万6,686人と、3,000人ほどちょっと差があるんですが、それはいいとしても、究極の目的、この柳川版総合戦略、人口を何とかこれぐらいにとどめて、活力のあるまちにしていくんだということだと思います。それは理解しましたし、それは大いにやらないといけないと思います。

そこで、先ほど27年度までのいろんな比較をさせていただきましたが、重要な財源であるいろんなことをやるにしても、やっぱり財源が必要です。国の補助金もあるでしょう、いろんなやつもあるでしょう。ただし、やっぱり自前の財源、そういった意味で市税が10年後どうなるのか、数字はありますか。

税務課長（野田栄作君）

10年後、37年度の市税についてでございますけれども、現行の税率等に変更がないとした上で、現在出しております中期財政計画の策定時にも用いました、国が公表しております国内経済成長率の動向や柳川市における生産年齢人口の減少等の要件を加味しまして約5,990,000千円を見込んでおります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それを差し引くと大体二億数千万円と、大体17年から27年減少したのと同じ額ぐらいが37年はこのままいくと減ってしまうんだということになるわけですよ。

それでは、扶助費が十数億円10年間で上がった。扶助費は37年、このままいくとどうなるんでしょうか。どれぐらい、恐らく減少することはないと思いますが、どれぐらい増加しますか。わかりますか。

財政課長（島添守男君）

扶助費の37年度の予測ということでございますが、中期財政計画では32年度までしか計画しておりませんので、32年度の予測ということでお答えさせていただきます。

扶助費につきましては、7,765,000千円ということになっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ただ、財政計画によると、27年は75億円でしたよね。73億円ですかね。

財政課長（島添守男君）

扶助費の27年度の数値は7,397,000千円です。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いずれにしても、ふえていくと。当然高齢化率が上がっていくわけですから、人口を何とかとどまるように努力もしないといけない。それによって当然市税収入にも影響してくるということですが、もう一つ大事な、10年間で人件費抑制してきたと、身を削ってきた、補助金も削減した、いろんなこともやってきた。先ほど答弁されかけましたが、これから第3次のというやつを、さらに行政の効率化を進めますということで第3次行財政改革が策定されたんですが、この内容、それと効果額といいますかね、目標数値というか、教えてください。

総務部長（高崎祐二君）

第3次行革大綱の目指すところというところですが、合併による優遇措置が終了いたします31年度以降を見据えまして、持続可能な行財政運営を確立していくこと、さらに、限られた財源と人員の中でいかに職員の能力を向上させ、組織や職場を活性化していくことにあるというふうに思います。また、少子・高齢化等によります新たな住民ニーズへの対応等も発生をしております。行政の業務量はますます増大していくこととなっております。そのために、既存事業の整理統合も実施をしていかなければならないというふうに思っております。そのためには、住民と行政がお互いに分かり合った上で、それぞれが担う役割を明確にしていくことも必要なことだというふうに思っております。行政だけではなく、これまで以上に住民参画と、住民、市民協働ということによりまして、住民とともに進めるまちづくりを進めていくことが重要だというふうに思っております。

効果額までお尋ねでしたが、効果額までは今のところ出しておりません。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

今、人件費、職員も減らした、ただ、嘱託職員をふやさないと、新しい事業もできたんでふやした部分もあるかと思いますが、なかなかこれ以上大なたを振るって減らすというわけにもいかない部分はあるかもしれません。その議論はここではいたしません。その中で、第2次行財政改革大綱、平成23年策定、今から5年前、この中にアセットマネジメントというのがあったんですが、当時部長が、この場で私23年3月に質問しまして、このアセットマネジメントは何なのかという質問をしたら、まだ掲載しているだけで、これから始めますと

いう答弁でした。今回、5年たってこれ消えておるんですが、もうやってしまったんですね。ちょっと教えてください。

総務部長（高崎祐二君）

今回、行財政改革大綱の中にアセットマネジメントという表現はしてありませんが、中長期的視点での公共施設の維持補修や適正配置等については重要であるというふうに考えております。

今回、公共施設の有効活用という項目の中で、公共施設等総合管理計画の策定を掲げまして、現在着手をしているところでございます。この計画では、公共施設につきまして複合化などによる更新、それから統廃合、長寿命化を計画的に行うことによりまして、市の財政負担を軽減し、公共施設等の最適な配置の実現を目指すものとしているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

名前が変わったと、ちゃんとやるつもりですと、着手をしたと、着手しているんですね。

それで、公共施設の複合化、それと統廃合と、統廃合となると、どこかをなくしてどこかに一緒にすると、小・中学校の適正配置、統廃合という話もありますし、市民感情が伴う話も当然出てくると思いますね。

それで、私何度も何度もこれ、合計4回これ聞いているんですよ、23年以降。どうするんですかと、いや、これからやる。最初はまだですと、これからやりますと、検討しておりますと、5年たって全く、5年たってやっと着手。

調べてみますと、全国いろんな自治体がもう既に計画を23年当時ももう策定されて着手をされておりましたけれども、現時点でも福岡県内においても8市、結構多くの市や町が既にもう策定済みで着手をしているんですよ。なぜか。先ほどの人口減少ではありませんが、人口が減っていく、財政状況も厳しくなる、税収も減る、活力がなくなる、そして、現在の、10年前の人口、20年前の人口を前提につくった公共施設、それを更新すると莫大な金がかかるから、統廃合もしよう、複合的に使おう、長寿命化をしよう、30年という期間を設けて床面積を20%減らしますとか、もう具体的に数値目標を示してやってあるわけですよ。5年間、非常に大きいですね。何かこの5年間のうちにいろんな事業が、いろんなものが建設されました。これからも建設されようとしておる。だから、それを着手するまでは、ちょっとこれをつくると都合が悪かけんがらつくらんとこうと、うがった見方をするとですね。そういうふうにも見えてきてしまうんですが、ただし、これはやっぱりやらないといけない。

市民の皆さんに、あそこあそこの施設は、A地区、B地区のやつはもう一つにしますよとか、あそこあそこはおたくんところはもう古うなったけんがら、申しわけなかばってんがらなくしますよと。ある施設は、ある人たちの団体で使ってあったらうばってんがら、これはこういう使い方もしますよと、だから、この部屋は別の使い方に使いますからとか、

「えっ」と、そういうことも着手せざるを得ない、そういう計画を立てざるを得ない、実際やっておられる。この計画、いつできるんですか。

総務部長（高崎祐二君）

ことしから始めたわけではございませんで、たしか平成27年の6月議会におきまして、補正予算としまして、先ほども申し上げました公共施設等総合管理計画という形でお出しをさせていただいております。ただ、昨年度はこの計画をつくる上で固定資産台帳が必ず必要になってきます。そういうものを27年度から28年度頭までそれを計画して、実際白書みたいなものを出させていただいたという状況でございます。

今現在、副市長をトップといたしまして、部長級職員から成る委員会、それから施設を管理しております課長級職員で構成されます幹事会で検討をしておりますところでございます、この計画につきましては、今年度中に計画をまとめたいというふうに思っております。それで、来年の3月までにはつくり上げたいというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

期待しておきます。

ただ、ただですね、いろんな地域の計画を見ていると、建設から30年たったやつを対象にしますとか、30年以内のやつは当然潰すわけいきませんから、複合的にやるとか、いろんな知恵を絞らないといけないんですけれども、柳川の場合は、19の小・中学校、これは行革で語るべきではないかもしれませんが、教育の現場で少人数で、なかなかできないカリキュラムもあると、そういった意味ではやっぱり2つ、3つの学校を一緒にしようとか、そういうことをやっていらっしゃる自治体もあるんですが、小・中学校は19学校、それと6つの中学校、古いやつは全部改修しましたよね。改修して補助金もらって、じゃ、これを適正配置、これは難しいですね、当面。校区公民館もふえました。コミセンもできました。当然これもそうはいかない。じゃ、どこを減らすのか。面積を20%減らしますというやつを話しましたが、じゃ、どれを減らすのか。大体古いやつというと、ずっと古い順に並べるといいんですが、じゃ、それを減らせるのかと、それは非常に難しい。難しい課題を解決しないとイケませんから、拍子抜けするような、そんな内容の計画はつくりしないでください。やはり市民の皆さんに財政状況はこうです、10年後、20年後こうなります。だから、いたし方ないです。皆さんも御理解ください。地域をやっぱり市民と行政の協働でつくり上げていくということで担っていくしかない。そういう時代になっていくんだということをやはり理解していただく努力もしないといけないと思います。そういった意味で、地域のリーダー、その方々にも早くから接触をしながら、地域の意見醸成といいますかね、啓発といいますか、そういうことも必要だと思います。これはもうやらざるを得ない。

その中で、じゃ、どうしていくのかということでございますが、その人口減少、いろんな

要因があると思います。

それで、先ほど大木町の話をしたんですが、大木町が何で人口が減らんのか、大木町の方々に聞くと、若いお母さん方と私よく会う機会があって、大木町は非常に子育てがしやすいんだと、じゃ、大木町と柳川市の子育て支援策、子供の医療費無料化とか、いろいろありますけれども、そんな大差はないんですね。ただ、先行してやられたからイメージが定着しておる。

それと、1年ほど前の一般質問で私は、柳川の駅、6つ駅があるじゃないかと、柳川駅を除いて、北から蒲池、矢加部、徳益、塩塚、中島。蒲池の駅は近くの金納の信号が交差点改良されて非常に行きやすくなったと。ただ、駅前がちょっと狭うございますが。大木町は、やはり八丁牟田駅前が、442号が広うなりました。それと、もう一つ大溝という駅があるんですよ。以前は非常に県道柳川久留米線から入っていくところはよかったんですが、狭かった。ところが、昨年でしたか、行ってみると、両側に歩道がついて、あれ12メートルぐらいあるんじゃないでしょうか。非常に道が広うなっております。周りに住宅がいっぱい建っております。そういった意味で、特に徳益駅、あそこせっかく駅があるんですよ。福岡都市圏に通勤するには柳川駅まで1駅行って特急に乗りかえられるじゃないですか。徳益駅に行くのは非常に狭苦しい道を行かないといけないんですが、このアクセス道路を早く整備すべきじゃないかと。塩塚にしても、矢加部にしても、これだけの駅があるわけですから、大木町にしても特急に乗りかえようとする大善寺まで行かんと乗りかえられんわけですから、状況は私は一緒だと思うんですよ。この駅の利便性の向上、利用のですね、これをやはり早急に実施すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長（高須 亨君）

ただいまの佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の御質問につきましては、平成27年6月議会で佐々木議員からの質問に、市内4カ所の西鉄駅へのアクセス道路、それと駅周辺整備について回答させていただきました。

特に蒲池駅につきましては、平成27年9月議会において、地元、樽見議員からも整備についての御質問がありました。

県道水田大川線の蒲池駅付近については、歩道がなく、朝夕の通勤通学のラッシュ時に渋滞も発生しておるため、平成26年、そして平成27年に地元及び道路管理者等と行いました通学路合同点検において、蒲池小中学校より要望を受け、本年4月に関係地権者の同意書を沿えて、福岡県に歩道設置等の道路整備要望書を提出したところでございます。

議員が言われますように、駅へのアクセス道路の整備や駐輪場、駐車場を含めました駅の利便性向上に係る駅前整備を行い、駅利用者をふやすことは、地域の活性化、定住化につながることでございます。駅の利便性向上に係る整備につきましては、ほかの事業に合わせて整備を行うことが有利でありますので、関係機関と協議検討させていただきます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。答えられる部分と答えられない部分、いろいろあると思いますが、蒲池駅もそういうことでまた次のステップに進んでいただいている。ただ、いろいろ問題もあると思いますが、ただ、こういう時代、これからの時代、総花的に、柳川は全ての事業に手厚くやりますよということではできないわけですよ。例えば大木町、先ほど言いましたが、それは子育て支援は非常によかろうばってん、あんた、道に穴があいたっちゃ大木町はなかなかふせてくれんばんという話もあるわけですよ。本当かどうかですね、その方が個人的にそういう印象なのかわかりませんが。

限られた財源を何に重点化していくのか、それと、やはり柳川の特徴を踏まえて、どういうまちづくりをしていくのか。そういった意味で、庁舎統合、柳川、大和、三橋、3庁舎に機能が分かれておるので1つにしようということで、これももう進めていただいておりますが、柳川庁舎に統合しますという方針は出ております。じゃ、残った大和、三橋には支所をつくりますと、だけど、本当に支所は必要なんでしょうか。柳川に7つの校区公民館、三橋、大和に11の校区コミセンができました。柳川の7館とは地域イントラネットということで専用の光回線でつながっておりますから、前、企画課長から、あそこに端末と印刷機さえ用意すれば住民票からなんから交付ができます。いろいろ、ただ、セキュリティーの問題、個人情報の問題あるでしょう。再任用の職員の方々いらっしゃるじゃないですか。40年もの間、職員としていろんな部署を経験されて、そういう方々を配置して、11の公民館で、校区コミセンでいろんな住民票だ、健康保険だ、年金だ、税金だ、そんな手続きができれば、わざわざ大和庁舎に行かずとも、柳川庁舎に来ずともできるわけじゃないですか。

だから私は、大和、三橋に匹敵する人口を持つ昭代でまずやってみたらどうかと、ただ、なかなか難しいということでございましたが、ただ、そういう施設も利用者数、大和、三橋の校区コミセンはなかなか利用者数が伸びないという話もしましたが、やはりせっかくなつくたんですから、つくってしまったんですから活用するように考えないといけない。そういった意味で、そういう支所機能を持たせる。学童保育所なんかもわざわざ学校につくらずとも、地域で子育てをしよう。なかなか部屋が活用されんなら、校区コミセンの中の一部屋を学童保育所に使ったらどうでしょう。デイケア施設も、デイケアをしたらどうでしょうか。わざわざ国と市の財政負担をしなくとも、箱物はあるわけですから、思い立って、マンパワーさえいればデイサービス事業ができる。雇用が生まれるじゃないですか。そういうことも私は考えていかないといけないと思うんです。

それと、先ほどの公共施設等の総合管理計画、そういった意味で新しくつくってきました。柳川市内には167の公共施設があります。ふえてきました。そういった意味で、市長においては、念願である市民文化会館であると思いますが、そういった意味で、本当にそれを今つく

るべきなのか、それを含めたところで柳川の文化活動、大事な教育と防災、それと行政機能、いろんな分野の施設をどうこれから維持して、これから活用していったって、次の時代の人口減少、踏みとどまってそのときにより積極的に活用していただけるのか、これが私は重要だと思います。しつこいようですが、私はこのことを指摘、提言申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番白谷でございます。それでは、議長のお許しがありましたので、早速一般質問を行います。

今回は、ピアス跡地の活用と佐賀空港へのオスプレイ等の配備の2点を予定しております。まず、ピアス跡地の活用についてお尋ねをいたします。

皆さん御存じのとおり、このピアス跡地は、ピアスアライズ社が撤退することに伴い、当時の大和町が町の予算の約10%に当たる540,000千円という巨費、もう少し言うと建物取り壊し費用の値引きがありましたので、実質6億円となりますが、そうした巨費を投じて購入したものであり、本市の貴重な財産となっております。そうした中、現在市ではこの土地を民間企業に売却する方向で検討が進められているようです。

そこでお尋ねをします。売却しようとした経緯を教えてください。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

ピアス跡地は市の都市計画上、準工業地域に指定しておりまして、加えて農村地域工業等導入促進法に基づいた実施計画を昭和47年に策定し、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進してきました。この方針はピアスアライズ株式会社が撤退し、大和町が購入した後も引き継がれ、ことし3月25日に計画の取り消しを行うまで遵守してきたところでございます。

このような状況のもと、新柳川市に引き継がれて管理していく中で、民間企業からの開発に関する問い合わせが幾つかございました。

民間企業に土地を売却し、土地の所有者が市から民間企業にかわれば固定資産税の収入も見込まれますし、企業立地によって雇用者数が増加すれば、地域活性化に寄与するところが大きいと考えます。

このようなことから、企業からの需要があるようであれば、当初、柳川市の都市計画で定めたとおりの準工業地域としての土地の開発を民間企業等が行うために、この土地を売却するという方針で進めているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、課長の答弁によれば、ピアス跡地が準工業地域に当たるから売却をするということですが、どういった企業を考えてあるのかわかりませんが、これについてはまた後でもお聞きしたいと思います。先ほどの課長の説明によれば準工業地帯だから企業に売却するというような説明ですが、確かにそうでしょうが、準工業地帯ですから早く言えば何にでも使えるわけですね、もちろん住宅地にも使えるわけで、準工業地帯だから企業が開発しなければならないということではありません。先ほども言いましたけど、この土地は当時の大和町が購入するとき町の中心部にあるということで、町の活性化のために購入をしたんですね。当時は民間に売却するとかそういった構想は全くなかったわけで、ですから、今回民間に売却するということですが、まず、市が市民のために活用しようと活用策は考えられたのかどうか、そこをお聞きしたいと思いますし、それと課長は先ほど柳川市の都市計画で定められた云々と言われましたが、柳川市の都市計画マスタープランでは、私はこのピアス跡地域は住宅地区に指定されているのではないかと思います、その辺もあわせてお答えをお願いします。

財政課長（島添守男君）

先ほどの答弁と少し重なるところはあるかと思いますが、お答えさせていただきます。

ピアス跡地は、その誘致のときからこれまで、地域指定の面からも、都市計画上、準工業地域に指定し、また土地利用の面からも、農村地域工業等導入実施計画を策定することで企業立地による付近一帯の活性化を目指してきました。

このような経過から、ピアス社が撤退した後もこの方針を継続し、企業等誘致のための土地として活用することが最も望ましい活用方法と判断しております。

したがって、市が独自に活用する具体的方針がない中では、ピアス跡地は売却を行い、民間事業者が地域活性化のために活用していくことを期待するところでございます。

そして、先ほど少し質問ありました都市計画マスタープラン上の地域指定ですけれども、確認したところ、準工業地域という指定は変わらないということでございますので、その点をお答えしておきます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

さっき課長は、合併以来、民間の、開発して企業誘致のために使おうと進めてこられたと言われましたよね、ちょっと話が違うんでしょうね。当初、このピアス跡地は市民会館建設用地に使いますと市長がこの議会で1回は明言されたんですよ。それを課長は合併当初から企業誘致に使いたいと思っていましたし、違うでしょう。本来ここで、さっきも言いましたけど、この土地は6億円という当時の大和町の一般会計の10%にも当たる高額な土地ですよ。もちろん合併しているから何とも言えないんでしょうけど、当時は大和町に私は町の職員としておりましたがね、この土地を職員みんなですね、何に使おうかと、ある人は当時中学校が老朽化していたから中学校の用地に使いたい、ある人は本当の400メートルのグラウンドをつくりましょう、もちろんほかに、例えば、長洲町に緑地公園があります。知ってあるかどうかわかりませんが。そこに行けば平日でも日曜日でもですが、多くの町民の方が、お母さんが赤ちゃんを乳母車で押して散歩に来られたり、あるいは若いお父さんが子供とキャッチボールをしたり、いろんな人が利用されていました。私はそういうことがいいなとか思いながら、みんなが当時の職員は胸を膨らませて期待をした土地なんですよ。それを合併したから、もうあいているから売ろう。果たして、私はそう思いますけどね。そこをね、先ほど課長はちょっと話が違いますよ、説明は。やはり市民のために市が何かに活用する、私はそれが一義的なものだろうと。そして、それから、民間に売り渡すというのはその後に出てくるやつで、最初から企業から問い合わせがありましたから売りますよ、そんな短絡的な話じゃないでしょう。まず、そのことについてお尋ねをします。

財政課長（島添守男君）

先ほどもお話ししましたとおり、ピアス跡地というのは地域指定の面、それから土地利用の面から企業を誘致して、そして、そこに実際ピアスアライズ社が誘致されてきたと、そういう経過がございます。撤退した後、じゃ、どういう活用をするかということで行くと、やっぱり地域指定の面、それから土地利用の面から、そういうことによって活用したほうが市民の方にとっても雇用が生まれ、あるいは固定資産税とか収入がふえるということであるならば、それも一つの市民のためになるということに考えるべきではないかというふうに判断しております。

先ほどと繰り返しになりますが、企業誘致等のために土地として活用することのほうがやっぱり最も望ましい活用方法ではないかというふうに判断しておるところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ですからね、市で活用しようと思われなかったんですか。

財政課長（島添守男君）

先ほどの繰り返しになりますけれども、地域指定の面、それから土地利用の面からこれまでの活用方法、活用方法というか実際の活用がピアスアライズ社という企業を誘致して活用してきたという実績がございます。そういった面からも含めて土地利用、地域指定両方の面からここをどういう活用をしていくかということに最も適した活用の仕方、それは企業等誘致のための土地として再度活用するということのほうが最も望ましい活用方法ではないかというふうに判断しておるところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

課長の話は話としてですね。ただ、ピアスアライズ社を誘致した経緯があるから企業誘致と言われますけどね、撤退した後にはほかの方法を考えたんですよ。わざわざ高い金を出して買ったんですからね。そこを最初からさも企業誘致のためと、それは違いますよ。

それと、さっきも言いましたけど、じゃ、なぜあそこが市民会館の建設予定地になったんですか。建設予定地になったんでしょう。いろんな事情、政治的な配慮がもしもありませんけど、あそこは結果的には市民会館は市民グラウンド跡になりましたけどね。課長のさっきの話は矛盾すると思いますよ。当初から企業誘致に考えておりましたし、そのことについては、もうこれ以上言っても課長は同じ話でしょうから、市長はどう思われますか。

市長（金子健次君）

まず、私のほうからお答えしたいと思います。

市長選挙に立候補する段階でピアス問題というのは、非常に市政の混乱のもとでもあったし、その用途については、私は最終的には、途中では市長に就任をいたしまして市民会館の候補地として考えたことがございました。しかしながら、市民の意見等々を考えた場合、どうしても断念せざるを得なかったということで、今日、企業のほうにきちんとした土壌調査をやりながら、また、本市として家屋の工場の跡地も解体をいたしまして、そういうもろもろの問題を解決した上で企業を誘致したいと考えてございます。

今、私自身は最初そういう考え方もあったということも事実でございますし、白谷議員とのやりとりの中でもそういうことは、途中経過は記憶をしておりますし、また、そういったことも間違いございません。ただ、断念せざるを得なかったということでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

市民会館の建設用地云々は別にしても、ただ、課長が言うように当初から企業誘致のための用地として考えたわけではないわけでしょうが、市長。ですから、そこら辺を言っているんですよ。まず、民間に売り渡す前にやはり市での活用を考えるべきではないかと。1回手放したら後はもう手に入らないわけですからね、そこら辺も短絡的に企業からの問い合わせがあるうちに早う売ろうと、それは私はおかしいと。当時の大和町の皆さんの税金で買った

んですよ、みんなそれぞれ先ほども言いましたけど、いろんな思いがこの土地には乗っているんですよ。それを何か短絡的にあいておるから企業に売りますよち、企業の問い合わせがありますから売りますよち、そういった単純な話ではね、なかなか私たちは納得できないと言っているんですよ。

ただ、確かに市でどう活用するかという話もあるでしょう、私は前回の一般質問でも学校の統廃合のことでちょっと紹介をしましたけど、現に市民の方から大和町の小学校を統合してピアスの跡地に新しく建てたらどうかという話も紹介しましたがね、実際にそういう話もあるんですよ。その後、私も教育関係の人に話を聞きました。そしたら、一遍につくれば当初は金がかかるかもしれない。ただ、長期的で見ればやはり必要ですよと。経費も削減されることはもう見えているわけですから、そういったこともやはり考えるべきでしょうねという教育関係の方に後から話を聞いたことがありますね、そういうことも言われました。ですから、大和町の住民の人の心情ももう少し考えて検討をしてもらいたい、切に私はそのことを要望しておきます。

それと、課長は準工業であるから住宅地じゃないと言われましたね、早い話が。私は、都市計画マスタープランではここは住宅用地に指定をされているんじゃないですかと言ったんですよ。そしたら、ここは準工業ですよち言われましたね。準工業は準工業なんですよ。ばってん、先ほど言ったように、準工業だから住宅地にならないという話じゃないわけで、現に課長は、これは私がお話は課長にしておきましたよね、マスタープランではこれは住宅地に指定されているんじゃないですかと今ここで初めて言いよるわけじゃないですからね。都市計画マスタープランなごらんになったんですか、課長。

財政課長（島添守男君）

まちづくり課のほうで確認しまして準工業地域という指定は変わっておらないし、住宅地という表現も見当たりませんでしたので、そのようにお答えしたところです。

8番（白谷義隆君）

まちづくり課に聞かれたんですか、まちづくり課の課長は見えとるかね。

議長（田中雅美君）

今いないですよ。

8番（白谷義隆君）続

私は、都市計画マスタープランにそういうふうに乗っているでしょうち言うたんですからね。ですから、準工業だから住宅地にならないということじゃないというのはさっき言うたじゃないですか。準工業でも住宅地になるわけですからね、準工業は住宅地に使ってはならないちいうことはないんですよ、もう私があえて言う必要もないんでしょうけど、いいですか。ちょっと私は都市計画マスタープランの28年度版を持ってきていますけどね。通告しておったんですからね、ちょっと見てもらいたかったなち思いますけど、136ページでは地域

の現状と課題ということで、確かに準工ということで表示をされております。ところが将来方針としては、今のピアスの跡は明らかに地図で見れば住宅用地ですよ。ですから、これを見ていただいているはずと思って質問しよるわけですけどね。そこら辺が果たして住宅、これマスタープランに書いてあるわけですからね、そこら辺もはっきりしてもらわないと議論になっていかないじゃないですか、大事なことですからね。あんまり課長ばかりに言うつもりなかつてん、私はそのことはですからはっきり言うたでしょう。都市マスではそうなっているんじゃないですか。私が唐突に言いよつたらですけど。はい。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思います。

企業誘致に至った経緯については、柳川市の場合に非常に利用するような土地というのが農地転用が難しい部分がございます。そのかわりに公有地の分については、あの場所の確保ができておりますので、企業誘致の問題、また、人口をふやしていかなきゃならない、働く人が働きやすいような場所が近場に必要でもあるということの面からも大きな要因としてピアス跡地にはピアスの撤退の跡に誘致を考えていかなきゃならないと。

確かに白谷議員のほうには学校統合の問題、また、あそこを分譲してもっと人口をふやしていいんじゃないかという考え方をお持ちのようでございますけど、最初、市民会館が断念した後は私自身そういう形で、せっかくの公有地でありますけれども、逆にそういうことについて利活用していったほうがいいという考え方で担当のほうに進めているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

いや、確かに市長が言われるのはそうでしょう。ただ、確かに企業誘致は柳川市にとって大きな課題ですからね。ただ、そのことについては、先ほどからも出ておりましたけどね、地方創生の戦略、計画ありましたね。その中でも触れられておりますよね。先ほど市長が土地の転用がなかなか難しいということでしたけどね、戦略の中では農振地区を見直して企業誘致を進めると書いてありましたよね。戦略の中でそう書いてあるわけですから、そういった選択肢も事実あるわけで、この都市計画マスタープランの中にも、やはり工業団地の造成とかも踏み込んで書いてありますけどね。ですから、確かにピアス跡地がその中の一つだろうということは間違いないんですけどね、ただ、あそこだけに特化することではないだろうと、ほかの、都市マスも含めて地方創生の戦略の中でも、先ほどの繰り返しになりますけど、農振地区を見直して企業誘致を進めていくとはっきり書いてあるわけですからね。ですから、ただ市長の思いはわかりましたけど、私の思いも伝えたわけですからね、そういった企業誘致だけに特化すれば、ほかの方法もいっぱいあるわけですからね、現に計画書にもそう書いてあるわけですから、それはそれとして。

ただ、ここが都市計画マスタープランで住宅地として指定をされておったときに、これは市長がつくってあるわけでしょうからね、都市計画マスタープランは。住宅地として市長が指定をしながらですよ、もし住宅地指定してあったなら、それに企業誘致という話はおかしいんじゃないですか、企業を立地するというのは。つくってあるわけですから、ここは住宅地にすると。そう思いませんか。

市長（金子健次君）

企業誘致の関係については、計画的に今調査をやっておりますけれども、幾ばくかの箇所については、大体整理をしつつありますけれども、なかなか今、農地法が改正になりましてから転用が難しい部分がございます。そういう当初、一旦経過があったかもしれませんが、今日におきまして柳川市が進むべきというのは、そういう公有地のピアス跡地を企業誘致としてはすぐできるということ、解体後、また土壌調査をし、工場、倉庫等を解体するときには直ちにできるんじゃないかという、そういう考え方のもとに誘致を進めていきたいという考え方でございます。

確かに学校の統合の問題、分譲したら何十戸が入るかもしれませんが、そういう考え方で白谷議員は今執行部に言われていると思いますけど、そういう考え方で私自身はおります。以上です。

8番（白谷義隆君）

いや、ちょっと論点が違うんですけどね。ここが住宅地として指定をされていたらどうするんですかと。さっき課長は準工業地帯ですからと言われますけどね、住宅地として指定をされていたら、それでもするんですかと言っているんですよ。

市長（金子健次君）

白谷議員のほうは、住宅地として指定をされているからできないという言い方です。

ちょっと休憩とっていただけますかね、議長。そこを確かめたいと思うんですけど。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をとります。

午後1時27分 休憩

午後1時41分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長（成松 宏君）

白谷議員からのマスタープラン上にあります20年後の方針案の中に、確かにピアス跡地は住宅地の中に入っております。私どもとしましては、そのマスタープラン作成時、20年後の案としては住宅地として考えておりました。でも、今回の諸般の状況、先ほど市長がお話ししましたような状況等を踏まえまして、今、柳川においては企業誘致、雇用創出、こういっ

たものが重要であるという判断から、今回、住宅地で指定しましたけれども、絵を描きましたけれども、企業誘致をさせていただきたいと、そういうことでございます。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

要するに、これはさっき20年後云々と言われましたけど、あくまで今後の計画ですからね、住宅地として計画を市がされているにもかかわらず、そのときの都合で企業を持ってくるということですか。そういう理解でよろしいんですか。

副市長（成松 宏君）

私ども住宅地として考えていたところに、今ベストの御判断をさせていただくということで、企業誘致というふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

これは、市の方針がたとえ住宅地でいろんな計画を立てておっても、そのときそのときで都合よく変えていきますよということですからね、それはそれで仕方ないでしょうけど、ただ、市の姿勢として果たしてそういうことが認められるのか。市民にこれは公表したんですよ、インターネットで見れば書いてありますよ。そうしたことを自分の都合でいいように解釈をされていく、そのことについてはやはり私は問題だと、これ以上言っても市の態度は変わりそうもありませんからね。ただね、ここは強く指摘をしておきたいというか、計画を立てたなら計画に沿って進めていく、これが行政の当然のことでしょうが。それをね、適当に自分たちの理論でいいように読みかえていく、これはね、あってはならないことだと私思いますよ。強くそのことについては抗議をしておきます。

市長（金子健次君）

適当に変えるという言葉は考えていませんですね。今期ベストな状態で柳川市が企業を誘致していると、ベストな土地であるということで判断をさせていただくということで議員も理解をしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

8番（白谷義隆君）

いいですか、もうあんまりこれに言っても仕方ありませんけど、ベストは、ベストは住宅地でしょう。住宅地に計画したんですから。（発言する者あり）それを後からね もういいですよ、もう先へ行きましょう。仕方ないですから。

市長（金子健次君）

言わせていただきたいと思うんですけども、大多数の市民の皆さんがそういうことになればなると思いますけれども、議員の皆さんのほうも企業誘致という考え方を私はキャッチしておりますので、そういう意味で、白谷議員は住宅を建てるということでございますけ

れども、私自身は企業誘致をしていきたいというふうな考え方でございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

いいですか、もうあんまりこれを言っても、私はね、住宅を建てるとか企業誘致ができないよと言っているわけじゃないんです。計画は住宅地になっているんじゃないですかというふうに（「そういうふうに聞こえたんです」と呼ぶ者あり）そげんですね、住宅地になっているところに企業を持ってくるんですかちいう話をしたわけです、最初そうでしょう。それでも持ってきますということだから、もうこれについて話しても仕方ありませんから。

いいですか、では、まず百歩譲って、千歩譲りましょう。企業に売るとしたとき、先月の議会でこのピアス跡地の民間への売却の中で、課長は企業からの問い合わせに市の考えを説明していると言われたんですね。それとまた、このピアス跡地は今後売却などにより地域活性化に資するために活用していくと答弁がされております。それで、まず市の考え方を説明しているということで、市の考え方、それと地域活性化に資するように活用していくということですから、どのように資するように活用されていくのかを教えてください。

財政課長（島添守男君）

私のほうから御説明申し上げますが、企業等の問い合わせについてお答えしている市の考え方としては、基本的な考え方として、市の活性化に寄与する用途へ活用したいということをお願いしております。この活性化に寄与する用途の具体的な内容につきましては、今後関係課と十分協議していきたいと考えております。

なお、9月議会の一般質問でお答えしましたとおり、市はこのピアス跡地を先ほどから申し上げていますように、企業等を誘致するための土地として確実に提供できるように市が責任を持って諸条件を整え、工場等の解体を行っていく必要があると考えておることから、今議会においても土壤汚染対策法に基づく調査費用を補正予算として計上しております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

まだ聞きやらんところを言うてもね、別に売却するちいう前提で話をしよるわけですから、売却するをね、そげん力入れて言わんでもね、さっき言うたでしょう、売却するとしたらちいう質問をしよるんですからね。ですから、確かに売却によって地域活性化に資するためにち言われましたよね。それは今から考えていくちいうことのようにすがね、もう先ほどから何回も繰り返しますけどね、これはもう言うまでもなく貴重な財産ですからね、ですからね、民間企業に売却することによって市の活性化にどうつなげていくのか、そのためにはどういった産業に、どういった企業に売却しようとしていくのか、そこら辺はもう売却すると方針を出されたら、そのときからそういったことは当然検討しておくべきことと思いますけど

ね、それを今から検討する、それはちょっとばっかし違うんじゃないでしょうか。市長そこら辺は明らかに、皆さんにこういうふうに、こういうふうで売却するんですよと、ただ単に企業から問い合わせがありますから売却しますじゃないでしょう。こういうふうを活用していきますよ、そういったことは必要だと思われませんか、市長。

財政課長（島添守男君）

具体的な売却の方法とか、あるいは条件とかそういったことをお尋ねかと思えますけれども、そういったところは性急に決めるのではなくて、ほかの自治体の例とかもございましょうし、関係課でどういった方向のほうが一番いいだろうということを検討しているところもあるかと思えます。そういったところをきちんと精査した上で、条件等については決めていきたいと思えます。

先ほどから申し上げていますとおり、まず、市としてはきちんとした形で売却できる条件にしたいと、そういう思いで今進めておるところでございますので、工場等の解体等に向けてきちんと 他の自治体で企業等を誘致しないと言っているところはまずないと思えます。したがって、そういうところと競争していかなければいけません。競争していくときに、きちんとした条件で売れないというところになると、柳川市としてはそこで一步も二歩も三歩も引いた状態になっておくれしてしまうところになると思えます。したがって、きちんとした条件を整えて、売れる条件を整えて、ほかの自治体ときちんと競争できる条件等、土地として提供できる、そういった土地にしたいというふうにご検討いただいております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今の質問は、売ってできないと言いはるんじゃないですかね。ただ、売るからにはどういうふうな企業に売るとか、例えば、売ってしまって企業が来た、そのことによって地域経済にどういった影響を与えるのか、そういうことは考えておかなきゃいけないわけでしょう。仮に企業が来たことによって地元企業が、あるいは地元事業が衰退してもできないわけでしょう。ですから、そういうことは検討されたんですかと言いはるんです。売ろうち方針を決めたら、この物件はどういうふうに使っていかう、これを市の活性化にどうやって生かしていこうか、ちゃんとしたビジョンを持ってあるでしょうと言っているんですよ。それを今からちおっしゃっているじゃないですか。ですから私が思うには、もし売るとすればですよ、やはり早急に、企業が来たときに地元経済にどういう影響、こういう影響だけはだめだとか、こういうふうな企業がいいとかですね、別に企業を名指しで言いはるわけじゃないですよ。こういった会社がいいんだとか、そういったビジョンを持っておかにやでけんとかやないですかと。基本的には、やはり地域に定着できるような、そういった産業の分野にするんだとか、例えば、地域ブランドを生かした企業誘致に結びつけますとか、企業誘致はしたけど、5年や10年で撤退してしまった、その後大事な貴重な財産が民間から民間へ転

売られてしまって、あとは市が想像もしなかったような火気を使われるとか、そういうことになってはできないわけでしょうが。ですから、そこら辺のちゃんとしたビジョンを、最初に売ろうとしたならそのビジョンは考えておくべきじゃないですか。地域間競争で売れるようにする、どうする、それは売ろうと決めたなら当たり前の話でしょう。売ろうと決めたなら整備をしていく、それは当たり前の話じゃん。ただ後のね、売ったとすればどうなるのか、そのためにはどういった企業を念頭に置いていくのか、あるいはその考え方、さっきも言った5年、10年で出ていってしまったらだめですからね、そしたら定着する、企業に定着してもらわなでけんわけですから、そのためにはどういった企業がいいのか、そして柳川の経済、あるいは産業の発展にどうつながっていくのか、そういったことを考えておく必要があるんじゃないですかと私は言っているんですよ。何でもかんでも今から考えますよ、そんなね、泥棒を捕まえてから後から縄をなうような話じゃできないち言いよるんですよ。

市長（金子健次君）

お答えします。

白谷議員が今とうとうと5分ぐらいしゃべられたんですけれども、そういう内容等をですね、どういった企業がいいのか、すぐ転売するような企業でもいけませんし、柳川にとってどういった企業を誘致したほうがいいのか、十分私たちの案もありますし、議会ともそのことについては、一定土地の処理が進めばそういうお話をしながらやっていきたいと思えます。

ただ、工場とかいろんな形の企業誘致ですから、スピーディーなことも必要であろうかと思えます。塩漬けしたらいけませんし、今日まで大分時間がたっておりますので、そういうことを、今、白谷議員が言われるようなことを十分踏まえて、私たちも検討して議会とも相談したいと思えます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

検討をされね、さっき市長は考えておりますち言いよんなはる、考えとったら言ってくださいよち私言いよるでしょうが。その考えを教えてください、いや、考えていませんちいうことでしたから私は言っているわけで。

次に行きます。もう時間もあんまりありませんので。（「あと、まだ20分あるばい」と呼ぶ者あり）あとはオスプレイのことを聞く予定にしておりましたので、ちょっとオスプレイのことを簡単にお聞きしたいと思います。

関係機関からのたび重なる要請によってやっと応える形で、先月8日、オスプレイによる試験飛行がありました。市長も昭南町公民館で体感されたとのことですが、そのときの感想を教えてくださいたいと思えます。また、市民の方からの反応も情報として寄せられていれば、それもあわせてお聞かせください。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思います。

11月8日に、実際にオスプレイの飛行音を体感したところでもございます。デモフライトが実施をされて、以前の陸上自衛隊のヘリコプターの音よりも私自身は低かったような感じがいたしました。ただし、データの的にも、私どもがおった昭南町の昭南町公民館で最大値が70デシベルということでございますので、ヘリの音よりも低かったような感じがいたしましたし、私もそういう感じをいたしたところです。ただし、音自体は音の音質的な部分からいうと重低音と、重い響きがあるような音だったと思います。

もう一つがヘリよりもスピード感があつたし、さっと行ったような感じで、それは飛行速度が速いなという感じたところでもございます。

それともう一つあわせて、小さく見えましたので、恐らく高度が実際の陸上自衛隊のヘリが2機来たとき、以前よりも高かったような感じがいたします。実際聞けば、以前は300メートル（89ページで副市長が訂正）、これが500メートルぐらいの位置というふうなことで、九州防衛局が言っていますので、それは確かかなというふうに思います。

感じたことということであれば、そういうことございまして、ただし、その後に飛行場のほうにも行ってきました、佐賀空港のほうにですね。ホバリングをやっていましたけど、ホバリングの音というのは想像したような音が出ていたようでございます。

柳川市内での私の感想は、聞いた音は以前のヘリよりも低かったような感じがいたします。これも市民の皆さんの意見を何人か聞いたんですけれども、大体そういうふうな意見でございました。ただ、500メートルの高さで通常飛んでおれば、そういうあのくらいの音かなという感じでございます。

以上です。

生活環境課長（武田真治君）

市民の方の反応につきまして、もう少し私のほうからお答えしたいと思います。

デモフライト実施時の騒音測定地点における市民の方の反応につきましては、騒音測定地点のほうでお聞きしました。「民航機やヘリコプターのほうがうるさいのではないか」という意見と「民航機の高度より高いのではないか」との感想をお聞きしております。

また、そのほかに新聞報道によりますと、「音はそれほどでもなかったが、事故が起きたときが心配」という意見や「航空機の騒音のほうが大きく感じたが、編隊飛行での騒音はどうなるのか気になる」というような感想がっております。

なお、デモフライト後に電話による市民の方からの御意見等は今のところあっていない状況であります。

以上です。

8番（白谷義隆君）

市長、課長言われましたけど、大体、私も実は大和コミュニティセンターの駐車場でデモ

フライトは見たんですけどね、私の感想もやはり民間航空機よりかはかなり静かだなと。ただ、市長も言われましたけどね、やはり高度がかなり高かったように気がしたんですけど、民間航空機の高度より。ちょうどそのとき地元の区長さんも一緒におられたんですけど、地元の区長も「静かでしたが、高度がかなり高かったですね」と。ですから、ちょっとこれは特別委員会でも課長にもお願いしとったんですけどね、先ほど市長が500とか300とか言われたんですけどね、オスプレイは高く行った、民間航空機が普通ですね。さっき言われたように、ヘリコプターの2機でのデモフライトがありましたね、去年の7月でしたか4月がありましたね。あのときから見れば、私もヘリコプターは、私は家の中にいたんですけど、ちょうど家はコミセンから直線で二、三百メートル東ですから、ちょうどコースに当たるんですけど、家の中にいてびっくりしたんですけどね。それと高度もかなり低かったんですけどね。ですから、私が言いたいのは、ヘリコプターのときのデモフライトと民間航空機の高さ、それと今度のオスプレイ、実は全部計器飛行だろうと思うんですけどね。全部計器飛行でのデモフライトでしたからね、民間航空機は当然計器飛行でしたから。そこら辺で、果たしてどれが実際配備されたときにどの高さで来るのか、そいけん、高度がわかればということでお尋ねを前にしとったんですけどね、後からの話で高度は1,700から500の間とか言われて、なかなかそれじゃわかりませんがね。ただ、現に市長も言われたように、私も体感したように、民間航空機の航路とデモフライトの2つの分と、かなり高さに差があるんですけどね。そのために音の高さというか、実はオスプレイの場合は先ほど区長さんも言われたと言いましたが、「あんまり参考にならんやったの」ちですね。そいけん、そこら辺が果たして配備されたときにどの高さで飛ぶのか、実際なったときにそれがまだ見えていないんですけどね。そこら辺について何か情報とかあったら教えてください。

副市長（成松 宏君）

高度の話でございますけれども、まず、ちょっと市長が先ほど言った前回のヘリのデモフライトですけれども、あれは300メートルと市長がおっしゃっていましたが、済みません、訂正です。私が防衛局のほうに話をしに行ったときに、あれ何メートルですかという話したら、はっきりわかんないんですけども約1,500フィート、1,500フィートというのは457メートルです。大体そのぐらいだろうと。今回のやつは確かにそれより高いと思います。多分500から600ぐらいの幅で飛んでいるんじゃないかというふうに聞いています。

あと、防衛局のほうと話す中では、柳川の上空は500メートル以上で飛びますというような話は聞いています。300メートルというのは海のほうの場周経路、そこが300メートルというふうに聞き及んでいるところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ただ、私は先ほども言いましたが、4月のヘリコプターのデモフライトは音もひどかっ

たけど、高度も上でよくわかりませんが、450とかそういったたぐいではなかったろうと、まだ低かった。ヘリコプターが大きく見えましたからね。それで、そこら辺が防衛局でわかるのかどうかわかりませんが、ただ、実際に配備されたときに柳川市の上空で高度何メートルから何メートルの間でいくんですよ、ただ500から1,700の間じゃなくて、わかれば、例えば、大和庁舎ではどれくらい、昭南町でどれくらいとかですね。そして、そこは素人考えに言えばですよ、それを線で結べば大体この地点では高度何百くらいですよとかちいうのがわかるんじゃないかなと思いますからね、そこら辺はやはり先ほど言いましたように、住民の方も、あんまり高さも、ほとんど参考にならんやっただのちいう意見も実際あるし、私もそう思っているわけですから、そこら辺については、やはりもう少し防衛局に情報の提供をお願いしながら、実際配備される時はどういうふうに飛ぶのか、そこら辺はやっぱり示していただく必要があるだろうと思います。

それと、先ほど課長のほうからもありましたが、1機だけじゃわからんちいう声、実際あるんですね。編隊で飛んでみんなわからんやろち、それは本当の話だろうと。配備されたときに、当然常識で考えて1機ずつで来るわけじゃないでしょうから、編隊で来るんでしょうからね、そうした市民の方から編隊じゃなかとわからんちいう声は私もほかにも聞きましたので、市として編隊でのデモフライトを要望されるつもりがあるのかどうか、そこら辺をお聞かせください。

副市長（成松 宏君）

編隊飛行の件でございます。

編隊飛行につきましては、確かにそういう声が聞こえております。

まず、先月実施されたデモフライトでございますけれども、この実施に当たりましては、佐賀県知事が直接防衛大臣に電話されて、また、皆様方のオスプレイ等配備に関する調査特別委員会、こちらのほうでもやり方について要望書を出されていると思います。もちろん私も市も2回ほど要望活動をさせていただいたところでございます。

編隊飛行でございますけれども、実は福岡県と私も柳川市のほうで照会事項を出して、この前回答が来て、今回再度の3回目の質問をしております。その3回目の質問の中で、オスプレイが複数機で編隊を組んで飛行することがあるのかなのか、もしある場合には飛行全体のうちどの程度の割合が編隊飛行するのか、それから、単独飛行と比較して編隊飛行して、その編隊の機数がふえるごとに騒音や環境への影響がどのように増加していくのか、そういった質問を今まさにしているところでございます。編隊飛行のデモフライトを要望するかどうか、そこにつきましては、その回答、それから、佐賀県、佐賀市の状況をよく見ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

市民の方も心配されておりますので、編隊飛行によるデモフライトもお願いをしていただきたい。もちろん特別委員会でも、そのことについては当然検討もしていかなければならないと思っております。

余り時間もないようですので、それでは、照会とかいろいろ出されているわけですが、これからどのように対応をしていこうと考えられているのか。

それと、いずれ遠くない時期に市としての判断も当然求められていくだろうと私は思いますけどね、そのときに判断するに当たってはいろんな問題があるのかもしれないけどね、判断するに当たってクリアしなければならないような問題点があれば、それもあわせてお聞かせください。

副市長（成松 宏君）

今後についてとポイントでございます。

今後につきましては、佐賀県の動向を注視し、また現在、九州防衛局へ照会しております質問事項の回答がありましたら、その内容を十分に福岡県、あるいは近隣市町村と精査し、納得がいきます情報を整理した上で、本市の意向をまとめる作業に取りかかることになると考えているところでございます。

また、この佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関しましては、佐賀空港の管理者であります佐賀県が容認するののかしないのかの判断をされますが、合意書に基づきまして空港用途を変更するときは本市との協議が行われますので、そのときには本市の意向をしっかりと伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

判断する際のポイントでございますけれども、本市が判断しますポイントといたしましては、まずはオスプレイ等の安全性や佐賀空港での米軍利用の可能性、それから、我が国を取り巻く安全保障環境の状況は考える必要がある。

それから、さらにオスプレイ等の騒音などによります市民生活や農漁業への影響、また、市民生活に対します被害、それから農漁業事業者等に対しての経営上の損失、こういったことが仮にあった場合の補償等が判断材料になろうかと考えております。

市といたしましては、議会の皆様と十分に相談しながら総合的に判断する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

話を聞けば、判断するに当たっての課題がいっぱいあるようですけどね、その中でもやはり騒音の問題、安全性の問題は前はよく聞いていたんですが、安全性の問題はこのごろ私の耳にはあんまり入ってこないんですが、余り事故のニュース等もない関係かもしれませんがね、騒音についてはやはり皆さんかなり心配をされております。

それと、さっき副市長が言われたように、米軍が来るかどうかで市民の反応というのは全

く変わってくるでしょうね。果たしてどこまで情報が得られるのかわかりませんが、そこら辺についてもやはり積極的に情報収集しながら、安倍首相は佐賀ということの名指しで発言をされておりますから、そこら辺については非常に市民の方も心配をされております。そういったことについても早目にクリアしなければならない事項、課題がいっぱいありますけど、そのことについても早く状況を、実際どうなんだという情報を発信していただく、その上で市長には判断をしていただきたいと思います。

このことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、白谷義隆議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時12分 休憩

午後2時22分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、1番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

1番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

1番、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。ことし最後の一般質問をさせていただきます。

さて、近所の大工さんのとっさの勘で水道管からの漏水を最小限に食い止めてもらったという美談であります。私は、表彰に値するのではないかと思います。その大工さんが、「こげんよか天気道路が濡れとるばん」と、「市役所へすぐ電話せんの」と、私の家に来られました。結果、庭に植えられている松の根っこが水道管に絡まっていた。台風、地震、強風のたびに木が揺れます。そんなことが積み重なって、少しずつ水道管を劣化させ、腐らせ、破損させていったのであります。そのおうちが高齢者のひとり暮らしで、ほとんど毎日ケアハウスに出かけられています。

柳川市の調査では、1割が空き家、さらには高齢化でひとり暮らしの認知症の家庭も散見されます。住人は、おられても空き家同然であります。私が言いたいのは、そんなおうちの日ごろの見守りがこれからの課題であると提案するものであります。特に、台風や地震や大雪の後の見守り調査は、必ずやってもらいたいと訴えます。

私は今回の質問では、最初に、塩漬けか佐賀線跡地道路は。

次に、最低賃金改定されたが。

最後に、水道管の本管から自宅までの負担は見直すべきではないか。

以上、3項目を通告いたしております。

あとは自席にて質問させていただきますので、議長のお取り計らいをよろしく願いしま

す。ありがとうございました。

1 番（矢ヶ部広巳君）続

まず 1 番目の問題で、塩漬けか佐賀線跡地道路はということについて質問をいたします。

私は、この問題は 2 年半前の平成 26 年 6 月の一般質問でも取り上げております。そのときの執行部の答弁では、関係機関と協議を重ね、地元説明会を開いて、一日も早い供用開始に向けて努力していきたいということでした。

そこで質問をいたしますが、確かに地元説明会が何度か開かれました。地元からもろもろの要望も出ました。その後どうなったか、あるいはどう進んでいるのか、なぜとまっているのか、全く見えないところがあります。お答えをお願いいたします。

まちづくり課長（高須 亨君）

議員お尋ねの件ですけれども、まず、議員お尋ねの地元説明会後の状況ということでございますけれども、その前に、現在の進捗状況について御説明申し上げます。

県道柳川筑後線につきましては、有明海沿岸道路矢加部東交差点から県道久留米柳川線までの区間が事業化され、現在整備を行っていただいているところです。平成 27 年度までに矢加部東交差点から矢ヶ部小学校北側付近までの整備を完了しているところでございます。

さて、平成 26 年 6 月の地元説明会後の状況でございますけれども、地元から要望がございました有明海沿岸道路矢加部東交差点から矢ヶ部小学校までの暫定供用開始については、福岡県警本部交通部交通規制課との協議の中で、矢ヶ部小学校東側道路の拡幅を指導されました。そのため、平成 26 年 7 月に矢ヶ部小学校区長 8 名にその旨を説明したところ、現在の小学校運動場をこれ以上狭くすることは好ましくないとの意見でした。また、小学校区民会議の中でも反対意見が多かったとのことでした。

また、水路側への拡幅要望もありましたが、福岡県といたしましては、県道久留米柳川線までの整備を進めることで早期の全線供用開始を図ることを優先し、暫定供用はいたしておりません。このことにつきましては、平成 27 年 1 月及び 5 月に、整備後の安全対策を含めまして地元へ報告させていただいているところです。

また、県道久留米柳川線への接道部分につきましては、市道のつけかえ等が必要になってきますけれども、現在は協議が調っていない状況でございます。この市道つけかえについては、今年度、福岡県といたしまして、関係者との協議を進めていく予定ということでございます。

今後も、これまで同様に佐賀線跡地道路建設促進期成会といたしまして、早期事業完了、そして早期供用開始へ向けて、事業主体であります福岡県県土整備事務所へ強く要望してまいります。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

私は、柳川 - 久留米間の県道23号線沿いに住んでおります。その道路の幅は5.4メートルであります。ところが、佐賀線跡地の道路は、広いところで5メートルちょうどです。矢ヶ部小学校の前の狭いところは3.9メートルしかございません。かてて加えて、西鉄電車が上を通っている真下の矢ヶ部駅のところの道路、この幅は5メートルですよ。聞くところによりますと、西鉄電車が通っている下のところは、どういうことがあってもそれ以上は広げられないということを聞いております。

そこで質問しますが、こんな狭いところといえますかね、片側1車線の対面通行の道路が私はできるはずはないと思いますがどうでしょうか、お答えください。

まちづくり課長（高須 亨君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

現在整備中の県道柳川筑後線については、計画当初より、旧佐賀線の用地幅の中で整備を行うこととなっております。また、沿線は住宅が張りついておりまして、地元からは生活道路として整備を要望されております。

また、西鉄天神大牟田線の線路下につきましては、議員おっしゃいましたように橋脚間が約5.0メートルで、現状での対面通行ができる2車線の道路整備は不可能であります。したがって、対面通行ができる2車線の道路ではなく、約5メートルの車道幅で中央線を設置しない形の道路整備を行っているところです。このような道路整備を行うことによりまして、大型車の侵入やスピードの抑制を図ることができ、生活道路としての機能が保てるものと考えております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

1.5車線道路ちいうことは、今言われたように中央線のない道路ということですか。ちょっと聞きなれないようなところでございますが、1.5車線の道路ということですね。

そして、前回も指摘したように、県道23号線への出口ですね。すなわち、YOU・遊の森公園の東側の県道23号線の道路、今もここが出口になっていることに間違いはないですか。どうでしょうか。この際ひとつ、一方通行の道路に変更したがよいではないだろうかと思わけますよ。片側1車線道路でやっていくって、事故が起きないだろうかという心配があります。あるいは、一方通行の道路にできたならば、散歩道路にするとか、あるいはサイクリング道路にするとか、そうする場合は、県とか、あるいはそういう何か支障があるのでしょうかね。よかったら詳しくお答えください。

まちづくり課長（高須 亨君）

御質問にお答えします。

現在整備中の県道柳川筑後線を、一方通行やサイクリング道路での整備ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、生活道路としての整備を進めておるところ

です。利用者が限られます一方通行やサイクリング道路としての整備を行うものではございません。整備内容につきましては、御理解をいただきたいというふうに存じます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

今のままで1.5車線道路でいくということですね。はい、わかりました。

最後になりますが、この道路がこの先どうなるのかですね。特に、その先の西に位置する枝光地区の皆さんも、どうなるとやろか、これはうちのほうはもうそのまま、今のままの状態やろうかということで非常に心配をされておりますから、わかっておればお答えください。

建設部長（大淵洋祐君）

矢ヶ部議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、まちづくり課長が申しましたように、現在の状況につきましては、有明海沿岸道路と佐賀線跡地が交差しております矢加部東交差点から矢ヶ部小学校北側付近までの道路整備、ほぼ完了しているところでございますけれども、県警本部の矢ヶ部小学校東側道路の拡張等の指導もあり、現在、一部の供用を行っているところでございます。

また、先ほどまちづくり課長が申し上げますように、残りの久留米柳川線までにつきましては、私も積極的に地元の協議に入っていきますと、早期に全線を供用開始させたいというふうに思っております。

また最後に、YOU・遊の森から大川まで、残事業区間でございますけれども、このことにつきましては、期成会等で国や県に要望していきますとともに、線型等が幾分難しい部分もございますので、地元と十分協議を行いながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

いろいろ問題もあると思いますけれども、地元の要望を重ねながら、一日も早い供用開始に向けてなお努力をしてもらいたいと思います。

この項は終わります。

2 番目の項に入っていきます。最低賃金が改定されたがということで、さきの10月1日から最低賃金が改定されました。その内容について伺いたいと思いますが、よろしく願います。

財政課長（島添守男君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

福岡県の最低賃金が、平成28年10月1日に、1時間743円から1時間765円に改定されました。福岡県内の事業所の使用者はこの最低賃金以上の賃金を、臨時、パート、アルバイトを含む全ての労働者に支払わなければなりません。

本市の業務に影響するものとして清掃などの委託業務が考えられますが、10月下旬にビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインに係る地域別最低賃金額の改定に向けた対応についての通知が厚生労働省より送付され、関係課へ通知したところで、この通知の内容を簡単に申し上げますと、ビルメンテナンス業務などの発注の際に、最低賃金の改定を適切に反映しなさいというものです。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

御存知のように、最低賃金には特定最低賃金と地域別最低賃金があります。特定最低賃金というのは特殊なあれでございますが、今おっしゃられたのは地域別最低賃金ということになるかと思えます。743円が、10月1日から22円上がって765円になりましたということでございます。

そこで、今年度末は来年3月31日であります。したがって、ことしの10月1日から改定をされたということは、7カ月間とちょっとあるわけですが、そうすると、年間契約をさせていただいておる業者の方、この人たちは、言葉は悪いかもしれませんが、7カ月間分を余分に負担して、その分損をするということになります。そこで質問しますが、その分は業者負担となるのか、それともその分は国や市が補充してやるのか、そこを教えてください。

財政課長（島添守男君）

最低賃金の引き上げが、市が行う業務委託契約に影響する場合についてのお尋ねということでお答えいたしますけれども、人件費を含む委託業務の委託費用は、人件費のほかに業務を行うための消耗品や備品費、通信運搬費といった業務費、業務を管理するための一般管理費などの諸経費が含まれております。

今現在、委託契約を結んでいるものに関して、最低賃金で人件費を計上している場合には、この諸経費の中から賃上げ分を賄うこととなりますので、したがって、受託された業者の方に御負担いただくこととなります。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

つまり、その22円上がった分は業者負担と。

そしたら、今度は4月1日からは新しい年度になるわけでございます。当然、その改定された分は業者のほうも契約高として上げてくると思いますが、その分は、新年度からはどういうふうにご考慮されるのか、わかったら教えてください。

財政課長（島添守男君）

業務委託の契約額というのは、基本的に市が設定する予定価格と業者が積算する入札、または見積もり金額によって決定していくこととなります。新しく契約を締結するに当たって

は、これらの金額を今回改められた最低賃金を反映させて積算し、最適な契約金額を決定していくこととなります。

したがって、前述のように、関係課あて最低賃金額の改定に向けた対応についての厚生労働省からの通知を送付しており、新年度の契約に当たっては、この点を念頭に置いていくようにいたします。現在予算査定を行っておりますが、そういう旨の通知をしておりますから、その内容でまた予算については積算していくものというふうを考えております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。結局、新しい年度からは考えていきますよということであります。

それでは、その2番の項は終わりにしたいと思います。

次、最後になりますが、水道本管から自宅までの負担を見直すべきではないかということで最後の質問に入らせてもらいます。

水道本管から自宅まで引くときに、個人負担はどうなっているのか教えてください。

水道課長（田中安幸君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

水道本管から自宅まで引き込む管は、水道施設の中では給水装置と区分されておりまして、通常、給水管と呼ばれているものでございますが、全額個人負担となっております。

自宅の近くに水道本管、水道施設の中では配水管と区分されておりますが、配水管がない場合には、負担軽減措置として柳川市水道事業配水管布設工事の負担金に関する規程を定めております。この規程では、引かれる戸数が3戸以上など要件に合えば、道路等の部分については、既存の配水管分岐部分から住宅入り口部分までの延長が200メートルまでは市が50%負担し、200メートルを超える部分は全額個人負担での配水管布設を行うことができます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

確認をさせてください。結局、個人負担は2通りあるということですね。例えば、3戸以上まとめてした場合と、2軒以内の場合の2通りあるですよということでございますかね。それを、イエスかノーだけお答えください。

水道課長（田中安幸君）

今の質問にお答えします。

給水管は全額個人負担でございます。ただ、配水管が遠くて、配水管が近くに通っていない場合は、この規程によって3戸以上で申し込まれれば配水管を布設すると。ただ、負担をいただいてこの配水管を布設しても、そこから宅地のほうに引き込む場合は全額個人負担です。今、議員言われたように、2通りあるとお考えになられてもいいと思います。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

つまり、給水管は2戸以内でも3戸以内でも全額負担せやんばいと。そして、分岐部分から配水管は2通りがあるぞということですね。そして、200メートル以内は、2戸未満のところは全額負担せやんと。そのかわり、3戸以上やったら半額は負担ということですね。200メートル以上は全て、全額、市が負担するということでもいいですかね。

水道課長（田中安幸君）

今の御質問にお答えします。

200メートル以上は全額個人負担です。（「個人負担」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと確認します。3戸以上でも、200メートル以上は全額個人負担ですか。はあ、そしたら大変ですね。今のこの条例は、いつから適用されておりますか。

水道課長（田中安幸君）

この規程は、平成17年の合併当初からでございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ということは、合併以前からもそうであったということですね。かなり期間がなっております。

そしたら、今度は配水管ですね。今言われた配水管を引く場合、1メートル大体幾らぐらい、およそで、アバウトで結構ですが、幾らぐらいかかるものですかね。

水道課長（田中安幸君）

今の御質問にお答えします。

給水管でございます。配水管は市が引きますけれども、給水管についてでございます。

水道本管から水道給水管を自宅へ引き込む場合、個人で市の水道指定工事店へ工事を依頼することになります。そのため、工事費については水道指定工事店と申込者との話し合いになります。工事店に尋ねたところ、引き込む管の口径、道路の種別や状況、舗装の有無等で変わってきますが、口径20ミリの水道給水管を市道で舗装をしてあるところに布設する場合は、本管分岐部分がおよそ200千円前後、そこから道路を布設していく場合、1メートル当たり10千円前後の費用が概算かかるということです。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ということは、引き込みが1メートルに大体10千円かかると。そうすると、給水管が200千円かかると。1軒で例えば200メートルの距離をした場合は2,200千円かかるということですかね、端的に。

水道課長（田中安幸君）

質問にお答えします。

今申し上げたのは、給水管のことです。例えば、家の前に本管が入っていると。そうすると、そこから道路を横断して引き込むわけですね。その本管のところを掘ってそこに材料なりをして、穴をあけたりして水を宅地内に入れるために水道の給水管を入れるわけですが、その分岐部分が200千円前後かかると。そこから今度は遠い場合、100メートルぐらい引張られる場合は概算1,000千円ぐらいかかるということでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

となれば、かなりの負担になると思いますけれども、今非常に昔は井戸水で飲まれよったばってん、しかし今悪くなっていると、だんだん悪くなりよるわけですね。だから、今までは井戸水で賄いよったばってん、シャツも黄色くなると。飲料水としても適していないと保健所からも言われておる。そうなった場合のあれが今多いと思います、だんだん水が悪くないよるし。

そういうことありますから、今200メートル引き込む場合、3軒以上あった場合は半額負担ということになります。2戸未満やったら全額負担。それをやっぱり見直して、全部3戸以上と同じように200メートルまでは半分負担していいと、そういうふうにはやっぱり見直す時期に来ているのではないだろうかと思いますが、どうでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

御質問にお答えします。

この規程は、費用の軽減のための遠くへ離れたところに家を建てたり等される方々への負担軽減のための規程と考えております。この規程は、近隣の市の状況を見ましても、同じような3戸以上の規定を設けております。今後もこの規程に基づき対応したいと考えております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

いや、3戸以上あればよかばってんね。3戸以上あるところと2戸未満という、何かそこに不公平な気がしてならないわけですが、これ以上言っても無理でしょうから、よかったら今後の検討課題にしてもらいたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時51分 休憩

午後3時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番荒巻英樹でございます。恐らく本日最後の質問者になろうかと思いますが、いましばらくおつき合いのほどよろしく願いいたします。

本年9月議会では、ゆるキャラグランプリで、本市マスコットキャラクターであるこっぼりーを応援しましょうと訴えました。質問当日は531位でありましたが、最終順位は4,934ポイントの380位だったことをまずお伝えいたします。応援していただいた皆さんに感謝申し上げます。

なお、グランプリに輝きましたのは434万5,960ポイントを獲得した人口2万3,000人弱、高知県須崎市のしんじょう君であります。また、お隣大川市のモッカ君は、8万3,040ポイントで63位でございます。来年の開催がどうなるかわかりませんが、さらなる飛躍を期待したいと思っております。

さて、御案内のとおり、我々議員の任期は4年間でございますが、早いもので折り返しを過ぎ、後半戦に入っております。

そこで、私事ではございますが、今期の前半2年間は会派に属さない議員として活動してきましたが、このたび自由民主党柳誠クラブに入会いたしました。市民の声をより一層市政に届けていくためには、市民の方々との交流や意見交換の場をふやし、また、議会内での活動の幅をさらに大きく、深く広げていく必要があると考えます。しかし、私自身が大きく変わってしまうわけではなく、これまでどおり市民目線という姿勢に変わりはありません。今後、自由民主党柳誠クラブの、そして柳川市議会22名の一員として、本市の発展に向けて全力で取り組むことをお約束して質問に入ります。

本日は、防災への取り組みについて、国勢調査の結果について、東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みは、教育委員会が主催またはかかわる事業についての確認の4項目につきまして質問をいたします。

1項目め、防災への取り組みについて。

ことは、日本へ上陸する台風が例年に比べてかなり多く、観測史上2番目に多い6つの台風が上陸しております。中でも、9月4日から5日にかけての台風12号、19日から20日にかけての台風16号、10月4日から5日にかけての台風18号は、本市に大きな影響を与えました。うち12号と18号では、本市への接近が見込まれ、自主避難所が開設され、不安な市民の方々が避難をされておりました。対応に当たられた職員の皆さんに改めて感謝申し上げます。

そこで、まず自主避難所の適正配置をということでお伺いをいたしますが、まずは現在の

配置状況についてお伺いいたします。

再質問及び残りの質問は自席より一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

市では、校区公民館、校区コミュニティセンターの18カ所、及び市民会館、大和公民館、三橋公民館を加えた21カ所を第1次避難所として指定をしております。さらに大規模災害になった場合に備えまして、小学校、中学校など28カ所を第2次避難所として指定をしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。第1次避難所としましては、校区公民館、それからコミュニティセンターの18カ所、それからお隣の柳川市民会館、大和公民館、三橋公民館、3カ所を加えて都合21カ所ということにございます。

それで、まずお尋ねしますが、今回、自主避難所の適正配置をとお尋ねするわけですから、私自身は適正な配置じゃないというスタンスに立っていることをまず御説明したいと思えます。

具体的に言いますと、昭代地区には昭代公民館1カ所しかございません。ちなみに、10月末の住民基本台帳でいきますと、市の人口が6万7,923人、うち昭代地区が9,231人ということで、7分の1弱の方が昭代地区のお住まいということですが、自主避難所が21カ所のうち1カ所しかないということで、その件に関しましての見解をお尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

台風が接近する場合につきましては、台風の進路や勢力などを総合的に勘案した上で、避難勧告や避難準備情報の発令までに至らない状況の場合でも、ひとり暮らしや御年輩の方などから公的施設への避難を希望する声が多くありますので、市では第1次避難所を自主避難所として開設をしております。

議員御指摘のように、昭代地区の1次避難所は就業改善センターの1カ所でございます。大和・三橋地区のコミュニティセンターの開設前は、1次避難所の数は10カ所ございました。大和・三橋地区の小校区単位にコミュニティセンターが完成をいたしましたので、昭代地区を除いた全ての小校区に第1次避難所が1カ所ある状況になりました。そのため、他の地区と比較をしますと、住民の数の割には第1次避難所が少ない状況になっていると思います。一方で、近隣自治体や同規模の自治体との比較では、第1次避難所の数は非常に多いという状況となっております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そしたら、ほかの周りの自治体と比べたら多いというふうにおっしゃいましたが、そうになったら、今後どうですか、状況を見ながら少しはその辺の配置を見直すというお考えはございますでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

市が自主避難所として開設をしています第1次避難所ですけれども、校区公民館、校区コミュニティセンター、市民会館、大和公民館、三橋公民館の21カ所でございます。空調設備を備え、畳の部屋のほか会議室などの複数の部屋を持った施設というふうになっております。

昭代第二小学校区内を見ますと、大規模な災害の発生が予想される場合に開設します第2次避難所としまして、第二小学校と昭代中学校がございます。空調を備えた畳の部屋等がありませんので、自主避難所として開設するには余り適当ではないというふうに考えております。

一方で、市では積極的に各地域の自主防災組織の育成を進めております。その結果、中には避難勧告や避難準備情報に至らない場合でも自主防災組織が自治公民館を自主的に避難所として運営をされているケースが最近出てきております。

そういったことで、今後も地域の実情に合った対応について、地域の皆様の御意見を賜って対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

もちろん地域の方の実情を見て、いろいろとお話を聞いてということもわかりますが、客観的に少ないという表現、昭代地区少ないという表現は先ほどおっしゃいました。それで、昭代地区の方、そして台風12号のときに私、昭代公民館の後、市民会館に行きましたが、結構昭代の方がいらっしゃいました。18号のときもです。それで、市民会館へ避難された方、台風12号、18号で、それぞれ内訳、できれば中学校区ごとで、柳城の方が何名、柳南地区の方が何名ということでお尋ねいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

議員御質問の台風12号接近のときの市民会館への避難者数というのは、44人ございました。内訳は、柳城校区が24人、柳南校区がお二人、昭代校区が10人、蒲池校区から2人、大和校区から2人、三橋校区から4人でございます。また、台風18号のときには、避難者45人ございました。内訳ですけれども、柳城校区が23人、柳南校区が3人、昭代校区が9人、蒲池校区が3人、三橋校区が7人ということでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。やはり昭代からそれぞれ10名、9名の方がお隣の市民会館に見

えております。

12号のときには私、詳細は見ておりませんが、18号のときには、この9名のうち具体的に5の方が、いわゆる行政区でいう崩道の方なんですね。崩道というのは、同じ昭代ですけど、昭代公民館まではやはり2キロ半、3キロ、場所によってはもっとあります。場合によっては、矢留のうぶすな館のほうが近いです。矢留のうぶすな館にはどうかなということでも市民会館に見えたんだと思いますけれども、ですから、確実にやはり崩道地区からは昭代公民館が遠いという、これの証左だと私は認識しております。

それで、きょうも財政の話が出ております。実際に19小学校区で18の校区公民館、コミュニティセンターということで、幾度となく言いますが、昭代第二校区だけにはそういった館がございません。この行財政改革の折でも、本来なら第二校区にも同じような施設を求めるべき立場です。皆さんも大和・三橋地区にコミュニティセンターを整備したときに、第二校区にはどうでしょうかとお尋ねされてもしかるべきだったと、今私は思います。かといって、こういう御時世ですから、しゃにむに建物はつくってほしいというのは喉までしかありませんが、それで、地元と協議してどこかないのか。実際、場所的には、私はやはり崩道公民館あたりが一番いいのかなと思いましたが、崩道の公民館長は、土地が低いからどうだろうか、いわゆる公民館ですから鉄骨でも鉄筋でもありませんので。

どうですか、本当に第二校区にはそういった施設ございませんか、改めてお尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

先ほども申し上げましたように、第二小学校校区で公的な施設となりますと、やはり昭代第二小学校、昭代中学校というところしか公的な施設というのはないと思います。確かに小学校、中学校については第2次避難所になっておりますので、避難をしていただく部屋、また体育館等ありますけれども、なかなか空調が備わった畳の部屋というのは難しい状況の中では、余り自主的に避難をされる避難所としては向いていないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

2次避難所で昭代第二小学校、昭代中学校というお話出ておりますが、実は、もう本当目と鼻の先なんですよ、おわかりの方はわかられると思うんですが。ですから、崩道のほうから第二小学校に行こうが昭代公民館に行こうが、それはもう30秒、1分しか変わらないという状況です。

それで、私も真剣に探しましたよ、場所を見つけました。浜武漁協の一面に漁村センターがあります。中見てきました。公的施設と言うとあれですけど、和室もあります。トイレもあります。調理場もあります。空調施設は済みません、ちょっと怪しいですけど。

漁業組合長のほうに私がお願いしました。市のほうから市の話をお願いと伝えま

した。いかがでしょうか、ぜひ浜武漁協の一面の漁村センター、1次避難所に、幾らかの何か整備は必要かと思いますが、全く新設するのと比べたら全然桁違いと思いますが、いかがでしょうか。少なくとも相談はしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

持ち物が昭代漁協さんということでございますので、それを自主避難所にできるものなのかどうなのか。本市が指定している避難所、第1次避難所については、国のほうと県のほうとも報告をしております。構造的な問題、多分浜武漁港さんであれば鉄筋コンクリートづくりか鉄骨づくりどちらかだろうと思いますけれども、そういった問題。それと、いろんな構造の問題のほかに、果たして管理上、私どもが自主避難所としてできるのか。そういったいろんなものを検討する必要があるかと思えます。お話をする分についてはやぶさかではないと思いますが、やはり十分な検討、それと研究が必要だというふうに思えます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

一応建設時の財源等に関しては、水産振興課のほうにお尋ねしました。漁協さんのほうは25%を御負担いただいているが、75%は国、県、市のほうで漁村センターに関しては出しておるということでございましたので、ほぼ公的施設だと私は理解しておりますので、とにかく相談はやぶさかではないということでおっしゃっていますが、ぜひ御相談に上がっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

そしたら次、そういった災害の情報の伝達ということでお尋ねしたいと思えます。

9月4日、5日の台風12号、10月4日、5日の台風18号は、本市を含め近隣の自治体全てが自主避難所を開設しましたが、9月19日、20日の台風16号は対応が分かれておりました。この辺では、大牟田市さん、八女市さんは自主避難所を開設されました。筑後市さんは開設しないということをホームページで通知されました。大川市は、行政側から自主避難所を開設しますということをもちろん通知しますが、市民の方が避難したいと思ったら自由に行っていいようになっております、事前に連絡が必要ですが。そういうふうに基本的にはオープンな状態です。本市の場合は、行政側が開設を判断した後、市民の方が避難ができるわけですが、それでも、それで、今後やはり開設しない場合でも、9月19日、20日の16号のほぼ2週間前は開設しておりましたので、開設されるのかな、どうかなって市民の方、私自身もそうですが、開設しないということも私は何らかの　　ですから、私、議員に対しては議会事務局からのファクスが入りますが、やはりなかなか必ず家にもいるとも限りませんし、ホームページで市民の皆様周知するということで、とにかく開設しない場合でもやはり周知が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

台風時にひとり暮らしの高齢者の方などにつきましては、情報の少なさなどから不安な気

持ちを抱かれる方も多いと思います。議員御指摘のとおり、現在は避難所を開設しないという情報を積極的には出しておりません。そのため、今後につきましては、避難所を開設しない場合も台風などの最新の正確な情報を含めまして、適切な手段で市民の皆様にお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

よろしく願います。とにかく情報は、もちもん不確かな情報はあれですけども、やはり情報を出し過ぎて悪いということはないと私は考えますので、よろしく願います。

それと次、学校教育課さんのほうにお尋ねしますが、小・中学校の休校の場合、今回は休校、休校、そして最後が10時の登校だったと思いますが、そういった場合の通知はどのようなところに、どのような形でされておるのでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

まず、現在の台風時などの非常時や緊急時の周知状況を申し上げます。

子供の保護者全てに対しまして、休校や始業時間の変更を決定後、速やかに学校の連絡メールと文書を通じて児童・生徒に周知しております。また、地域の見守り隊、学童保育の先生方などの地域協力者の方々へは、学校や関係機関を通じて連絡が行き届くようにいたしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

幸いというか、私、今、小・中学校の子供がいますから、それぞれの学校の連絡メールが入りますので、そういった情報は今ありますが、一般の方、特にやはりおっしゃった見守りの方とか、いろんな活動をされている方、私の地元では老人クラブの方も見守りされますし、公民館の役員等も出られますけれども、ですから、これもでき得れば今後は市のホームページで、私9月、10月見たときには、市のホームページでその通知があったかどうかの記憶がちょっとたしか、私が残している分にはちょっと反映されていなかったんですが、ホームページには掲載が今までされていたかどうかと、今後のことに関しましてお尋ねします。されていたら結構です。

学校教育課長（木下 隆君）

現在のところ、ホームページへの掲載はただいまいたしておりませんので、荒巻議員の御意見、ありがたく頂戴いたしまして、今後はホームページへ掲載をしていきたいと思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。先ほど言いましたように情報は、とにかく決まった情報はいろんなところで出していただければと思います。

この項最後になりますが、本市の地域防災計画では、避難所の開設とか運営という項が一、二ページずつありますが、単独の避難所の運営マニュアルが整備されているかどうかをお尋ねいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

先ほど議員のほうから単独の避難所運営マニュアルについては存在するののかということでございますけれども、避難所運営マニュアルは作成をしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

安心しました。自治体によってはやはり、もちろん運営マニュアル策定しているところ、ないところいろいろございました。自治体によっては、やはり避難所それぞれ違いがありますよね、微妙に違いますから、その避難所ごとのマニュアルを作成しているようなところ、具体的には東京都調布市とか、そういったところも見当たりましたので、追い追いといいますか、ぜひそういったことも御検討いただければと思います。

この項終わります。

続きまして、国勢調査の結果についてお尋ねします。

けさほども議論あっておりましたが、改めまして申し上げますと、平成27年の結果は本市の人口が6万7,777人、22年の7万1,735人から3,598人、率にして5.04%の減。一方、世帯数は2万3,333世帯から2万3,450世帯へと逆に120世帯、率にして0.51%の増加。よって、1世帯当たりの人員が3.06人から2.89人へと核家族化が進んでおります。

そこで、まず1点目として、人口減少の要因をどのようにお考えなのかお尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

荒巻議員の御指摘のように、平成27年に実施されました国勢調査は、人口6万7,777人と、平成22年の7万1,375人と比較しますと3,598人の減少となっております。

福岡県内では、60市町村のうち44市町村で人口が減少しており、県内の約4分の3の自治体が減少しております。

この国勢調査につきましては、国の統計法に基づき、市町村が実施調査を行い、取りまとめを行った後に県へ提出し、その後、国が集計、公表する流れというふうになっております。

議員の御質問である人口減少の要因はということですが、国からの公表データが現在基本集計しかございませんが、その中の年齢別の人口結果を見ますと、ゼロ歳から64歳までの年齢全てにおいて減少しておりまして、平成22年と比べて5,323人と大きく減少しております。

その中でも特に、15歳から29歳までの人口が1,370人と減少が多く見られておりますので、新学期や就職を機に若者が市外へ転出したというようなことが推測されると思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。最後のところだけでいいかと思えますので、よろしく願います。

要は、15歳から29歳が1,370人減って、進学とか行って帰ってこないということですよ。ですから、やっぱり雇用の場の確保が必要だというのは、もう言うまでもないと思いますが、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

逆に世帯数の増員に関してはいかがでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

世帯数については、人口減少と逆にふえておりますけれども、これも国が調査しました世帯人員別の世帯数を見ますと、ひとり暮らし世帯及びふたり暮らし世帯が1万1,962世帯と、平成22年の1万809世帯と比べまして1,153世帯と大幅にふえております。全世帯のうち51%が1人、あるいは2人世帯というふうになっております。特にひとり暮らしの世帯については、22年と比べて773世帯増加しておりまして、全世帯の23%を占めるようになっております。

しかし一方で、3人暮らし以上の世帯については、全ての世帯で減少しておりまして、22年と比べて1,033世帯の減少が見られます。

この結果から見ますと、5年前と比べて荒巻議員言われるように、核家族化によって世帯分離が進んで世帯数が増加したのではないかというふうに推測できます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。核家族の概念に単身者を加える場合と加えない場合とあるように聞いておりますが、やはり単身、単独世帯の増加がやっぱり一番要因ではないかなというふうに私自身は考えておりますし、とにかくこの辺また詳しい分析等をやっていただきたいと思えます。

それで、この人口が減って世帯数がふえるということによる課題等についてお尋ねします。まず、人口減による地方交付税や市民税の影響について、まずお尋ねします。

財政課長（島添守男君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

地方交付税のうち普通交付税は、さまざまな数値に基づき算出されますが、国勢調査人口をもとに算出される項目が多くなっております。

このことから、人口減少により普通交付税は大幅に減額になることとなります。

具体的な影響額につきましては、はっきりとは申し上げられませんが、おおむね3億円前後になるのではないかと推計しております。

以上です。

税務課長（野田栄作君）

市民税の影響につきましては、税務課のほうからお答えさせていただきます。

午前中の質問でもお答えしましたように、人口の減少、特に生産年齢人口の減少は、市税の中でも個人住民税の税収に大きな影響を及ぼします。平成22年と平成27年度の国勢調査を比較しますと、本市でも生産年齢人口が減少しておりまして、今後もこのペースで減少していくとすると、税収減は避けられないものと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

済みません、市民税の影響額はどうか。

税務課長（野田栄作君）

市民税の影響ですけれども、中期財政計画の中で出しておりますけれども、27年度と比較しまして2億数千万円減少するかと思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。もちろん人口が減るわけですから、入ってくる分が減っていくというのは致し方ないでしょうから、もちろんその分見合った歳出ということでぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、わかればいいんですが、2万4,000世帯ありますが、これが戸建てとマンションやアパート等の集合住宅という内訳というのは何かデータとしてございますか、ちょっとそれ、データとしてあれば教えてください。

企画課長（椋島謙治君）

内訳ということでございます。これも国勢調査の中で住宅の種類という調査がございまして、荒巻議員が言われている項目とは若干違いますけれども、一戸建てが1万8,258棟で、全体に占める割合は79%になっております。長屋建てが464棟で2%、お尋ねのマンション、アパート等を含む共同住宅が4,378棟で19%になっております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私自身はもう少し戸建てが少ないのかな、少なくなっているのかなと思っていましたが、現状では8割弱がまだ戸建てということですね。

それで、やはり新しく家を建てていただけるということは本当にいいことだと、いろいろと経済効果等もあっていいと思うんですが、実際、既存のところには要は建てかえ、もともと

住宅が建っていたところに建てかえるよりも、新たな場所に建てられる割合が非常に多いのかなと思います。ですから、新築住宅のうち、もともと建っていた敷地に建てられる。これ再建築率というんですかね、これに関して本市の場合はどれくらいなのかをお尋ねしたいと思います。

税務課長（野田栄作君）

平成27年度の例で申し上げます。

新築件数が223件でございました。そのうち、従来の場所に建てかえた件数は79件、率にして35.43%、新規の場所に建てられた件数が144件、率にして64.57%でございました。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

これ、私はこれで何が問題かと思ったのは、先ほど矢ヶ部議員のほう水道管のことをお尋ねされておりました。ですから、私はこうやってやっぱり新しいところに建てられることによって、市の負担がふえるんじゃないかというか、配水管のほうですかね。ですから、全国平均だと再建築率は実は10%ほどなんですけど、本市の場合は35.43%、それでも3分の1強は再建築で、3分の2近くが新しいところに建っているところですので、やはりそういうことで市の財政負担もふえているんじゃないかなということで、ちょっとこれ懸念したところなんですけど、このことに関しまして、改めていろいろと学びたいと思っております。

それで、あと空き家の増加も懸念されるわけなんですけど、先日、9月の決算委員会のときに生活環境課のほうから空き家の状況をデータで示していただきました。ただ、これ後でお聞きしましたら、水道管を閉鎖した家庭のみが対象で、水道管を閉鎖した1,600世帯を対象に調査して1,022世帯ということで聞いておりますが、これ空き家の検討委員会等が今進んでおりますので、その内容は私承知しておりませんが、やはりもっと確実に空き家の状況を調査する。それで、私としては各行政区長さんのほうにお願いして、もちろんそれなりのお支払いをして正確な空き家の状況を調べるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

平成27年10月から平成28年3月にかけて実施いたしました空き家等実態調査につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する総合的かつ計画的な空家等対策の基礎資料の収集を行うとともに、空家等対策計画を作成するために実施をしたものであります。

この調査に関しましては、空家等対策の基礎資料とするために、空き家の所在だけでなく、老朽化の程度、また写真データ等の情報収集、整理など専門的な業務を行う必要があったため、業者のほうに委託をしております。

議員おっしゃりますとおり、水道の閉栓情報をもとに調査対象となる建物の抽出を行い調査したものでありますので、調査から漏れている空き家がある可能性もあると考えております。そこで、今後といたしましては、今回調査で作成しました空き家の地図情報、それを区長のほうに確認いただき、そこで漏れている空き家情報を記入していただく等の方法を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

まず、本市が約2万5,000世帯とすれば、1,022世帯というのは約4%ほどかと思えます。空き家の全国平均、2013年では13.5%という報告が来ておりますので、本市もやはり、本当はそんなに多くあってほしくないけど、やっぱりちょっと4%とは余り乖離しているかなということで、先ほどおっしゃいましたように行政区長さんのほうには御負担をかけますが、ぜひより正確なデータがとれるようによろしく願いいたします。

この項を終わります。

次に3項目め、東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みについてお尋ねします。

坂井聖人選手の大活躍が懐かしいことしのオリンピックですが、いよいよ4年後には我が国にやってきます。言うまでもなく東京オリンピック・パラリンピックは、東京にとどまらず国を挙げてのプロジェクトであり、夢や希望につながるビッグイベントであります。前回の東京大会から56年ぶりということですが、スポーツ分野だけではなく、市民の皆さん、特に本市の将来を担う子供たちが世界とのつながりを持つ最良の機会となります。

本市の取り組みとしては、現在2つの動きがあるかと思いますが、それぞれの取り組みについてお尋ねいたします。

1点目、本市は2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合に参加しておりますが、現在の活動状況についてお尋ねします。

観光課長（松藤満也君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合は、広域的な連携を図ることにより、世界に向け日本と地域の魅力及び総合力を発信し、地域の活性化をより確実なものにするために、具体的な取り組みを戦略的かつ効果的に実践していく組織として、新潟県三条市長の呼びかけで設立されました。

本市は平成27年7月に参加しましたが、参加に当たり市議会の皆さんからたくさんの情報提供をいただきました。ありがとうございます。

オリパラ首長連合の事務局は当初三条市に設置されておりましたが、活動の活発化を目的

に本年4月1日から東京の経済産業省内に事務局が移されています。

12月1日現在の参加団体数は458団体でありまして、福岡県内は北九州市、田川市、八女市、大川市、うきは市、朝倉市、みやこ町、築上町、柳川市の9団体が参加しております。

オリパラ首長連合の事業としては、虎ノ門付近にある新虎通りがメインスタジアムと選手村を結ぶシンボルストリートになると位置づけ、ここに全国津々浦々のヒト・モノ・コトの魅力を集め、地域の魅力を発信する事業が展開されているところであります。来年2月から本格稼働になりますが、常設ブースを設け3カ月ごとにテーマを設定し、テーマに合う自治体が出店することになっております。

また、誰もがアクセスして活用できるデータベース、これはオープン・プラットフォームということで、そういうのを構築してインターネット百科事典をイメージしたコンテンツの集積の場をつくり、ウェブサイトやSNSなどで情報の発信、拡散につなげる事業も進められております。本市からも柳川産ノリやブランド認定品など柳川の特産品を中心に情報提供を行っております。今後、他の自治体の情報を参考にしながら、出店可能な項目について追加していきたいと考えております。

これまで4回ほど総会とかが行われております。その他、九州・四国ブロック会議などの資料などの情報提供を初め、オリパラの経済界協議会というのがございまして、そのイベント情報などの提供もいただいております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

去年の10月に当時の建設経済委員会のほうで新潟県三条市のほうを訪問しました。私は行く前は、てっきりキャンプ誘致が中心と勘違いしておりましたが、そういったことではなく、やはり地域の連携等でPRをしていこうということです。

それで、おっしゃったように事務局のほうが移っておりますが、これからいろんなPRをやられるということで、まずはクラフトビールのイベント等をされるようには聞いておりますが、それにとにかく1,700の自治体のうちの4分の1ほどが参加しているわけですから、黙っていたら、じっとしていたらほかにおくれをとると思いますので、俺が俺がで、ぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。

発起人の三条市の国定市長は、とにかく参加いただいた一般市町村、年会費、年額が100千円ということですが、この100千円を上回る効果を、できればはるかに上回る効果を4年間得られるよう数々の仕掛けを用意しているというふうにおっしゃっておりますので、よかったと言えるようにぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

それと、もう一点、オリンピック・パラリンピックに関しまして、先ほどの自治体を中心でやっている分ですが、政府が募集していますホストタウン、これに登録されれば出場国

との交流の機会というか可能性が生まれてくるわけで、積極的に取り組むべきではということではありましたが、事前の打ち合わせではもう取り組みをされておったんですが、現在の状況に関してお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

ホストタウンですね、議員がおっしゃいますように、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、全国の自治体が大会に参加いたします選手でありますとか、大会参加国などと人的、文化的な交流を通じて、スポーツの振興でありますとか教育文化の向上など、地域に活性化を図ろうという目的で行っているものでございます。

本市の取り組みを御紹介いたしますと、実は平成27年12月にホストタウン登録に向けまして既に申請を行っております。であります、現在も継続審査中という段階にありまして、正式な登録には至っておりません。

平成28年6月現在で、全国で91件がホストタウンとして登録されております。実際に登録が決定いたしました自治体の状況を見ますと、既に姉妹都市としての交流を重ねておったり、過去に国際大会での事前合宿を誘致したりした実績があると、そういった何らかのつながりがあることで登録に結びつけた例が多いようでございます。

本市では、地元の高校を中心といたしました交流計画を作成しておりますけれども、市内のスポーツ施設が国際基準を満たしていないという問題もありますし、それとは別に相手国との結びつきや受け入れ体制など、さまざまな要素が求められておりますことから、審査を通過するためのハードルはかなり高いというふうに認識しております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今、91件が登録ということで御答弁いただきました。2次審査までですね。先週の金曜日、12月9日に3次登録の結果も出ておりますが、新規の36件継続から11件追加になりまして、今登録件数が138件ということになっておりまして、地域数は63、ですから200カ国前後がお見えになる中で、63の地域の分がホストタウンが決まっておりますが、逆に言うとまだ百三十幾つの国、地域のホストタウン、要は日本の自治体側のパートナーはまだ決まっておりませんので。ただ、実際継続されていますから、今からほかのというのはなかなかあれなんでしょうけれども、ぜひ頑張ってくださいと思いますし、市内のもうちょっとどういった、どこの国を申し込んでいるというのは、この時点では私もどうかと思いますが、もう少し柳川市、どういったあれでどんなスポーツかとか、ちょっとそこら辺が、現状で公にできる範囲でちょっと教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

これは相手があることでありますので、具体的なお答えはちょっと避けさせていただきます。

いということでございますが、市内の高校でテニスを中心とした国際交流ができればなというふうに考えているところでございます。

ちょっとホストタウンとは別でございますが、実はキャンプの誘致というのも少し動きをしておるところでございます。実は福岡県でも、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致活動を進めておりまして、現在、県内の自治体の支援に取り組んでおるところでございます。

今月1日、12月1日には本市を初め、みやま市、大牟田市の県内3市を対象に、オセアニア地域の15の国と地域から成りますオセアニア連合の受け入れ先の候補地として、その可能性があるのかどうかという判断をすることを目的に、県職員とプロモーション会社の数名が市民体育館と武道場の視察を行っております。

誘致に成功いたしますと、スポーツによる交流だけではなくて、そちらからの観光客の誘致、増加というのも経済的な効果も期待できますので、今後そちらの方面も積極的に働きかけていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

済みません、最初にテニスっておっしゃっていたんですかね。聞き漏らしました。済みません。

そうですね、とにかくできればやはりホストタウンに登録指定されれば一番ありがたいと思います。そうなれば、最終的な判断は出場国になりますけれども、最後まで全力を尽くしていただきたいと思います。とにかく4年後に東京オリンピック・パラリンピックが来た後に、その次は多分我々は、その次の次を見る可能性本当に低いかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ただ、1つ、私は竹井さんのガーナとか、そういったのだったらおもしろかったかなと、ちょっと思ったり考えたりしたところです。ありがとうございます。

それでは、最後の項に移ります。

去年の12月議会でお伺いした点の確認になりますが、まず1点目、白秋献詩について前年度からの応募数の推移についてお尋ねします。

学校教育課長（木下 隆君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

前年度からの応募数の推移ですが、平成27年度が8,546篇、本年度は8,270篇です。比較いたしますと、276篇の減少となっております。

その内訳ですが、小学校の部が市内3,326篇、市外1,342篇、計4,668篇で、昨年と比較して393篇の増加でございます。

次に中学生の部ですが、市内1,209篇、市外1,613篇、計2,822篇で、昨年と比較して70篇

の減でございます。

続いて、高校生・一般の部ですが、市内383篇、市外397篇、計780篇で、昨年度と比較して599篇の減でございます。

本年度の減少の要因は、高校生・一般の部の応募者の減少が主な理由と考えております。以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。市内、市外は別としても、小学校はかなりふえておるかと思えます。中学校が大体一緒、高校・一般が6割ぐらいに減っておるかと思えます。ですから、とにかく高校生・一般の方の、また多いときには平成24年では2,362篇の応募がっておりますので、本当にこれに関してが一番落ち込みが大きいかと思えますので、ぜひこの辺のフォローアップをぜひ29年度お願いしたいと思えます。

28年度新しい動き、その白秋サミット等のパートナーの自治体等、そういったところも含めて新しい取り組みの結果についてお尋ねします。

学校教育課長（木下 隆君）

特に今年度の取り組みといたしましては、昨年荒巻議員から御意見をいただいていた白秋サミット参加自治体に対する取り組みとして、これまでは対象となる市町には各県教育委員会を通じて依頼をしておりましたが、今回は直接応募要綱の送付に加えて電話での依頼を行いました。その結果、小田原市から2篇の応募をいただきました。

さらに、もう一点、中学生の応募についても積極的に取り組んでほしいとの御意見もいただいておりますので、それを踏まえ、校長会等で機会あるごとに依頼をした結果、市内の中学校からは応募が66篇増加いたしました。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。小・中学校はある程度ですが、高校に関して特に、ぜひ教育長のほうにもまたお骨折りいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

それで、私は白秋祭式典に、ぜひ市内の小学生を参加させてはどうかということで去年言っておりました。なかなか移動の関係で厳しいということで、白秋音楽まつりでその模様というか、その式典のことをお伝えしたいということをおっしゃっておりましたが、どのようなことをなさったのかお尋ねします。

学校教育課長（木下 隆君）

白秋音楽まつりで白秋祭式典の模様をどのように伝えたのかということでございますが、11月8日に開催されました白秋音楽まつりの開会式におきまして、北原白秋先生が作詩された市をみずから朗読されている肉声を流しながら、11月2日に行いました白秋祭式典の様子を上映いたしました。それを見た子供たちは、大変興味深げに見ておりました。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

肉声というのは式典のときに我々も聞かせていただく分ですかね、はい、ありがとうございます。そうは言いながらも、ぜひ11月2日に1学年ぜひ参加できるように、私としてはそれをまたお願いしたいと思っております。

それから、次に小学生の陸上記録会、残念ながら今年度も2ブロックに分けて開催されたようですが、合同開催に向けての検討がなされたのかどうかお尋ねします。

学校教育課長（木下 隆君）

合同開催に向けた検討はということでございます。

昨年御意見いただいたみやま市にあります保健医療経営大学のグラウンドを借用し、全児童が一堂に会して開催する方法を検討いたしました。

みやま市においても一昨年まで同グラウンドで陸上記録会が開催されていたということでしたが、昨年からはグラウンドの芝生養生の理由で高田中学校へ会場を変更されているということでした。

また、2会場で行うことで子供たち全員が1人2種目に参加できるという教育的効果もあり、本年度も2会場での開催となった次第です。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。芝生の養生に関して、ちょっとそれは管理のあれありますので、何とも言えませんが、ただ、私が言ったのは、とにかく今2会場で行われていますが、保健医療経営大学は、トラックも2つとれる。100メートルの直線もとれるから、2カ所でやっているのと同じことが1カ所で行われますということでお伝えしたかと思っておりますので、その辺また改めて。

実は、筑後広域公園も今回確認しましたが、柳川市さんからのそういったことはウェルカム、要は筑後七国の自治体は、やっぱり筑後広域公園を積極的に活用すべきですよ。この前も駅伝等も見に行きましたが、筑後広域公園広いですよ。保健経営大学より、これ細かく見ていませんが間違いなく広いと思います。ですから、ぜひ改めて一堂に会しての開催に関してお願いをしたいと思っておりますし、これ予算が大幅にかかるあれではありませんので、教育委員会としてはどのようにお考えなのか、このまま続けるのか、やはり一堂に会した方がいいのか。要は私自身は、今の状態がイレギュラーですね。合併時に本当に市内にはなかったんでしょうけど、やはり、たとえ市外であっても1カ所でやるべきだと考えますがいかがでしょうか。済みません、ちょっと簡潔に、このままがいいのか、1カ所でやるのかということだけ済みません、お願いします。

教育長（日高 良君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のように、市内の小学生が一堂に集っての陸上記録会、それが望ましいというのは私もそのように考えるところでございます。ただ、先ほど課長お答えいたしましたように、今のところ1人2種目の参加ということで、大変参加児童のモチベーションも高くなっている状況でございます。議員いろいろ見ていただいて、1会場に2トラックがとれる場所もあるぞということで御指摘いただいておりますし、地域広域公園のそもそもの県での設置が行われている、そういうことも考えていかななくてはならないというふうに思うところでございますので、今後とも検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

教育長、済みません、先ほど言いましたが、筑後広域公園であれば、今まで2カ所でやったやつをそのまま、だから、今までの2会場合合わせた面積よりも広いから、児童が2つの競技に参加することは物理的に不可能というか、全然問題ないと私は理解しておりますので、その点済みません、改めて申し上げさせていただきます。

少年相撲大会、ことは大変ありがとうございました。教育長のほうから各校長のほうにおっしゃっていただいて、全小学校から参加ということで感謝申し上げたいと思います。ただ、3年生以下が余り多くて、ちょっと最後に、今回の課題と対応策ということで、あわせて雲龍の郷の相撲場で、今回朝日山部屋さんが利用されたということで、これもありがとうございます。そのいきさつについて済みません、まとめて2点、最後にお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今大会には43校の学校の参加がございまして、市内全小学校が参加したということもありまして、昨年と比べますと全体で4校ふえております。

また、参加児童数についても全体で348人ということで、昨年と比べますと131人ふえております。おっしゃいますように、小学校4年生以下の参加者が昨年の105人から201人にふえたということでございます。

こういったこともございまして、選手の招集時に少し時間がかかったということがございます。また、1年生から4年生まで低学年の部ということで相撲をとらせますので、体格差のある児童の対戦ということでございました。でありますので、けがが発生しないかという心配される場もあったということでございます。

今後につきましては、参加者の招集については、従来のスタッフであります体育協会、スポーツ推進委員、そういった方の大会従事者の意思疎通を図りながら招集方法を工夫するというを考えております。

また、4年生以下の部でも新たに、さらに低学年の部というのを設けるなどして児童の安

全面にも配慮したいと考えております。

次に、朝日山部屋でございますけれども、こちらの相撲キャンプといいますか、九州場所での合宿でございますが、元関脇琴錦の朝日山親方が柳川市内在住の知人を通じて雲龍の郷の土俵を利用したいという旨の依頼がございました。それでありますので、検討いたしまして、雲龍記念少年相撲大会以外の利用にもなりますし、お相撲さんが来られるということで、市の活性化にもつながろうということで相撲場について提供を受け入れたということでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 3 分 延会

平成28年12月13日（火曜日）

# 柳川市議会第6回定例会会議録

平成28年12月13日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
経	済	樽	見	孝	則
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
和	庁	松	藤	敏	介
庁	舎	椀	島	謙	彦
舎	長	梶	島	守	治
消	防	島	添	守	男
人	事	野	田	栄	作
秘	書	大	石	涼	子
課	長	白	谷	通	孝
総	務	木	下		隆
課	長	袖	崎	朋	洋
企	画	待	鳥		哲
課	長	林			誠
財	政	松	永	泰	治
課	長	武	田	真	治
税	務	高	須		亨
課	長	松	藤	満	也
健	康	田	中	安	幸
づ	く	古	賀	和	明
り	課	乗	富	祐	治
課	長	河	野	富	士
福	祉			士	美
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
課	長				
観	光				
課	長				
水	道				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				
廃	棄				
物	対				
策	課				
課	長				
図	書				
館	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 亀 崎 公 徳

議会事務局次長兼庶務係長 内 田 猛  
 議会事務局議事係長 徳 永 喜 美 香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	19 番 伊藤法博	1. 柳川農業の振興について 2. 地域公共交通について
2	15 番 緒方寿光	1. 市長2期目の重要政策に対する取り組みとその成果は 2. 市政一般 (1) 来年4月の「介護予防サービス一部移管」へ向けて、本市の体制はいかに (2) 図書館の臨時休館について (3) 「第12回柳川よかもんまつり」の会場は適地だったか
3	20 番 梅崎和弘	1. 新ゴミ焼却炉建設の基本的な考え方について 2. 農薬空容器の回収について 3. 市民要望 (1) 柳川庁舎前の駐車場水たまり (2) おむつ回収の取り組みについて
4	7 番 熊井三千代	1. 温暖化対策推進への取り組みについて 2. 上水道施設の老朽化の現状と対策について 3. 産業人材の確保と若者の地元就職促進への取り組みについて

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番(伊藤法博君)(登壇)

19番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、質問を始めさせていただきます。

きます。

まず第1に、柳川農業の現状と課題について質問させていただきます。

柳川市の総水田面積4,000ヘクタールのうち、昭和40年以降に何らかの基盤整備事業で整備された水田面積は約3,000ヘクタールで、未整備地区が1,000ヘクタールとなっています。

基盤整備済み地区では全ての水田の区画が整備され、全ての圃場に5メートル以上の道路が隣接し、給水施設、すなわちパイプラインが接続されています。

現在、基盤整備地区では、国の補助を受けながら、暗渠排水工事が平成24年度から施工され、現在も継続されています。この暗渠排水工事により水田の乾田化が図られ、転作作物の大豆、麦、蔬菜園芸の作付に対して、良好な生育環境を提供できる農地に転換することができます。

現在の柳川市の農業は、表作として水稲、大豆が水田面積の大半、すなわち水稲1,900ヘクタール、大豆が1,413ヘクタール、合計の3,313ヘクタールで水田面積の85%を占めています。裏作として、麦、蔬菜園芸が大半でございまして、麦が2,851ヘクタール、ハウス等の蔬菜園芸が100ヘクタールで、合計の2,951ヘクタールで水田面積の76%を占めています。

この柳川地域では、表作として水稲、大豆及び裏作として麦、蔬菜園芸の二毛作地帯として昔から伝統的に継続されてきた営農体系です。終戦後、食料不足が深刻化し、農地解放がなされ、多くの零細自作農が誕生する中で、日本が高度成長する前までは、減反政策もなく、全ての水田に水稲が作付され、米価は一般市民の給与に対しても相対的に高く、農薬、肥料、除草剤、農業機械なども普及しておらず、多くの零細農家が家族総出で代かき、田植え、草取り、稲刈り、脱穀、乾燥、もみすり、出荷と切れ目なく作業にかかわっていました。

裏作として麦、イグサ、バレイショ、自家野菜の作付を行いながら、稲わらを利用した縄、むしろ、イグサを利用したござなどの加工を行って工賃を得ていました。しかし、日本が高度成長を成し遂げると、多くの農家から若者が工場労働者として流出していきました。それに相まって肥料、農薬、除草剤、農業機械なども開発されて、その後普及することにより、作物の作付に多くの人手と労力を必要としなくなりました。また米価も一般市民の給与に対しても相対的に低下し、食生活が豊かになると、米の国民1人当たりの消費量も減少し続け、現在では半減するという状況になっています。このため、農家の所得は一般市民の所得に比べ相対的に低下し続けてしまい、農業を職業として選択する農家の後継者を希望する者はいなくなり、農家の高齢化が極端に進んでいます。肥料、農薬、農業資材、農業機械は農産物価格に比べ異常に高く、日本の農業資材、農業機械は、国際的に見ても割高になっているとの見方が一般的です。

こうした中で、農地の集約化が進んでいます。農地を農事組合法人組織や個人の担い手に集積させ、農業資材の大量取引による価格交渉や流通コストの削減による経費削減などを進め、農業機械の効率的な活用によるコスト低減を図りつつ、農業経営の合理化を進めなけれ

ばならない状況になっています。

現在の柳川市において、農事組合法人組織と個人認定農家により、4,000ヘクタールの大半の農地は米、麦、大豆の二毛作体系の中で維持管理されています。柳川市の4,000ヘクタールの水田面積は、10ヘクタールの個人農家では400戸の農家でカバーできますし、100ヘクタールの集落営農組織では40組織でカバーできます。各営農組織に10人の担い手がいるとしても、400人の担い手でカバーされることとなります。いずれにしても、400人の農業者で4,000ヘクタールの農地を管理することができるようになるわけです。しかし、2015年の農林業センサスによると、農業経営体数767経営体で、その内訳は家族経営体721、組織経営体46となっていて、農家数は1,327戸で自給的農家数は611戸、販売農家数は716戸となっています。

柳川農業の米、麦、大豆の販売高は合計で2,197,000千円で、米、麦、大豆の交付金、補助金の合計は3,247,000千円となっています。すなわち米、麦、大豆の販売高22億円に対して、国の補助金は1.5倍の3,250,000千円になっています。国の補助金を当てにした米、麦、大豆の二毛作に頼った営農体系では、それぞれの営農組織や個人認定農家の所得の増大は望むべきありません。現状を打破する何かが必要ではないかと思えます。

米、麦、大豆の二毛作による営農体系は、肥料、農薬、除草剤、大型農業機械を活用した作業体系では労働時間が短時間で終わってしまいます。このため、大型機械化した営農組織や認定農家では、米、麦、大豆の作付においては1日のうちの多くの時間、あるいは一定期間、農作業から解放され、多くの余裕時間を持つことができるようになっています。こうした状況に、担い手農家は安住してはいけないと思えます。このあいた時間を利用して蔬菜園芸作物などを作付し、米、麦、大豆作付の2割から3割ぐらいを蔬菜園芸の作付をして、1年の365日の大半で満遍なく農作業ができる体系をつくり上げるべきだと思います。市長の見解を求めます。

あとの質問については自席からしたいと思えますので、議長のお取り計らいをよろしくお願ひします。

市長（金子健次君）

おはようございます。伊藤議員の私の農業に対する市長の見解をということでございますので、お答えをさせていただきます。

議員も述べられますように、社会情勢や農業情勢が変わる中、特にこの10年の間においては、品目横断的経営所得安定対策から戸別所得補償制度が実施されました。さらに、経営所得安定対策へと変わる中、40年来続いてきました国の主導によります転作政策が平成30年には見直しをされ、生産者みずからが判断し、米の生産調整を行う方向になっております。

また、国を中心に、平成26年度からは農地の集積を進めるための農地中間管理事業を推進しているところです。

この農地中間管理事業につきましては、本市では、昨年度末で福岡県全体実績の約30%を占める716ヘクタールを集約されております。

現在では1,060ヘクタールの農地が担い手へ集約されるなど取り組みの成果が、本市は国や県から注目されているところでもございます。

その担い手の中心となるのが集落営農組織だと考えます。集落営農組織は、現在33組織のうち23の組織が法人化し、地域の農地を活用し守っていただいておりますが、議員が言われるように、現在は米、麦、大豆の生産となっております。

しかし、集落営農組織が将来的に安定的な経営を展開していくには、現在行われている土地利用型農業の米、麦、大豆の生産のみではなく、野菜生産、園芸作物などを取り込んだ多角的な経営が必要であると考えております。

今現在、議員が言われるように、土地改良事業の関係で暗渠排水が、三橋のほうは大体終わりまして、両開等も終わっておりますけれども、あと残りが大和町と昭代が残っております。そういう整備が済めば、この状況でやっておりますので、作物の園芸作物とか、やりやすい状態になると思いますので、そういう面を含めて、これから私たちも農家の皆さんと一緒に話していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

現在、暗渠排水工事が行われて、やはり水田の乾田化が図られて米、麦、大豆に頼らない作物の振興を、ぜひ市が先頭を切って先導してもらいたいと思います。

次に、合併後10年以上経過していますが、柳川市が米、麦、大豆以外の作物として振興した作物はどのようなものがあり、定着している作物は、どのような作付面積で何戸の農家がかかわっているか、お尋ねしたいと思います。

農政課長（林 誠君）

議員の御質問にお答えします。

本市の米、麦、大豆以外の振興作物は、平成25年度に柳川市農業再生協議会により作成されました柳川市水田農業ビジョンでは、ナス、イチゴ、トマト、アスパラガス、レタス、ブロッコリー、オクラ、ニラ、ツボミナ、ハウレンソウ、ジャガイモ、ナバナ、トウモロコシ、実エンドウ、ソラマメ、イチジク、ブドウ、マンゴー、ブルーベリー、イグサなどとなっております。

平成28年産については、ナスは生産者が64名で18.1ヘクタールの作付面積となっております。イチゴは63名で16.1ヘクタール、トマトは21名で5.3ヘクタール、アスパラガスは38名で7.4ヘクタール、ニラは6名で0.9ヘクタール、レタスは26名で16.6ヘクタール、オクラは127名で7ヘクタール、実エンドウは65名で4ヘクタール、ソラマメは16名で1.2ヘクタール、トウモロコシは13名で1.4ヘクタール、ツボミナは12名で1.2ヘクタール、ナバナは34名で

2.4ヘクタール、ブロッコリーは1名で0.1ヘクタール、ブドウは39名で10.6ヘクタール、イチジクは24名で4.2ヘクタールとなっております。

また、定着している作物ということですが、ここ数年増加している作物については、イチゴやアスパラガスなどが増加しているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

同じように、柳川市が振興作物として補助金を出して振興した作物は、どのような作物があり、どの程度の助成をどれだけの期間なされたのか、そして、その後どのようなようになったのかをお尋ねします。定着している作物はどのような作付面積で、何戸の農家がかかわっているかもお尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

本市では、国の支援策ですが、経営所得安定対策による産地交付金については、園芸作物の支援策として平成23年度から支援を行い、当初は10アール当たり12千円で、24年度は13千円、25年度は14千円、26年度からは18千円の交付で、昨年度は全体で381人に対し約19,000千円を交付しました。また、本年度は10アール当たり20千円、全体で20,000千円以上の交付を予定しております。

本市独自の支援策としましては、平成26年度から園芸作物などを規模拡大された農家に対し、生産振興作物推進交付金交付要綱を定め、市独自の交付金制度の運用を行っているところでございます。

昨年度の交付状況では、イチゴ、ナス、実エンドウ、レタスなどの6品目で拡大された方22名が申請され、合計面積285アールに対し、10アール当たり30千円、金額にして855千円を交付いたしております。本年度も1,000千円の予算を計上しています。

また、平成18年度からは、本市の土壌や環境に合う新たな作物や伝統作物の定着を図り、普及していきたいとのことから、新規転作物調査研究委託料として、ブロッコリーを平成18年度に5件の農家に対し337千円、19年度は6件の農家に対し345千円を、また、平成20年度はツボミナを15件の農家に対し796千円、21年もツボミナを24件の農家に対し360,600円とソラマメを19件の農家に対し368,600円、22年、23年は、それぞれソラマメの17件の農家に対し344,200円を、24年度はヒシの4件の農家に111,500円を、25年はヒシの3件の農家に71,800円を、26年はカボチャの農家3件に71,800円を、27年もカボチャ4件の農家に41,800円の調査研究の委託をしてまいりました。その中で比較的定着している作物はということで、ツボミナは現在12件の農家で1.2ヘクタールを、また、ソラマメは16件の農家で1.2ヘクタールを作付されているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

平成18年から新規作物をまず、ブロッコリーとかソラマメ、ヒシ、カボチャというような新規作物の振興をされてきて、ツボミナが1.2ヘクタール、ソラマメが2ヘクタールというような状況のようです。もう少しやはり実際の、例えば、カボチャなんかの話を聞いてみますと、補助金を出したけれども収穫皆無のところは何件かあったとか、そういったことも聞き及んでおりますので、振興作物の選考に当たってはやはり気候風土、土壌、植生や消費者市場の動向を考慮して決めてもらうということ。そうすると、助成額については、やはり将来的に柳川の特産作物を育てるという気概を持って決めてもらいたい。

また、助成期間については一、二年で終了するのではなく、やはり継続的に中長期のスタンスで取り組んでいただきたいと。そして、栽培法の指導に関しては、やはり農業改良普及所や農協との連携を密にして、指導体制もやはりしていただいて、育成をしていただきたいということ。

そして、過去の新規の振興農作物についての検証についても問題点がどこにあったのか、十分な検討が必要じゃないかと私は思っております。そういったことを踏まえて、今後からそういった新規作物の推進を図ってってもらいたいと思います。

そして次に、私たちの農事組合法人では水稻の「夢つくし」、「元気つくし」で、すなわちわせ、準わせの収穫を9月中旬から9月末に終えて、麦の播種までの70日余りの間に何か野菜の収穫ができるものがないかということを検討しています。

また、年末に移植したタカナを4月の上旬に収穫した後に、大豆の播種までの70日間を利用して収穫ができるものがないか、そういったことも一応検討しながら、絶え間ない農地の活用を考えているところです。この件について何か御意見があれば。

農政課長（林 誠君）

議員のお尋ねは三毛作等の検討についてということだと思いますけど、水稻のわせや準わせの収穫後、70日間余りの間に移植して収穫できる作物として考えられるのは、どういうものが考えられるかということだと思います。

ここ数年、気象状況や気候などを考えると、なかなかその70日間の間でやっぱり作物を定植して収穫するというのは、なかなか厳しいんじゃないかと考えているところです。以前、コシヒカリなどのわせを収穫された後にレタスを定植し、11月ごろに収穫されたというような記憶はありますが、わせのコシヒカリなどについては、田植えがどうしても4月とか、5月上旬ということになりますので、麦とやっぱり期間が重複するということから、同じ圃場に作付、三毛作はなかなか厳しいと思いますけど、やっぱり計画的に輪作等を行って作付されていくと、そういう三毛作も可能 三毛作には実際ならないんですけど、輪作等を検討していければどうかと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

三毛作なり四毛作、できればそういったやつをやはり検討して、そういった試験的な段階についてはやはり行政のほうも先導して、そういった指導をしていただきたいと思います。

私たちのところでは、やはりタカナをとった後にニンジンとか、ホウレンソウとか、そういったものを栽培できたら、そういったことを、ちょっと検討を今現在しておるようなところ です。

次に、柳川の基幹作物で、水田の8割以上作付されている米、麦、大豆栽培において、今日、収量、品質の低下が危惧されています。化学肥料中心の営農体系の中で有機質資材や有機質肥料の投与が極端に減少しています。有機質堆肥等の投与により農地の地力増進を図る必要があるのではないかと思います。この件に関してどのような対策をお持ちか、お尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

議員の御質問にお答えします。

本市のほとんどの農地では、水稻、大豆、麦を200%の作付を長年行われた中、農地の地力の回復に向けて、国の事業でございましたが、平成25年産大豆生産農家1,222戸に対し約70,000千円、26年産麦の作付農家に対して1,156戸に約142,000千円、また、同じく26年産大豆を作付する農家1,088戸に59,000千円、2年間で合計271,000千円分の土壌改良剤による地力の回復を行う、大豆麦等生産体制緊急整備事業を行ってまいりました。

しかし、地力回復につきましては、ことしのJ A 柳川米・麦・大豆生産振興大会の事例報告にもありましたように、腐食成分の蓄積を促すわらすき込みや土壌菌の活性化が大切だと考えております。日ごろから、わらすき込みや雑草管理などが必要ということを考えているところ です。

以上です。

19番（伊藤法博君）

やはり農業にとって農地というのは非常に大切なものでございまして、この農地の地力が低下するということは作物の収量とか品質に影響を与えますので、有機農業をやはり市としても進めていっていただきたいと思います、また、先導をしていただきたいと思います。

一応1番の柳川市内の農業の現状と課題についてお聞きしましたが、次に地域公共交通についてお尋ねいたします。

今月2日の全員協議会で、柳川市地域公共交通網形成計画にかかわる調査事業について総務部企画課より資料提供がありました。その資料によりますと、計画策定に係る調査目的として、本市では、平成23年3月に5カ年計画である柳川市地域公共交通総合連携計画を策定し、その基本方針に基づきコミュニティバスの運行や路線バスの維持確保を図り、市民の生活の足の確保に努めてきました。しかし、路線バスの利用者の減少やコミュニティバス利用者の増加に伴うサービスの対応などの課題も抱えています。このため、柳川市の公共交通の

あり方を調査し、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする地域公共交通網形成計画を、活性化再生法第5条に基づき策定するものです。

この計画の策定を進めていくに当たり、活性化再生法第6条に基づき、市民代表や国、県、警察、公共交通事業者で構成する柳川市地域公共交通協議会を設置するものです。本市は、協議会の中で、計画策定に必要な調査を行い、地域の特性や公共交通の現状、市民ニーズを把握し、問題点、課題を抽出し、今後のまちづくりを踏まえた、柳川市にとって望ましい地域公共交通のあり方の検討することを目的とするとしてあります。

この策定計画の流れとして、1、地域特性と公共交通の把握、すなわち地域の特性の把握、2、柳川市地域公共交通総合連携計画の検証、3番目として、公共交通の現状の把握、4番目として、柳川の将来像に対する地域公共交通の役割の整理、5番目として、市民の利用実態やニーズ把握調査、すなわち路線バス利用調査、柳川駅利用者聞き取り調査、コミュニティバス利用状況調査、福祉バス利用状況調査、タクシー等交通事業者ヒアリング調査、市民アンケート調査、6番目として、地域公共交通に関する課題整理、7番目として、柳川市における公共交通の目指す姿の提案となっています。

具体的なスケジュールとして、計画策定は平成28年度上期から下期まで、交通網形成計画策定は平成29年度上期に行い、公共交通再編計画及び再編運行に向けた協議は平成29年度下期までに行い、公共交通再編運行は平成30年度からとなっています。平成23年3月に策定された5カ年計画の実施期間は平成何年から平成何年まででしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、柳川市地域公共交通総合連携計画は平成23年3月に策定しまして、その期間は平成28年3月に終了しております。

また、現在策定しております柳川市地域公共交通網形成計画は、平成29年度の上期終了を予定しておりますので、1年半程度の空白期間ができることとなります。切れ目のない計画を策定すべきではないかという議員の御趣旨だというふうに思います。

平成23年に策定しました地域公共交通総合連携計画は、三橋、大和にもコミュニティバス運行を導入しようということを中心に目的として策定した計画でありまして、今回、策定しております計画とは若干性格が異なるところがございます。

では、なぜ今、本年度策定を進めているかといいますと、年々公共交通を取り巻く環境は変化をしております。西鉄電車、路線バス等、利用者の減少が続いております。また、コミュニティバスの運行に関しても路線の延長など要望の増大が多く、課題が多くなってきております。そういうことから、市全体の公共交通のネットワークをどうすればいいのかということを検討するために、今年度、計画策定に取りかかったということでございます。

当初は、今年度1年間で策定する予定ではございましたけれども、国と協議を進めていく

中で、市民アンケートやコミュニティバス利用者アンケートなど各種の調査を実施して、地域住民の公共交通に対するニーズを正確に把握し、同時に、市内公共交通事業者との意見調整などを十分行うようにというような指導助言も受けておりました、今年度は調査事業を実施し、平成29年度にそれをもとに計画策定しようというスケジュールに変更をさせていただいているところでございます。計画期間としては、平成29年度から33年度までの5年間を予定しております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

私は過去に、この地域公共交通、すなわちコミュニティバスについて、やはり3回から4回質問をしてきました。それはなぜかといいますと、柳川市が行っている巡回バスには市民に対する利便性で大きな問題があるからでした。自宅から目的地まで送り届けるデマンドバスシステムが確立し、安価で導入できるような状況になっているからです。

最初は八女市のデマンドバスについて質問をしましたが、このときまではまだクラウドによる導入ができなかったために、システムを自前で備えなければならないということで五、六千万円ぐらいの導入費用がかかったわけですが、後で述べますが、広川町は平成24年ぐらいからデマンドバスを導入しておりますが、導入経費は何百万円というような形で導入ができるような状況になっております。しかも、広川町の場合は人口2万人のうちに2万人ぐらいの利用者がおると、柳川市の3分の1の人口で2万人ぐらいで、引きかえて柳川にすれば、6万人ぐらいの利用者があるんじゃないかと想定されます。

現在、コミュニティバスでは2万3,000人ぐらいですか、それぐらいの利用だと思えますけれども、その3倍近い利用者が見込まれると思えますので、そういったことで、質問をしてきたわけですが、やはり5カ年計画の実施期間中に次の計画を立案し、実施期間終了時には速やかに、より改善した地域公共交通体系での運行に取りかかるべきではないかと思えます。特に地域公共交通利用者の利便性に問題があると思われるような状況じゃ、ことさらその思いを強く感じます。そういった面で、こういった空白期間があるというのは、当事者にとってはやはり怠慢じゃないかと私は思うわけでございます。

次に、広川町は平成25年に予約型乗り合いタクシー「広川ふれあいタクシー」をスタートしました。町内は自宅前から町内どこでも乗り降りできます。料金は町内では400円、町外については八女市の堀川バス八女営業所、公立八女総合病院で料金は800円、久留米市の日高整形外科病院は料金400円まで利用できるということです。運行は、10人乗りのワンボックスカー3台を備え運行されています。運行便は午前8時から午後4時までの9便です。

利用法として、として、利用を希望される方は事前に利用登録をする、登録後、利用ごとに予約専用ダイヤルに電話して予約をする、予約は当日の30分前まで、予約の時間帯に指定の場所までお迎えに行きます。運賃の収入のうち、半分为委託業者へ、半額は広

川町地域公共交通協議会の収入になります。

この事業を始めるに当たって、車両購入費、これは2台ですね、6,686,024円を購入し、これは2台は町の保有で蒲池タクシーヘリース、1台は堀川バス株式会社で自社保有のものを使うということだそうです。委託業者への委託料は13,242,400円、それに人件費、オペレーター4名、5,157,292円、予約配車システムリース料、これは1,183,968円、広告事務費が1,100,717円、広川町乗り合いタクシー初期投資導入経費合計が27,370,401円となっているそうです。これはワンボックスカー2台分の費用も含めております。この広川乗り合いタクシーの初期導入経費27,370,401円から車両購入費6,686,024円を差し引けば、20,684,377円が年間の運営経費です。

広川町は人口2万141人、面積は柳川市の半分の37.94平方キロメートルで、人口密度は531人、年間利用者は2万人を超えておるとのことです。

運行年間経費20,684,377円から運賃収入の半分、約5,000千円を差し引くと15,000千円程度が赤字になります。

広川ふれあいタクシーを計算の基礎とし、柳川に当てはめてみますと、車両5台として、利用運賃300円、年間利用客6万人として委託業者への委託料、広川町の例にしてみれば大体20,000千円ぐらい、柳川市のコミュニティバスの委託料、4台分で12,582,431円となっておりますが、20,000千円ぐらいと見込んで人件費、オペレーターは4人で5,220千円ぐらい、予約配車システムは3台のやつが5台になりますので2,000千円ぐらいかかるだろうと。広告宣伝費は1,500千円、計の28,720千円となるわけです。

運賃収入は6万掛けの300円で18,000千円となり、これも委託業者との折半とすると運転経費の赤字額は28,720千円から9,000千円を引くと19,720千円となります。利用者1人当たりの赤字額は、19,720千円を6万人で割れば、大体330円ぐらいの1人当たりの赤字額ということになります。

柳川市で、そういう委託費用を今のコミュニティバス程度の委託費に抑えれば、19,720千円から4,300千円ほどを引いた分が委託分として、もっと安くなるわけですね。そうすると、1人当たりのやつは330円のつが257円程度の1人当たりの赤字額になるわけです。

柳川市のコミュニティバス運行委託料12,582,431円からコミュニティバス利用料2,318,400円を差し引くと、柳川の赤字額というのは10,264,031円となり、運行赤字額は1人当たり、23,721円で割ると433円、現在のコミュニティバスの1人当たりの赤字額は433円になっております。それが広川町の契約したような状況でも、1人当たりの赤字額は330円に低減するということです。

デマンドバスを運営した場合、ワンボックスカー5台を委託した場合、委託料の1台当たり大体1,800千円の利用高配当が委託業者に支払われることとなります。この件についてどう思われるか、お尋ねをいたします。

企画課長（桜島謙治君）

伊藤議員からはこれまで、先ほど言われましたように数回ほど、予約型乗り合いタクシーでありますデマンド交通システムについて御質問をいただいております。初期投資、運営経費など市の財政負担の面や民間の事業者との競合など、メリット・デメリット等コミュニティバスとの比較検討を行ってまいりましたが、総合的に勘案しまして導入は見送らせていただいております。

今回は、広川町の例を柳川市に置きかえていただいて、経費等をお示しいただいておりますけれども、地形や面積、交通事業者等の状況も違いまして、単純に比較するのはちょっと難しいとは思いますが、利用料金を見ますと、広川町内は一律400円、町外へは決まった場所まで800円ということで、本市のコミュニティバスの利用料金は100円でありますので、それと比べて非常に高い料金というふうになっております。

また、今回、コミュニティバスの利用者に直接アンケート調査を実施した中で、最大幾らまで出せるのかという利用料金の質問をさせていただいております。それを言いますと、100円が18.4%、200円が25%、300円が7.9%、400円が1.3%という回答がっております。

この結果を見ますと、200円までが約45%というふうになっておりまして、利用料金が大幅に上がることについては、利用者離れが起こる可能性があるのではないかというふうに推察をいたしております。（発言する者あり）

他の市でも、コミュニティバスをデマンドタクシーに変更したことで利用者が半減したという事例も聞いております。

現在、柳川市公共交通網形成計画策定へ向けて、市内交通事業者、道路管理者、警察、市民代表等で構成します柳川市地域公共交通協議会を設置し、公共交通のあり方について議論を進めておりますが、その中で、デマンドタクシーの声も実際に上がっております。しかし一方で、委員さんからは「利便性は向上するが利用料金が心配」、「これ以上利便性を向上すると民間事業者が廃業する」といった内容の発言もっております。

今後は、このほか実施しております市民アンケートや事業者ヒアリング等の結果も踏まえて、協議会の中で慎重に議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、企画課長から、利用料金が200円までがやはり限度じゃないかというような話がありますが、これはやはり巡回バスの利用料金であって、デマンドバスの自宅から目的地まで連れて行くということを前提としたアンケートじゃないと私は思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうでないならばね、広川町で400円、800円の利用者で、人口2万人の中で2万人を超える利用者があるはずがないわけですね。

柳川市では、それを引きかえれば、6万人ですから6万人以上の利用者、今の巡回バスの

3倍の利用者があると。これは本当に柳川市がやはり活性化に向けて、非常に大いに活力になる交通システムじゃないかと思います。そういった面で、その辺の表向きだけのそういう論議じゃなくて、やはり中身のある論議をしていただきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それで、合併特例債を活用した柳川市まちづくり振興基金、現在高が2,524,000千円ほどあります。これは、基金設立から10年以上経過しております。これまでの基金の活用はあっていません。基金は寝かしているだけでは利息を生むだけです。活用して市民にサービスの提供と同時に、柳川市の活性化の起爆剤として活用すべきではないかと思います。柳川市民全ての地域住民が恩恵を受けるデマンドバスの導入に生かすべきじゃないかと思いますが、この件に関してお尋ねをいたします。

財政課長（島添守男君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

デマンドバスの導入にまちづくり振興資金を活用すべきではないかというお尋ねですが、今現在の中期財政計画では、まちづくり振興基金を主として市民文化会館の整備に活用することとしておりますので、その旨御理解いただきたいと存じます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今も先ほど広川町の例をしたら、そんなに何億円もかかるんじゃないかと何百万か、1,000千円か2,000千円ぐらいのシステム導入費で済みますし、その後は、そういった運行システムとかオペレーターとか、そういった費用ですので、そんなに、これを何億もかかるような話じゃございませんので、その点、了承をお願いしたいと思います。

それと、柳川市地域公共交通網形成計画策定についてどのような見解をお持ちか、市長の見解を求めます。

市長（金子健次君）

その見解の前に、デマンドバスについていろいろ御提言をいただきました。八女市、広川町のほうも再度調査をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それでは、伊藤議員の質問であります地域公共交通網形成計画の策定についてお答えさせていただきます。

地域の実情に応じて、おのあの交通事業者の協力を得て、市民の皆様を初め、柳川を訪れただく観光客の皆様とにかく効率よく、また一方で、市の財政負担を軽くしながら、将来にわたりまして持続的な交通体系を築き上げていくかが重要だというふうに考えております。

先ほど課長が答弁しましたように、現在、協議会のほうで地域公共交通の課題や役割分担など、さまざまな議論をしていただいております。

最近が高齢者によります交通事故の報道も見かけますし、高齢者の免許証返納の話も出ております。本当に切実な問題だと認識をいたしているところでもございます。

現在運行しておりますコミュニティバスも、路線バスの撤退によりまして代替措置として走っている路線もございます。事業者の利益を圧迫するようなことは、さらなる行政負担の増加にもつながってまいります。適切な受益者負担のもと、行政サービスの水準を慎重に検討しなければならないと思います。

また、この協議会で、さまざまな立場から意見を出し合い、住民と事業者の相互理解を得ながら、持続可能な公共交通の計画ができればと考えております。

再度申し上げたいと思いますけれども、私もこの質問等については、デマンドバスについては、本当に自説として何回となく質問がありました。

最終的に、もう一回、実際のところのうらうらまで広川町と八女市においては調査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

昨今、高齢者の交通事故、アクセルとブレーキを踏み間違えて、そういったこともありま  
すし、商店街の疲弊の問題もあります。こういった問題を解決するためには、やはり安心し  
て免許証を高齢者になったら返納できるような状況をやはりつくり上げていただきたいと思  
いますし、商店街の疲弊に関しても、やはり多くの市民の皆さんがこういったデマンドバス  
を利用して買い物に行けるような、そういう体系をやはり市長が率先していければ、柳川市  
の活性化につながるものだと思います。

以上で質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時3分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

柳川市民の皆様、傍聴いただいている皆様、そして、議会及び執行部の皆さん、おはよう  
ございます。15番緒方寿光です。早速、今議会定例会での一般質問を行います。貴重な60分  
の時間をいただきましたので、ぜひ内容のある議論を行いたいと考えております。議長の取  
り計らいをよろしく申し上げます。

今回の私の質問は、大きく2点です。

まず1点目ですが、平成25年4月に金子市長は2期目のスタートを切れ、また、同年の平成25年6月議会におきまして所信表明をされ、6つの政策を掲げられました。1つは、災害のないまち、2つに、農業、漁業、商工業がにぎわうまち、3つ目に、観光と文化の薫り高いまち、4つ目に、子育て福祉のまち、5つ目に、便利で住みやすいまち、6つ目に、市民目線での行政改革のまち、以上6つの大きな柱を掲げられ、取り組むとの表明でした。

そこで質問ですが、金子市長の2期目の任期も残すところおよそ4カ月となりましたが、先ほど述べました6つの重要政策の中で、特に3つの重要政策について今回は現時点での取り組み、そして、成果についてお聞きをしたいと思えます。

次に、2点目の質問ですが、市政一般として3つ質問をいたします。

初めに、来年4月からの要支援者へのサービスの一部が、柳川市の地域支援事業に移行しますが、本市の受け皿づくりとしての体制は整ったのかお聞きします。

2つ目に、本市の図書館の臨時休館について、市民から疑問の声が多く寄せられておりますので、臨時休館についてお聞きします。

3つ目に、10月に開催されました第12回よかもんまつりの会場に対しまして、市民から疑問の声や、そして、意見が数多く寄せられております。そこで、今回の祭り会場がこれまでの物産公園からむつごろうランドへ変更されたのはなぜか。また、今後の改良の方針をお聞きします。

以上、大きくは2点の質問となります。

これから先の具体的な質問は自席から一問一答で行います。質問順序が多少前後するケースもあるかもしれませんが、60分の限られた時間、市長及び執行部の皆様方の簡潔、明瞭な答弁を強く求めまして、壇上からの質問は以上にします。

15番（緒方寿光君）続

まず初めに、ちょっと順番が前後しますが、市政一般、1点目の質問を行います。

まず、要支援のサービス移行について質問いたします。

柳川市は、来年の4月から全国一律で設定されておりました要支援者へのサービス、これが市の地域支援事業に移されます。そこで、この地域支援事業に移ったときに利用者からは来年4月からこれまでのサービスのあり方がどう変わるのか、そして、市の裁量いかんでサービスが低下することがあるのではないかと。そういう声が強く聞かれております。

そこで質問しますが、今回、来年の4月以降につきまして、市の受け皿づくり、これについての取り組み状況、ここをぜひ聞かせてください。

福祉課長（白谷通孝君）

緒方議員の御質問に御答弁をいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、来年4月、平成29年4月から

本市も移行をいたします、実施をしていきます。

要支援者へのサービスの一部であります介護予防訪問介護、介護予防通所介護が総合事業へと移行いたします。移行後も現行相当サービスといたしまして、移行前のサービス内容と同等にて実施をするということにいたしております。

また、現在、本市が実施をしております介護予防事業につきましても、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業として総合事業へ移行いたしまして、要支援 1、2 の皆様のサービスの低下とならないように実施していくところでございます。

なお、介護予防訪問介護と介護予防通所介護につきましては、既存の介護サービス事業者による現行相当サービス以外に、ボランティアを活用いたしました住民主体型のサービスや N P O 等の多種多様な実施主体型のサービスを新たに構築し、提供していくというのが新総合事業の柱でもございますけれども、本市におきましては、平成26年度から介護予防サポーター養成講座を、さらには平成27年度から介護予防ポイント事業を実施しながら、ボランティア育成に努めてまいりましたが、ボランティアが主体となった住民主体型の新たな生活支援サービスや介護予防教室等を提供するまでには至っておりません。この新たなサービスを構築するためには、個人ボランティアをまとめるボランティアリーダーの育成が必須であり、現在、養成講座を開講し、リーダー育成に努めておりますが、なかなか進展していないのが実情であります。

さらに、N P O 等の多種多様な実施主体によるサービスにつきましても、平成28年度に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者ニーズと地域の既存資源では対応できない生活支援ニーズを調査しているところで、まだ実現までには至っておりません。来年4月、平成29年4月からの総合事業への移行は、要支援 1、2 の皆様が混乱しないよう、現行相当サービスを提供いたしますが、引き続き、多種多様なサービスを提供できるよう努めていく所存でございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

具体的に本市ではその要支援予防、この利用者、この方々が何名おられるのか。そして、今後、この利用者は大きく伸びていくものと思われそうですが、率直に申し上げまして、来年4月からのサービス移行後のサービスの報酬単価、そして、利用料、そして、サービスのあり方、ここについてはこれまで従前のようなことで引き続き行うということで認識をしていいんでしょうか。

福祉課長（白谷通孝君）

移行後のサービスのあり方という御質問でございます。

現在、相当サービスを行っておりますが、報酬単価につきましては、市町村において、国が定める額を上限として個別の額を定めると。また、利用者負担は現行の訪問介護等に相当

するサービスにつきましては、介護給付の利用者負担割合、原則1割でございますけれども、それを勘案して、保険者で設定することが国から示されているところでございます。本市が加入しております福岡県介護保険広域連合では、現行のサービスと同額の報酬単価、同額の利用料とすることを決定しておりますので、サービス移行前と変わらない形で実施をいたします。

以上です。（「利用者は何名なんですか」と呼ぶ者あり）

利用者でございますが、平成27年度の実績でお答えいたします。

介護予防訪問介護につきましては、年間延べ2,256名でございます。また、介護予防通所介護につきましては、年間延べ3,744名でございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

これまで移行期間ですね、柳川は来年の4月からなんですが、約1年と8カ月、この準備期間があったわけですが、再度突っ込んで質問しますが、この柳川市の場合、先ほど課長おっしゃったボランティアの育成、そして、ボランティアリーダーの育成、そして、NPOの育成を今後どうするのかと。そして、さらには地域支援コーディネーター、このニーズ調整をされているということでございますが、いつまでこれをやって、どう施策に反映させていくのか、ここを、12月ですので、あと4カ月ないと思いますのでね。ここについての取り組み方針を聞かせていただけませんか。簡単にいいですから、お願いします。

福祉課長（白谷通孝君）

ボランティア、ボランティアリーダーということでございます。平成26年度から実施をしております介護予防サポーター養成講座の修了者は、現在97名おられます。また、平成27年度から実施をしております介護予防ポイント事業の登録者は105名おられます。現在、市が実施しています介護予防事業や介護施設のボランティアに従事をしていただいております。活動に応じて介護予防ポイントを付与し、奨励金を交付しているところでございます。

本市といたしましては、もう一歩進んで、この介護予防サポーターが支援する側に立って、地域で介護予防事業を主体的に実施していただけないか模索をしてきました。しかしながら、自分が中心となって介護予防事業を実施していくには自信がない、一ボランティアとして手伝うのは一向に構わないが、リーダーとなって運営していくことまでは考えていない等の意見が多々ありましたので、まず、このボランティアのリーダーを養成することが必要と考え、本年度にリーダー養成講座を開講し、各戸、全ての世帯に回覧をいたしましたり、コミセンでのチラシの案内、サポーターへサポーター登録されてある方への直接のお声かけをしながら、この募集を行いました。しかしながら、残念なことにまだ受講者がいない現状です。

今後、リーダー養成のため、啓発を再度行っていくこととし、サポーター会員をふやしながら、その中でリーダーとなり得る方を育成、さらには広報誌等で住民の方々に呼びかけを

行い、リーダーの発掘をしていきたいと考えております。

また、地域支援事業交付金から自主運営費用の一部を補助するということで、経済的、財政的な支援を図り、総合事業における住民主体の支援サービスや介護予防事業の開発に努めていきたいと考えております。

同時に、生活支援コーディネーターによる地域既存資源の発掘と地域資源がない地域への資源開発を行い、生活支援ニーズに対応できる多様な事業所等を早急に見つけていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひサービスの低下にならないように、この4カ月、3カ月でしょうかね、準備体制を万全に整えていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

2点目の質問をします。図書館の臨時休館に対しての疑問の声が寄せられておりますので、質問します。

ことしの10月5日に、水曜日なんですが、市立図書館が一日中休館されました。市民から、なぜ台風が直撃していないのに、強風も吹いていないのに、なぜ一日中休館するのかという声があります。そして、大川市、みやま市ですね、そして、筑後市、八女市、この図書館は平常どおり開館していたということなのに、なぜかと多くの疑問の声が寄せられております。

そこで、10月5日、一日中休館された理由ですね、それを聞かせていただけませんか、簡単にいいですので、お願いします。

図書館長（河野富士美君）

ただいま緒方議員のほうから、休館をしたということの理由についてお尋ねをされましたので、お答えいたします。

10月5日、閉館することに至った経過と理由について御説明申し上げます。

台風18号は、10月4日午前7時の時点で中心気圧915ヘクトパスカル、最大風速55メートルで暴風域の半径が90キロメートルという猛烈な台風で、この後5日の朝から昼過ぎにかけて、九州北部に接近するおそれがあるとの気象庁の予報でございました。このような気象状況であったため、市では10月4日午前9時に災害警戒準備会議を開き、今後の対策を協議しました。その中では、避難所の開設や公共施設の休館やその他の安全対策について協議し、当日の午後5時から避難所を開設するとともに、児童・生徒や施設利用者の安全を最優先と考えて、10月5日の市内全ての小・中学校の休校や図書館、水の郷の休館が決定されました。

特に、図書館や水の郷は、子供たちからお年寄りの方までと年齢の幅広い市民の方の利用施設であるため、終日休館としたところでございます。それに基づき、直ちに10月5日を終日休館することについてホームページの掲載や館内掲示をして市民の方へ周知を図ったところでございます。

なお、21カ所の避難所の避難者数は200人近くにもなりました。これは市民の方の災害に対する関心が非常に高いことを示しており、県内でも多いほうとなっております。市民の方にも安全が第一という認識が浸透しているように感じております。

以上で説明を終わります。

15番（緒方寿光君）

理由はわかりますが、市民の方から言わせると、先ほど台風の内容も教えていただきましたが、要は5日の午前4時には気象庁のホームページでは、直撃することはもう免れるということがわかっておったにもかかわらずという話をされるわけですね。そして、やり方とすれば、午前中は休んで、午後は開館をするだとか、そういうこともできるでしょうし、そして、市役所、そして、各施設、市民プールも開館されていたと聞いておりますが、なぜ図書館だけ閉めるのかという声が強く出ているわけですね。やはりここについては、図書館というのは目的としてさまざまな職員の専門的能力も高めたりすることもあるんですけど、やっぱり市民本位のサービス、ここについて市役所側で全てを考えるのではなくて、市民側に立って、この開館、閉館についてはぜひ今後検討していただきたいと、そう考えるわけですが、今後の方針、先ほどの理由をお聞きしますと、なかなか厳しいんじゃないかということを感じておるわけですが、それではだめだと思っていますね。今後の方針を聞かせてください。

図書館長（河野富士美君）

先ほどの御質問にお答えします。

近隣の状況についてお答えをしておりませんでしたので、追加します。

休館した図書館は柳川市と大牟田市でございます。

次に、今後どのように対応されるかということでございますが、今後の対応については、気象状況及び施設の安全等の確認を行った上で、災害警戒準備会議の判断を仰いで適切に対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。そうしますと、今回のようなケースと10月5日のケースについては、何らかの形で開館できることを考えていきたいということでもよろしいんでしょうかね。

図書館長（河野富士美君）

先ほども申し上げましたけれども、災害警戒準備会議での判断を仰ぎながら、適切に今後とも対応していきたいと考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

教育委員会の所管でもありますので、仮にその所管の方で今後の方針を答弁していただ

る方がいらっしゃったら、よろしくをお願いします。

教育部長（樽見孝則君）

図書館につきましては、職員の体制が非常勤の日額の職員が多数を占めております。そういったことで、今回は終日休館という決定がなされたため、もう勤務を要しない日として職員を出勤させておりませんでした。今後は、そういったことも含めまして、開館するほうが効果的なのか判断してまいりたいと思います。

15番（緒方寿光君）

ぜひ開館のほうを前向きに今後検討しながら、市民側に立ってやはり判断をしていただきたいと考えております。

次に、第12回のおかもんまつりの会場につきまして質問をさせていただきます。

この目的はもうあえて言う必要はないと思いますが、この祭りを通して農業、漁業、商工業、観光業と、この連携、地場産品の理解を深め、市民相互の触れ合い、おもてなしの場を創出するというところであります。

そして、今回の来場者、12回のことしの10月の来場者は5万2,000人ということになっておりまして、これまで物産公園で開かれていた祭り、これは大体6万5,000人から6万7,000人の来場者があったということでございますので、ほぼ1万5,000人減少しているということとであります。

また、出店されたこま数も156これまでであったものが、今回139に減少しているということとであります。

この予算は大体10,000千円ぐらいかけてあるということだと思っておりますが、この会場の選定に対しまして、市民の方々から、そして、これまで出店されてこられたの方々から遠いんじゃないと。仮に出店する方のこともちょっと聞いたんですけどね、仮に材料を仕込んで遠い会場まで持っていったり、また運んで、いろんな材料調達をするとなると大変だと。非常にここはアクセスの不便さもあるので今回は出店しませんでしたと。今後も、この状況が続けば、なかなか出店しづらいというような話を聞いております。

そして、市民の方々からも、子供から高齢者の方々、要は幅広い年齢層が気軽にといいましょうかね、アクセスの利便性のよいところを会場に選んでいただけないかという声が大変多く寄せられております。今回は海づくり大会の協賛行事ですから、これを同時にそこでやるという方針で最終的に急遽決まったようなことらしいんですが、仮にそうであると、私は海づくり大会は海づくり大会の協賛行事でそれはやっていただいて結構なので、場所は物産公園でやっていただいて、そして、そこをシャトルバスで結ぶだとか、そういう効率的な、もっと来場者もふやして、そして、盛会に終えるような、そういうことも考える必要がなかったのかなということと考えておりますし、そういう声も実際多かったのが現実であります。

そこで、今回のこの会場の変更、このことについての理由ですね、そして、この会場にされたことについての総括と申しませうかね、ここを聞かせていただきたいと思います。

産業経済部長（成清博茂君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

今回の会場の変更を行った理由については幾つかございまして、1点目が来年、議員おっしゃいました福岡で初めてとなります全国豊かな海づくり大会が開催されるためでございます。この大会につきましては、天皇皇后両陛下が参加される国民3大行事の一つでございます。メイン会場は宗像市に決定しておりますけれども、サブ会場として柳川も開催を目指しているところでございます。この大会で豊かな海有明海を全国の方々にPRしたいというふうにも考えているところでございます。

2点目に、むつごろうランド周辺は本市産業を支える豊かな農地が広がっておりまして、室の海有明海がございます。有明海では、本市の特産品でありますノリ養殖を見ることができまして、また、くもでの体験もできます。それと、農地につきましては、広大な干拓地で今現在むつごろう会の皆様の協力を得て、10万本のヒマワリ園を今回開園させていただきました。祭り当日は開花状況が五分咲き程度で、ヒマワリ園を求めて鹿児島からもお越しになられたお客様もいらっしゃるというところでございます。

3つ目につきまして、関係者及び来場者の駐車場を含め、周辺には約1,500台以上の駐車場を確保することが必要でございますけれども、このまつりを開催する条件でございます。昨年まで開催してございました有明地域観光物産公園の近隣には、各種団体の施設の駐車場及び市民グラウンド、JA柳川の本所、柳川庁舎の駐車場を含め、1,500台以上の駐車場を整えることができておりました。しかしながら、来年度、市民文化センターの建設も予定されております。会場に一番近いお客様駐車場がなくなるということもありまして、車の受け入れが対応が難しいということをお予測しております。候補地を探しておりましたところ、実行委員会の中でも会場が遠くなるということの意見もございましたけれども、むつごろうランド周辺には1,500台以上の駐車場が確保できる、豊かな資源もある、また、豊かな海づくり大会が開催されるということで、総合的な判断をし、会場を決定いたしましたところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ちょっと1点だけ聞きますけど、特に雨天時の対応をされていたのかどうかですね。特にむつごろうランドは、私もよく若いころ野球とかいろんなことで行っていましたが、やっぱり雨の日、物すごくぬかるんですよね。要は、雨が降るといのはわかっていたと、土曜日の朝、雨は降っていたんですけどね。要は、ほかの市外の会場なんか行きますと、事前にやはり雨対策で座板を敷いたり、シートを満遍なくかけたり、そういう対策を来場者のため

に気を使って既に準備ができていますよね。ここについても、事前に雨が降るというのはわかっておったと思うんですけどね、ここの対策というのはなされていなかったのではないかという市民の方からの声が物すごく、緒方さん、長靴で行かないと、びちゃびちゃでどうしようもなかったですよということで、私にかなりいろいろ言われましてね。その対策はできていたんですかね、そこだけちょっと聞かせてください。

産業経済部長（成清博茂君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

祭り開催2週間前に雨模様の天気が続きまして、現場に数回ほど調査をしてきました。事前に水たまりの状況なども確認しておりまして、水中ポンプなどでくみ出す計画を立てておりましたけれども、今回、開始直前の記録的な大雨というか、集中豪雨で予想していた以上の雨が降ったということもありまして、計画した対策では対応できなく、出店者の皆様、会場に来ていただきました皆様に御迷惑かけたというふうに思います。

さらに水を含んだ会場に車を乗り入れ、また、資材とかを搬入したところ、最悪のコンディションになったということで、今後は近隣の市町村の雨天対策等や専門業者の方々の意見を参考に実行委員会できちっと反省をして検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

15番（緒方寿光君）

最後の質問ですけどね、来年度以降、この会場、よかもんまつりの会場ですね、これについてどういう方針をお持ちなのか。特に出店者の方々からは、やはりアクセスのいい、便利のいいところでぜひやってくれよというふうな声が多いし、市民の方々からも、よかもんまつりはよかもんまつりで会場選択はもう少し真剣に考えてくれんかというような声もいただいていますので、来年度以降の方針、ここを聞かせていただけますか。

産業経済部長（成清博茂君）

今回の雨等の対策を踏まえて、関係者、出店者の意見を聞いて、きちっと実行委員会のほうで協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

今回、12回のこの祭りの会場について、やはりしっかり検証して、来年度以降は方針を立てていただきたいと思っていますので、ぜひ海の大会は大会で同時開催するということであれば、海の大会は海の大会で有明海の沿岸でやっていただいても結構ですけど、よかもんまつりはよかもんまつりでやっぱりできるだけ物産公園でやっていただきながら、そこをシャトルバスで結ぶだとか、そういう創意工夫をぜひしていただきたいと強く要望をします。よろしくをお願いします。

次に、市長2期目の6つの重要政策の中で、特に3つの政策について、その取り組みと成

果、これについてお尋ねをいたします。

まず、災害のないまち柳川へということで政策の柱を立てられて、市長は九州北部豪雨災害のような大災害はもとより、通学路、危険道路などの日常の暮らしに潜む危険から市民の生命と財産を守るということで災害に強いまちづくりを進めていきたいということで、平成24年4月に所信表明をされたわけでございます。

そこで、2期目、残すところ4カ月余りとなったわけですが、これまでの取り組みと成果、これについてお尋ねをさせていただきます。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから緒方議員の質問に回答させていただきます。

最初の1点目ですけれども、災害のないまち柳川への具体的な取り組みと成果についてお答えしたいと思います。

九州北部豪雨災害の教訓といたしまして、災害時の連絡体制に課題がありました。そこで、市内に屋外スピーカー37カ所の設置をいたしました。あわせて個別受信機を行政区長や民生委員、あと議員の皆様にも550台を設置したところでございます。第1次避難所21カ所にも設置をいたしました。さらには、避難準備情報以上の通報を発令する際には、強制的にそのエリア内の携帯電話に緊急速報メールを送付するエリアメールシステムの整備を行ったところでございます。

また、自主防災組織の育成として、全ての小学校区単位で組織化を行ったほか、ひとり暮らし高齢者等の避難行動要援護者を初めとした校区単位での避難訓練や市職員の災害対策本部設置運営訓練などを実施いたしました。災害時の対応の強化を図ったところでございます。

九州北部豪雨災害を受けました対策として、国、県が事業主体の矢部川・沖端川激甚対策特別緊急事業が平成24年から始まりまして、195億円の事業費をかけて、堤防の強化やしゅんせつ、出の橋、大門橋のかけかえ、磯鳥堰の可動堰化などが実施をしているところでもございます。建設課に災害事業支援担当の選任職員を配置するなどして、国、県と協力いたしまして事業を推進しております。今年度末にはこれらの事業がほぼ完成する見込みとなっております。磯鳥堰につきましては、平成29年度出水期前には完成の予定でございます。

また、洪水時の内水排水対策といたしまして、平成25年度に筑紫町の排水ポンプ場の工事を行いました。排水能力を従来の2倍にアップしたほか、西鉄中島駅前にあります北浦排水機場につきましても、何回となく国土交通省に要請をいたしまして、平成27年度に国の事業でポンプを更新していただき、排水能力を3倍にアップしたところでございます。

以上が災害関連の取り組みの成果でございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

次に、先ほどお話をいただけなかった部分で3点ほど質問をします。

まず、特に市長が通学路として危険だと言われてありました、特に横橋の交差点等々のこの改良工事、あと狭隘道路、これについても解消したいというような表明を25年されたこと記憶しておりますが、狭隘道路解消、特に市役所から西に向けての都市計画道路ですね、この辺のやっぱり整備について一体今どうなっているのかというような市民の声もよく聞かせていただいております。

そしてもう一点は、道路、橋梁、そして側溝ですね、現実見ますと、結構、側溝でも割れてふたが落ち込んでいるところだとか、道路も穴があいたまま、そのまま補修もされていないところとか、市内全体見まして、そういうところが実際かなり私はあると感じております。見て回りましたけれども、ここについてもやはり、しっかり目を向けていただいでやっていただきたかったなと思っておりますが、この3つの点についての取り組み成果、ここの部分を簡単で結構でございますので、答弁をお願いしたいと思います。

まちづくり課長（高須 亨君）

ただいまの緒方議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員が言われます道路については、都市計画道路三橋筑紫橋線のことだと思いますけれども、これにつきましては、平成27年度3月議会におきまして、地元住民との合意形成が整い、一日でも早い完成を目指し、関係機関に要望していく旨の回答をさせていただいております。

現在もこれにつきましては早期事業化を目指し、現在、福岡県へ強く要望しているところでございます。

以上です。（発言する者あり）失礼しました。

それでは次に、横橋交差点の件ですけれども、県道高田柳川線横橋交差点につきましては、本年6月議会の中で回答させていただきましたけれども、今年度事業化が決定されております。その後の状況でございますけれども、改良工事までの安全対策として、交差点内のカラー舗装、路面標示などの整備をしていただいております。また、本年11月から年内の予定で道路拡幅計画を実施するための地質調査が行われております。

今後の予定といたしましては、年度内に詳細設計、翌平成29年度には橋梁設計及び用地測量、その後、用地買収等で工事着工の予定でございます。

以上です。

建設課長（待鳥 哲君）

緒方議員の質問にお答えします。

まず、老朽化した舗装や側溝の取り組み状況からお答えいたします。

行政区の区長さんより、老朽化した舗装や側溝の要望など多数上がっているところでございます。老朽化した路面や側溝の改修につきましては、路面の状況や交通状況などを調査し、要望されている区長さんに地元の優先順位などをお伺いし、危険性が高く、緊急性の高い箇

所より改修工事を行っているところでございます。

また、通学路につきましては、平成24年度、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小・中学校の通学路における危険箇所について教育委員会、警察、道路関係者が合同点検を実施し、通学路の安全確保に必要な対策を行ってきました。

さらに、通学路の危険箇所の解消に向けて、平成26年度に柳川市通学路安全推進協議会を設置し、学校からの要望箇所をもとに学校、警察、国、県、市それぞれの道路管理者、学校教育課、まちづくり課、総務課が一緒になって現地調査を行い、その後、危険箇所の整理を行い、次年度以降に整備を行っているところでございます。

市民の皆様が安全に通行していただくためにも、特に危険性が高い道路面の穴や側溝ぶたの陥没箇所につきましては、応急処置として建設課の職員がすぐに補修や安全施設の設置などを行っているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

市内の、特に通学路なんかも見ますけれども、やはり小・中・高、生徒が歩いたり自転車で通っていたりする道路の中でも側溝がひび割れて、斜めに落ち込んでおったり、穴がそのままあいているのに何も手だてがなかったり、そういうものがかなり多いと私は感じているんですよね。ここについてはやはり定期的に、小まめ小まめにしっかり対応していく、そういう方針を立てていただいて、全体の舗装とは言っていませんので、やはり補修をきちきちとやっぱりひとつ早くやると。事故が起こってから賠償責任にならないようにしっかりやる必要があるし、安全対策を市長2期目でもしっかり話をしていただいておりますので、この件についてもぜひしっかり取り組んでいただきたいと、そう考えております。

2点目の市長の重要政策についてお尋ねいたします。

まず、農業、漁業、商工業がにぎわう柳川へということで、先ほど伊藤議員のほうからも、農業に関しては質問がございました。特に若者がなかなか定着していないと強く感じているんですが、そのまちづくり、活力ある産業づくり、雇用創出をするということで市長は所信表明で述べられたわけなんです、なかなかこの地域振興に、こういう振興政策というんですかね、ここについては先ほどの質問の内容の答弁を聞いていますと、なかなかもう一つ踏み込んで、突っ込んで行われた政策がなかったのではないかと強く感じている次第であります。

特に、農業、そして企業誘致、そして商工業の振興、ここについて具体的に取り組みをこうされて、こういう成果が上がりましたと、振興できましたというものがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

それでは、質問にお答えしたいと思います。

農業、漁業、商工業がにぎわうまち柳川へというタイトルをつけて、6つの約束の中の一つでございます。それについて、お答えをいたしたいと思えます。

まず、農業の振興策といたしましては、農業の担い手の確保と営農支援を進めてまいりました。本市では、本市の農業の担い手の中心は、法人化されました、先ほど申し上げましたけど、集落営農組織と考え、営農組織の法人化を進めてまいったところでございます。

これまでに23の組織が法人化を行いまして、地域の農業の担い手として経営の安定を目指し取り組んでいるところです。

また、平成26年度から担い手への農地集約事業として農地中間管理事業にも積極的に取り組みました。平成27年度末の福岡県の、伊藤議員のほうにもお答えしましたけれども、全体の実績の約30%に当たります716ヘクタールの集積を行っているところです。本年度も引き続き支援を行いまして、先月末現在では1,060ヘクタールの集積を行い、県下でもトップクラスの集積を行っているところです。

また、本市の安全で安心な農産物のPRのため、生産者の皆様と一緒に関東や関西、そしてまた、新潟など、主要な消費地へのトップセールスを行ってまいりました。市場関係者の皆様からも柳川の農産物に対しては高い評価をいただいております。

次に、水産振興につきまして述べさせていただきます。

生産コストの削減や労働時間の縮減及び品質の向上、さらに後継者対策としてノリ養殖業の協業化を図ってきたところです。平成24年度から4年間に15経営体で3ラインの稼働をいたしております。

また、ノリと並んで重要な資源がアサリであります。近年、漁獲量が低迷しておりました。覆砂などアサリ増殖についての取り組みの結果、昨年秋からアサリの稚貝が大規模に発生しているということが確認をされました。今後も関係者が一体となりまして保護対策を行いながら、本格的な資源回復につながるよう努めてまいりたいと思っております。

また、平成27年度から柳川産ノリのブランド化事業を展開いたしまして、高品質な柳川産ノリを使用した製品を「柳川産海苔」として認定をいたしました。市内外にPRする取り組みを行ったところです。

また、新商品の開発ということで、「有明海産お刺身海苔」を完成させました。この取り組みによりまして、地元では新たな特産品により産地としての知名度向上やノリの消費拡大、生産者の所得向上が期待をされております。

今回、「福岡のり」から「福岡有明のり」へ名称を変えたところでもございますので、大変期待をいたしております。先日の日曜日、両開漁協が直売ということでされましたけれども、時間が10時から3時までということで、昼のニュースの時間帯に流れましたが、その後、完売という形でたくさんの方が北九州やあちこちからニュースを聞きつけて、新しいノリ、うまいノリを食べたいということでおいでになったというふうにお聞きをいたしているところ

るです。

次に、商工業の振興といたしまして、まず、昨年4月に市内全域で使えるポイントカード、やなぼがスタートしました。現在の加盟店舗数241店舗、カード会員数2万7,645人です。今後の商店街の振興、地域経済の活性化につながると考えております。

次に、柳川駅東口に都市機能の充実と市内産業の振興を図るために、ホテル誘致に取り組んでまいりました。ホテルルートインが来年3月末にオープンする予定であります。このことによりまして、250人が泊まることができるようになりました。今後は、市内に泊まっていただけの観光客が増加し、柳川駅周辺のにぎわいが創出されることを期待いたしております。

また、企業立地の促進につきましては、市外からの企業進出と市内企業の市外への移転防止という考え方のもとに取り組みを行ってまいりました。この4年間で市の奨励措置を適用して規模拡大を行った市内の企業が3社、市がホームページで紹介していた民間の遊休地に立地した市外の企業が2社ありました。また、昨年、企業の進出を促進するため、企業の立地適地調査を行いました。今後も、企業の誘致、雇用の創出に取り組んでいきたいと考えています。

また、平成27年度には国の地方創生先行型交付金を活用して、柳川商店街の中に創業支援の拠点施設「KATARO base 32」を整備いたしました。また、今年度は、同じく国の交付金を活用して、中島商店街の中に地域活性化の拠点となります施設を整備しているところでございます。商店街の活性化や創業支援につながるものと思っております。

次に、柳川ブランド推進事業につきまして、お話をさせていただきます。

平成26年度に第2次柳川ブランド戦略構想を策定し、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

まず、柳川ブランド認定事業として、平成24年に4商品、その後を含めまして、今年度までに5年間で50商品が、柳川市民お奨めの逸品（柳川ブランド品）として市内外に発信をいたしているところです。

柳川アンテナショップ、おいでメッセ柳川の運営も、平成23年度開店以来、年々売り上げを伸ばしまして、平成26年度が約43,000千円、27年度はふるさと納税の急伸に伴いまして、返礼品として扱っていただき約104,000千円となりました。

また、柳川農産物などを使った加工品開発事業のうまかもんづくりぐっちょでは、これまで53もの事業者が取り組み、さまざまな新商品を開発いたしました。その中にはブランド認定品になったものもあり、柳川の農水産物のPRにもなりましたし、事業者の新商品開発のきっかけとなったところです。

さらには、柳川ブランド認定品や特産品の販路拡大において、福岡都市圏や首都圏での物産展への出店する事業を支援するとともに、昨年12月からは東京浅草の商業ビル、まるごと

にっぽんにもブランド認定事業者の商品を中心にP R販売を行ったところ。これをきっかけに販路拡大につながった商品も数多くあります。柳川ブランド認定事業は、物産展への出展やまるごとにっぽんでのP R販売、ふるさと納税の返礼品による売り上げ増加につながっており、市内事業者の支援や柳川特産品のP R販売等に確実に成果を上げていると考えております。

今回のふるさと納税でも、現在では150,000千円ほど一応納税があつておるということでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私が一番申し上げたいことは、先ほど伊藤議員から質問があつていましたが、特に農業については農業振興ということであれば、やはり柳川市で新規の農産物を企画して開発していくというぐらいの受け皿を、予算を充当してやるべきではなかったかと。この2期目にやるべきではなかったかと思ひます。今後、T P P が結論としてどうなるかわかりませんが、やはり今のうちに自立できると申しましようかね、農業をやってみたいと、やっても飯が食えるというぐらいのものを、やはり市長この2期目でぜひ構築をしていただきたかったというのが私の率直な所感でございます。

特にいろんなデータはたくさんあるんですけど、農業センサスから引っ張り出しますと、柳川市の農家、総農家数は大体平成22年1,786戸、平成27年では1,327戸、この5年間で450戸の減少と。販売農家も944戸から716戸に減少と。新規就農者、平成25年12人、平成27年度11人、今後、なかなか減少していくのではないのかなと、今のままでいきますとね、そういうふうを考えておりますし、やはり商店街の振興ということでございますが、やはり最近郊外の大型店が物すごい力でいろんなところに店舗を建てていまして、多くはそちらのほうに流出しているんじゃないかと、地元購買力もどんどんそちらのほうに流出しているんじゃないかということが強く、目に見えてわかるような状況になってくる中で、やはり柳川市として独自で農業、この商店街の振興、空き店舗対策、もっと踏み込んで、やはりこの2期目、取り組む必要があつたのではないかと私自身は考えておりますが、何かありましたらお願いします。

市長（金子健次君）

成果についてお話をさせていただきましたけど、まだまだ充実度は未完成というふうに思っております。

ただし、農業については、あまおうやアスパラガスの就農者、若い人たちがですね、三十数名ここに入ってきておまして、今後はそういう就農された方にもうかる農業をどうやってしていくのかということ、やっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。

まだまだ未完成の分がありますので、先日、記者会見の中で3期目について、もう少し施策を考えながらチャレンジをしてみたいということで、もし市民の支持があれば、3期目もさせていただきたいということを出馬表明したところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

最後に、重要施策の市民目線での行政改革のまちへということで市長は政策を立てられてきました。特に経費の削減、人件費の削減はもちろんなんですが、収入確保、これに取り組んでいきますということでお話をいただいております。特に人件費、そして、職員数につきましては、特に私が質問したいのは正規職員、再任用、そして、嘱託、臨時、この方々の人数が24年、合計人数758人、平成27年833人、75人の増加と大きなフレームはふえているわけですね。そして、人件費総額も、総額3,247,000千円、これが24年度です。27年度3,296,000千円、およそ50,000千円の増加となっております。私自身はやはり行政改革ということでありまして、やはりお一人お一人の職員の皆さんが能力を高めて、仕事をできるだけこなしていける能力を伸ばすと、一人一人の能力を伸ばしていくと、このことをもっと強力的に進めるべきではなかったかと思えますし、やはり新規事業でこれだけ必要だから、どんどんどんどん今の総フレームがふえていくのではなくて、フレームはこれぐらいでやっていきますよと。ただ、一人一人能力伸ばして、できるだけ最低限の人数でやっていきますよというのが行政改革だと私は考えております。

そして、経常経費につきましても、平成24年が215億円であったものが、平成27年226億円と、要は11億円増加しているわけですね。これは義務的経費と呼ばれるものだと思いますが、この経常経費を圧縮しないには新規の投資事業というのはなかなか手を出せないということによく聞くわけですけどね。できるだけこの経常経費は少なくしていくと、減少させていくということが行政改革ではないのかと、市民の目線に立った行政改革ではないのかと強く疑問を感じております。そして、補助金改革につきましても、16億円ですか、19億円ですかね、総額、柳川市からの支出分があると思うんですけども、ここについてもやはりあらゆる団体に支出されていますけれども、やはりもう一度精査されて、やっぱり洗い直しをするということなをなぜ2期目にされなかったのかということに疑問を感じております。

そして、さらに自主財源の取り組み、先ほど市長からふるさと納税頑張っってやっていますという話もいただいておりますが、財政調整基金の国債運用、これも総務部長から一度話をいただいておりますが、市有地の売却、これも財政課長からお話しいただいておりますが、これはこれで取り組んでいただいたことについては評価をさせていただきたいと思いますが、ただ結果として平成24年度での自主財源の総額は104億円あったものが、平成27年96億円となっていて、大体約8億円前後やっぱり減少しているという状況で、これは大変厳しい問題だと思いますけれども、やはり自主財源を確保していかなければ、これから柳川はもっ

と厳しい財政に追い込まれるという状況はわかっていますので、やはりもっと果敢に自主財源の確保について、果敢な施策をどんどんどんどんやっぱり進めていただくべきではなかったかと、そう考えております。

そして、公共施設の有効利用につきましても、あらゆる施設は言いませんけど、今回はやっぱりプールの2階の、きのう佐々木議員からも話があったおりましたが、3部屋あるんですが、大体年間で600人の利用ということでございまして、大体1カ月50人程度というような3会議室の利用状況でございますので、ここもやはり大きな金をつぎ込んだということであれば、稼働率を上げる、どうやって上げるのかと。ここにもやっぱりもう少し踏み込んで公共施設の有効利用という観点から、もっと踏み込んでいかれるべきではなかったのかなということで感じております。

そして、最後になりますけれども、行財政改革の取り組みにつきましても、工程表がことし12月に出されましたよね、第3次行政改革大綱ということで。行政改革大綱は、27年のこれは12月に策定されましたよね。そして、なぜことしの12月に工程表の提出なのかと。普通、28年度から計画してやりますということであれば、やはりことしの3月には工程表が出て、新年度のこの平成28年度からスタートするよということが、私は行政改革大綱、大綱を出したり工程表を出したり、そこが一番大事なのではないかなと考えております。非常に行政改革、市民目線の行政改革ということでありますけれども、なかなか踏み込みが弱いんじゃないかと。大変失礼ですけど、市民の方々からは、市民目線になっていないんじゃないかというようなお叱りの声もいただいておりますので、この行財政改革についての取り組みを含めて、何か市長から取り組み、そして成果がありましたら聞かせていただきたいと思っております。

総務部長（高崎祐二君）

かなり広範囲で行革の話をしていただきましたので、まず、私のほうからお話をさせていただきます。

まず1点目で人件費のお話をされたかと思っております。トータルで見ると、人数も75人ふえて50,000千円ほど増加しているのではないかという御指摘だったかと思っております。正規職員とか再任用職員とか、そこら辺については間違いなく減少をしてきております。ただ、嘱託職員につきましては、大きなものから申し上げますと、特別支援教育支援員、これは今現在、たしか42名ほど配置をしておるかと思っておりますが、その24年度から26にふやしております。そういう金額が33,000千円ほどあります。ほかに認知症地域支援推進員だとか、地域包括支援センター、これは介護保険の関係で市に移管されたということで、12人、31,000千円ほど、それも実際ふえてきておるところでございます。

それで、嘱託職員、先ほど来上げましたいろんな、ほかにも公民館主事がふえたり、地域おこし協力隊も採用をしております。そういうものからしますと、62人、120,000千円ほどその嘱託職員でふえたという現状でございます。これにつきましては、本当に市としまして、

必要な人員であって、それに見合う金額をお支払いしてきたというふうに考えております。ほかに自主財源の話にしましても、先ほど来、緒方議員のほうから言っていただきました国債の運用だとか、ふるさと寄附金の推進を進めてもきております。市有地の売却につきましても、市営住宅中山団地4区画売りに出しますということで、皆様方にはもう3区画は売れましたという御報告はさせていただいておったかと思いますが、最後の1区画につきましても、現在、購入の申し入れがあっているという状況でございます。

先ほど……

議長（田中雅美君）

時間が過ぎていますよ、まとめてくださいよ。

総務部長（高崎祐二君）

ということで、私どもにできることは、今現在、進めさせていただいたというふうに思っております。行革の工程がおくれたということにつきましては、行革の審議会のほうから不足事項ということで5点いただきまして、その中で取り組みスケジュール、それから、数値目標などを入れて報告をなささいということで受けておりました。それで、当初、25項目の小項目を上げさせておりましたが、57項目、今回上げさせていただいて、議会のほうに御報告をさせていただいたというところです。

以上でございます。長くなりました。

15番（緒方寿光君）

終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をとります。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんこんにちは。20番、ぶれない政党日本共産党、信念を曲げない男、梅崎でございます。補欠選挙で当選をし、毎回、一般質問を行ってきました。今回で通算95回目の一般質問になります。金子市長は、今回3度目の市長選挙に立候補の声明をされておられますけれども、私の100回目の一般質問に対してどのような答弁をされるのか、今から楽しみにしております。

まず最初に、新ごみ焼却炉建設に対しての基本的な考え方についてであります。

最近、ごみの焼却炉の建てかえ時期を迎える自治体が急増していると言われております。焼却ごみの減量対策を検討することなく、従来型の大きな規模の焼却施設の建設を安易に進めようとする傾向があります。平成26年5月、柳川市、みやま市において一般廃棄物ごみ処理基本計画統合版が出されております。自治体は、ごみの減量を正面から住民に訴え、ごみの総排出量、とりわけ燃やすごみを大幅に減らす努力をすべきであり、住民の協力を得ながら、適正な大きさの施設を建設すべきであると考えます。

そこで質問の1点目ですけれども、この焼却炉の規模の大きさは何を基準にされるのか。2点目が、今後の人口減によるごみの減量について、どう考えてあるのか。3点目が、ごみの減量対策はどうなっているか。4点目が、環境基本法に基づいたごみ処理計画はどうなっているか、以上4点についてお尋ねいたします。

続きまして、2点目の農薬の空容器の回収についてであります。

柳川市は、農業は基幹産業として位置づけられており、認定農家の方は農地の集約を進め、米、麦、大豆の農業の大規模化が進んでいます。環境保全対策として廃棄農薬、農薬の空容器の処理は適切な処理をするように法律で定められております。私はこの農薬空容器の回収を見学してきました。JA柳川では、不要農薬、期限切れ農薬、廃棄農薬などの回収を実施しており、その処理を廃棄物処理業者へ委託をしております。

質問の1点目としましては、この法律の内容、罰則、処理費用などについてお尋ねいたします。

3点目が市民要望についてであります。市民要望については2点ほどお尋ねいたします。

柳川庁舎前の駐車場の水たまりの件です。

雨が降ると、駐車場のあちこちに水たまりができます。車をとめるとき、水たまりのない場所を探すのに一苦労します。運転手のおりる場所は水たまりがないが、助手席、または後ろの席の人がおりたところに水たまりがあったりします。たまには靴下がべしょべしょになるときもあります。そこで、舗装をしてほしいという要望がっておりますけれども、この件についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2点目は、大人のおむつ回収の取り組みについて、本市としてどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

以上が第1回目の質問でございます。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

梅崎議員の最初の4つの質問にお答えをさせていただきます。

まず、焼却炉建設の規模はどういうことを基準にしているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

ごみ処理施設の整備規模は、環境省通知により、稼働開始から7年間のうち、処理対象可燃ごみの最大値をもとに算出することとなっていることから、ごみ処理基本計画を作成し、

その数字をもとに計算をしております。新施設の場合、柳川市とみやま市の人口の推移及びリサイクルの状況等から稼働開始予定年度が最大値となると考えられます。これにメンテナンスに要する日数、故障などによる一時的な休止を考慮した調整稼働率、さらには災害時のごみの受け入れなど積み上げて計算いたしまして、1日当たり92トンの施設規模としているということでございました。

2点目の、人口減によるごみの減量についてどう考えるかという御質問にお答えをさせていただきます。

平成26年度に作成されました柳川市・みやま市一般廃棄物ごみ処理基本計画で、両市の平成20年度から25年度のごみ排出量の実績から、将来の共同処理対象量の予測をしています。その中の今後の人口減によるごみの処理量についても、将来における人口減少の状況も考慮しながら、ごみ焼却施設の処理システムに関する調査、研究を目的として、学識経験者、市民代表、行政代表で構成する柳川市・みやま市新ごみ処理施設整備処理システム検討委員会で慎重に御審議をいただき、適正な処理規模を設定していただいたものと考えているということでございます。

3点目の、ごみの減量対策はどうなっているかという御質問でございますが、新ごみ焼却施設には、みやま市と本市がごみを搬入しますので、それぞれについて御説明をさせていただきます。

みやま市では、現在稼働中のし尿処理施設が平成30年ごろには建てかえ、または大規模改修の時期と重なるため、大木町と同様に、生ごみだけを別に収集し、回収した生ごみとし尿をまぜてメタン発酵させ、残った消化液を肥料として田畑に散布する計画で、そのための新しい施設を建設の予定です。この施設が稼働し、仮に全量が資源化すれば、約2,500トン程度が減量するのではないかと考えておられます。

本市では、し尿処理を大川市と共同で処理しているため、このように生ごみ減量に特化した施設建設の予定はございません。

仮に、生ごみに特化した施設を建設するとすれば、その建設に多額の費用が必要で、まだ運用に当たっては生ごみ処理の費用、これは大木町にお聞きしましたところ、生ごみ、し尿を一緒に処理されているので、案分されているという額でございますけれども、年間で約18,000千円必要ということございました。また、生ごみを集める委託料などの人件費、これも大木町では年間約16,000千円が別に必要になっているということございました。

そのようなことから、本市では、まず従来での取り組みとしては生活環境課でコンポストや電動生ごみ処理機、EM生ごみ処理機などの補助を行っております。家庭の生ごみの減量化に関心を持ってもらえればと考えております。

また、廃棄物対策課では、平成28年度に廃棄物の3R推進啓発事業として、2人の推進員を雇用し、各地区の公民館、行政区を個別に訪問して、ごみの出し方、分け方や、捨てれば

ごみ、分ければ資源などのお話をさせていただいております。今後も市民意識の啓発に努めたいと考えております。

次に、4点目でございます。

環境基本法に基づいたごみ処理計画はどうなっているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

環境基本法は、環境保全の基本理念と施策の基本となる事項を定める法律です。各自治体の具体的なごみ処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項で、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」というふうに記されております。一般廃棄物の処理計画は、長期的視野に立った一般廃棄物処理基本計画と、年度ごとに毎年、基本計画実施のために必要な事項を定める一般廃棄物処理実施計画の2つの計画から成っております。

議員お尋ねの一般廃棄物処理基本計画ですが、おおむね10年から15年を計画期間としておりまして、柳川市では、平成26年度を初年度とし、平成40年度を計画目標年度とする循環型のまちづくりという基本理念のもとに、まず1つ目として、住民、事業者、行政によるごみの発生抑制、それから再使用、再生利用の3Rの推進と仕組みづくり、2番目として、分別収集の徹底と資源化の推進、3番目として、ごみ処理体制の充実、それと整備、4番目として、情報の発信と意識啓発活動の推進の4項目をごみ処理の基本方針として、ごみの減量化、資源化の推進、また、ごみ処理施設の広域化に対するごみ処理体制の充実を図ることとしております。

以上でございます。

農政課長（林 誠君）

議員の御質問にお答えします。

農薬については、消費者など社会的に食品に関する安全・安心について大変関心を持たれる中、適正な使用の徹底を図っていかねばならないと考えております。

そこで、農家などの事業者の使用残農薬や使用済みの空容器などの廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で廃棄物の分類が規定されております。

また、使用残農薬の管理、処分に関することや使用済み容器中の付着農薬の除去や空容器の処分に関することをガイドラインで示すとともに、農林水産省では、従来から、農薬の購入に当たっては使い残しの農薬が生じないような計画的な購入を推進し、やむを得ず残った場合や、農薬の空容器は十分洗浄した上で廃棄物処理業者への処理の委託等により適正な処理の推進に努め、環境に影響が生じないように処理するとしています。

次に、罰則につきましては、農業者などの事業者が使用残農薬や使用済みの空容器などを不法投棄、不法焼却等をしたときは廃棄物の処理及び清掃に関する法律25条により、5年以下の懲役、10,000千円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられることがあります。

ます。

また、農薬の空きボトル、空き缶などの処理については、販売者でありますJAの場合、回収日を決めて農家から回収し、産業廃棄物処理業者へ処理を委託しています。続いて、処理の料金単価ですが、粉剤や粒剤、水和剤などは1キロ単位95円、液の場合は100ミリリットル単位165円、ピクリン 土壌薫浄剤ですけど、これは1キロ単位1,625円、また、マシーン油 マシーン油とは機械油と界面活性剤が混合された乳剤となりますけど、マシーン油につきましては、100ミリリットル単位165円、また、不明な農薬は1キロ単位2,160円となっております。

また、空きボトル、空き瓶は1本165円で、空き一斗缶は1缶430円、潰した一斗缶は1缶280円、10リットル以上の空きポリ容器は1缶430円となっております。

以上です。

財政課長（島添守男君）

梅崎議員からの柳川庁舎前の駐車場水たまりの件でお答えいたします。

庁舎前の駐車場が、雨が降った際に数分水たまりができる状態であるということを確認しておりますので、お客様に迷惑がかからないよう、応急的な措置ではありますけれども、対応をいたします。

以上です。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

市民要望のおむつ回収の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

初めに、おむつがどのように回収されているかを簡単に御説明いたします。

おむつは、乳幼児や寝たきりになられた高齢者などの方たちが主に利用されていると思われます。回収につきましては、病院や老人ホームなどの高齢者福祉施設で使用されているおむつは専門の業者の方により回収され、適正に処理をされております。

一方、乳幼児などのいる各家庭では、ほかのごみと一緒にごみ袋に入れられ、柳川市が委託している可燃ごみの収集業者により集められ、クリーンセンターで焼却処分をしています。どの程度の量が搬入されているかは把握できていないというのが現状でございます。

県内では、大木町とみやま市の2つの自治体で、市や町の負担での分別収集が行われております。どの廃棄物をどのように分別回収、または処理するかは各自治体の事情によりまちまちです。同じようにいかないのが現状でございます。

本市のクリーンセンターで平成27年度に焼却処理した約1万6,400トンのごみの種類を調査した結果は、紙、布類が約50%、これはビニール、合成樹脂、ゴムなどが約23%、主に台所から出るごみ、ちゅうがい類が約14%となっております。これらのことから、まずは紙、布類、プラスチック製容器包装の分別、収集に取り組んでいるところでございます。

今後、おむつを利用される方の状況などを見きわめながら、調査、研究してまいりたいと

いうふうに思っております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

焼却炉の規模ですけれども、1日92トン処理できるような大きさをつくるということではないですか。それともう一つ、2人の人を雇ってごみの減量対策について説明をして回っているということですが、このことについてもう少し詳しく御説明をお願いします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

私も最初に公民館、それから学校、それから行政区などに、婦人会などに行きまして、研修会などをさせてもらえませんか、これはごみ減量に関する研修会でありますけれども、そういうことでお願いをしてまいりましたところ、公民館単位、または行政区単位、それから婦人会などでごみ減量の研修を実施いたしております。回数としては、現在までで十数回だと思います。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

先ほど言いましたけれども、今、全国的な焼却炉建設ラッシュのもとで、焼却炉施設整備費用が急増しておるということで、このときばかりちょっと高値で売ろうかとする焼却炉メーカーがあることも考えられるんじゃないかなと思いますけれども、この辺についてどのようにお考えですか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

御質問にお答えをさせていただきます。

この質問につきましては、6月議会定例会で三小田議員の一般質問にお答えをさせていただいております。ということで、今回は従来のように金額のみで落札者を決定するのではなく、プラントメーカーからの企画提案による設計施工の一括発注によるプロポーザル方式を採用しているため、設計、図面、設計金額等もメーカーによる提示となります。そのような企画、提案、施工金額などを総合的に判断し、最もすぐれたものを落札者とするということでございます。

ただし、東日本大地震の復旧工事などの影響により、機器類や建設技能労働者の不足による資材、機器、人件費の高騰などもありましたが、これからも熊本地震のような想定外の天災など、また、2020年開催の東京オリンピックなどの影響も重なり、なお一層、資材、人件費などの高騰が予想されます。それに伴い、新焼却炉建設費用の上昇の可能性は考えられるところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

先ほど、この生ごみ対策については、おむつの件についてはちょっと詳しい説明がありま

したけれども、そのほかの生ごみについてお尋ねいたします。

昨年、食品廃棄物に関して、国は資源化及び再利用と排出削減のために食品リサイクル法に基づく新しい基本方針を告示しております。現在、飢餓に苦しんでいる人々は約8億人。地球上の人口の9人に一人と言われております。生ごみの七、八割は水分であり、水分を燃やすため、多くのエネルギーを使っていると言われておりますけれども、この生ごみ対策について、おむつ以外、どういうことを検討されているのか、お尋ねします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

柳川市の生ごみ対策はどうなっているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどごみ減量対策のところでお答えをしましたように、現在、生活環境課で生ごみを堆肥化するコンポストや電動式生ごみ処理機などの購入補助を行っています。また、ふっすつとの会員さん方からは、学校給食の食べ残しを堆肥化する活動や、市民まつりでのごみの分別収集に取り組んでいただいております。大切な食べ物を無駄に捨てることはもったいないだけでなく、ごみの排出量をふやす一因となっております。

廃棄物対策課では、毎年十数校の市内小学校生徒のクリーンセンター訪問を受け入れていますが、子供たちにごみをためるピットから焼却炉に入れる現場を見てもらい、どのようなものがごみとして捨てられているのかを確認してもらっています。このときの見学後のお話の中で、柳川市でも、まだまだ多くの食べ残しなどがごみとして捨てられているということを説明いたしております。

また、公民館や行政区でのごみ分別、ごみ減量研修会を開催した折には、研修会の最後に参加された皆さんに対して食材は使って切ってください、調理したものは食べ切ってください、生ごみは水を切ってくださいという、この3つの切るの活動をお願いいたしております。

しかしながら、平成27年度の焼却ごみの種類組成を分析すると、14.8%がちゅうかい類、つまり台所から出るごみ、生ごみなどとなっています。本市では、みやま市のように生ごみ減量に特化した施設の建設予定はございませんので、今後も何が生ごみの減量につながるのか研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

柳川市では、生ごみは焼却しているというふうな認識でいいわけですね。みやま市は、生ごみ対策として、昭和28年度まで3地区でモデル事業を行っています。平成29年度は1年間かけて149の行政区に説明をして回るということです。先ほどちょっと説明もありましたけれども、この有明新報によりますと、生ごみやし尿を液肥に変え、電気を起こす循環型社会の実現を目指したみやま市バイオマスセンターの建設工事が始まっております。先日、起工式があっている様子が新聞に出ておりました。バイオマスセンターは、総工費1,868,400千円をかけ、市内の家庭や事業者から出される生ごみ、食品廃棄物、し尿を発酵させ、メタン

ガスや液体肥料を製造する。ガスは発電に使い、液肥は農業に役立てるといふのです。平成30年7月に完成する予定で、1日に生ごみやし尿など、130トンを集めることで1年間に一般家庭164世帯分の消費電力に相当する分を発電し、液肥、年間2万トンを製造できるというものです。

今度新しくみやま市と合同で新焼却炉の建設がありますけれども、みやま市はこのように生ごみに対して積極的な活動を行っている。しかし、柳川の場合は生ごみは焼却しているということですが、やはり私としては循環型の対策が必要じゃないかなというふうに思っておりますけれども、このことにつきまして、市長の見解をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

梅崎議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどごみの減量対策のところ、乗富担当課長がお答えしましたように、みやま市は現在稼働中のし尿処理施設が老朽化をしているというふうになっております。生ごみとし尿と一緒に処理する施設を新たに建設いたしまして、そこでできた液肥を田畑に散布する計画で、ごみの減量化による循環型の社会を目指しているところであります。

西原みやま市長からもお聞きをしておりましたし、先日の起工式等もニュースで見させていただきました。

しかし、本市では、し尿処理は、以前、梅崎議員も一部事務組合の大川市との一部事務組合でございますけど、議長をしておられました、大川市との広域行政、一部事務組合で処理をしているところでもございます。組合では、現在この施設を建てかえる計画はございません。生ごみを堆肥化するコンポストや生ごみ処理機などの購入の補助、市民の皆さんへのごみ分別の研修会、広報活動、また、ふっすつとの会員さん方との連携などを通じて、なお一層のごみの減量化に努めたいというふうを考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ありがとうございました。ぜひこの生ごみを減らすような努力を大いにしていただきたいと思っております。

廃棄物処理法によって、自治体は事業系生ごみも処理することとされております。これ、現状はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

梅崎議員の質問にお答えをいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と規定をされております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃

棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」というふうに規定をしております。

つまり、一般廃棄物は、市町村が責任を持って処理しなければならないが、事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自身が適正に処理する責任がある、そういうことでございます。

具体的に申しますと、事業系の一般廃棄物も家庭のごみと同じく3袋までは収集いたしますが、それで処理できない廃棄物は御自分でクリーンセンターに直接お持ちになるか、または柳川市が許可している一般廃棄物処理業者に運搬等を委託するなどして処理されております。

議員御質問の事業系生ごみも事業系の一般廃棄物として処理されています。事業系の一般廃棄物の処理量の直近の現状でございますけれども、毎年3,100トン程度から3,400トン程度で推移をいたしております。

事業系の一般廃棄物だけのごみの種類組成分析はしておりませんので、どれだけの事業系の生ごみが搬入されているかはわからないのが現状でございます。しかしながら、先ほど本市の生ごみ対策の質問の折にお答えをさせていただきましたように、焼却炉に投入されている生ごみなどのちゅうかい類は14.8%となっています。そういうことから推測いたしますと、年間450トンから500トン程度の事業系の生ごみが排出されているのではないかと考えております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

これは事業系生ごみを出している事業者の数はわかりますか。わからなかったら後でもいいですけども。（「わかりません」と呼ぶ者あり）わかりませんか。

この事業系生ごみも厳しく取り締まって、なるべく生ごみが出ないような指導をお願いしたいと思います。

循環型社会形成推進基本法、いわゆるこれに明記をされておりますけれども、3Rですね、リデュース、ごみをもとで出さない、リユース、再使用、再利用、リサイクルの基本原則を踏まえて、この廃棄処理計画が必要だと思っておりますけれども、大牟田市は平成14年からごみを固形化し、これを燃料として燃やすRDF発電事業を行ってきております。この事業は、世界で一番進んでいる理想のごみ処理システムとも言われておりました。しかし、もう十四、五年でこの事業は失敗しているんじゃないかなと思っております。いわゆる今回の新ごみ焼却炉の建設に際しましても、この大牟田市のRDF事業からいろんなことを学ぶものがあるのではないかなと思っておりますけれども、このことについて市長の見解がありましたら、お願いいたします。

市民部長（石橋正次君）

梅崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

大牟田市はR D F事業の大幅な見直しを迫られている、学ぶものがあるのかという御質問でございます。

廃棄物の処理につきましては、法律にも、その地域内の廃棄物は生活環境の保全上の支障が生じないように収集いたしまして、これを運搬し、処分しなければならないと規定をされておりまして、市民のライフラインに係る重要な問題の一つだと認識をしているところでございます。

新しく建設しようとしておりますごみ焼却施設は、人口の推移、それから、リサイクルの状況、そして、年間の稼働日数などを考慮して、その建設の規模が決められているところでございます。

また、ごみを安全、安定的に処理できる施設であること、そして、30年以上の長期稼働を考慮いたしまして、経済的に合理性のある施設であること、自然環境の保全、そして、公害防止施策に万全の措置を講じた施設とすることなど、いろいろな部門のことにつきまして、ごみ焼却施設建設工事プロポーザル審査委員会でしっかりと御審議をいただいているものと思っております。

そういうこともあって、新ごみ焼却施設は、市民の皆さんから安心して利用できる施設となるものと考えているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

やはり循環型の社会を目指して、今後、ごみ焼却については、そういう考え方を進んで進んでほしいと思います。

じゃ、次、2点目に移ります。

2点目は、農薬の空容器の件ですけれども、廃棄物処理業者がどのような方法で処理しているのかわかれば、教えてください。空きボトル、それから空き瓶などの農家の年間の処理費用、全体でどうなっていますか。

私は、トマトを10年、ナスを30年、ビニールハウスで栽培をしてきた農家であります。いわゆる農家の方は農薬の中身を買っているものであり、この空きボトルの処理費用は農薬の生産者、販売者が責任を持つべきだと、このように思っております。このことについてお尋ねをいたします。

農政課長（林 誠君）

廃棄物処理業者の処理方法については、販売者でありますJAによりますと、回収日、回収場所を設け、不要農薬、期限切れ農薬、廃棄農薬などを農家より回収を実施し、処理を産業廃棄物処理業者へ委託され、適正な処理をされていると聞いております。

次に、空きボトル、空き缶など、農家の全体の処理費用ですが、昨年度JAが行いました

回収実績としましては、回収件数が46件、うち13件は営農組合などの団体となっており、処理費用は全体で約500千円となっております。

また、個人での処理費用負担ですが、3千円未満は13人、3千円以上で5千円未満は10人、5千円以上10千円未満は6人で、10千円以上は4人となっております。そのうち10千円以上の4人のうち30,800円が最高となっております。

続いて、空きボトルの処理費用は、農薬の生産者、販売者が責任を持つべきだと思うがとの御質問ですが、農薬の空容器などの処理方法としては、現在は農家などが農薬空容器の排出事業者自身で許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する考えのもと、販売者でありますJAにより回収日、回収場所を設け、不要農薬、期限切れ農薬、廃棄農薬などを農家より回収を実施し、処理を産業廃棄物処理業者へ委託され、適正に処理されていることから、購入者である農家が処理費用を負担する方法は、現段階ではやむを得ないかと思っております。

先ほど申し上げましたが、農薬については、消費者など、社会的に食品に関する安全・安心について大変関心を持たれる中、残農薬処理などを含め、適正な使用の徹底を図っていかねばならないと思っております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

わかりました。それでは、ハウス用のビニール、マルチなどの処分ですね、この費用については、前、補助をされてありましたけれども、現在どうなっていますか。

農政課長（林 誠君）

ビニールハウスのビニールやマルチなどの廃プラスチックについては、市やJA、JAの生産部会、県の南筑後普及指導センターなどにより、柳川農業用廃プラスチック適正処理推進協議会を設立し、その協議会により毎年9月と12月に回収日を設けて回収しています。ちなみに、きょうやっております。そして、処理を廃棄物処理業者へ委託しています。

平成27年度の処理費用は約850千円となっており、市より約112千円の支援を行っているところです。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

農薬ボトル1本165円ですね。165円というと、自動販売機でジュースば1本買われるごたっ値段ですね。やはり今から先は、まだ米、麦、大豆からハウスの農家、野菜農家がふえてくるんじゃないかなと思っております。よく無農薬栽培と言われますけれども、無農薬栽培もして、少しぐらい穴のほげとる、こげんなっとるていうて消費者の方は買うてくれんですもんね。やっぱり無農薬、無農薬と言いながらも、ちょっとした傷のあったり、買わんばんという人が私は今まで経験をしてきております。ということで、先ほどビニール、マルチなどの処分に補助が出ておりますけれども、この農薬ボトルなどについても、処理費用に

対して補填する考えは、今後どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

農薬ボトルの処理費用に対する補填の考えですけど、先ほども申しましたとおり、昨年度JAが行いました回収実績といたしましては、処理費用は全体で約500千円となっており、個人では最高が30,800円となっておりました。このようなことから、現段階では農業用廃プラスチックなどの実績と比較して、需要が少ないことなどから、処理費用の一部の補助については現在考えておりません。

しかし、今後、使用残農薬や使用済みの空容器などの回収状況などを引き続き調査していき、回収方法など検討していく必要があると考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ぜひ検討をお願いしておきます。

その近隣自治体の状況はどうなっているかということですね、4番目と5番目は一緒に御答弁できればお願いしたいと思います。

いわゆるこの新ごみ処理施設建設の際に、これらの農薬の空き瓶とかボトルなどの処理ができるような設備を設置してほしいと思いますけれども、このようなことができるのかどうか、よければ市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

市長と言われましたので、私のほうで答弁させていただきます。

御質問は、有明生活環境施設組合の要望というふうに思われます。市長の見解ということでございますので、一般的なこととしてお答えをさせていただきます。

現在、農業を営まれる方がそこで使用された農薬の空きボトルなど処理をされる場合は、産業廃棄物として農協で回収をされまして、専門の業者の方により適切な処理をされているというふうに、今、お話のとおりでございます。

また、農林水産省では、従来から農薬の空容器は十分洗浄した上で産業廃棄物業者への処理の委託等による適正な処理の推進に努めるよう指導されていると伺いました。今回、建設予定の新ごみ処理施設は、一般廃棄物の処理施設がございまして、仮に受け入れ、焼却するということになれば、周辺環境に影響を及ぼす可能性があります。そういうことから、今後も農林水産省の指導のとおり、専門の業者の方による処分が必要で、市施設での受け入れ場困難であるというふうに考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それでは、最後の市民要望についてお尋ねいたします。

まず、水たまりの件ですけども、やはり雨の日、傘を差して、足元を気にせんでよかご

とぜひ対策を急いでほしいと、このように思います。

どうもみやま市の話ばかりして申しわけございませんけれども、このおむつ回収では、みやま市では平成27年10月より開始され、もう1年ほどたっております。回収ボックスを市内の36カ所に設置してあります。収集業者が週2回、回収して回り、大牟田の紙おむつ処理工場まで運んでいます。回収袋は15リットル袋10枚入り100円で販売して、月に6トンぐらい出るということです。そこで、どげん取り組むかち聞いても、先ほど来、紙おむつはもう燃やしていっちょくというふうな答弁でございました。じゃ、この紙おむつは、これまで全て燃やされていましてけれども、紙おむつに使用されている良質なパルプは、建材などにリサイクルできる、少子・高齢化社会に対応したごみ収集体制であり、地球環境に優しいまちを目指すと、このように言われております。

いわゆるみやま市と合同で新ごみ焼却炉を建設されますけれども、みやま市は生ごみを減らすためにおむつの回収をしていると。しかし、柳川市はまだ取り組んでいないということであれば、この不公平といいますか、このような感じがするんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺どのようにお考えでしょうか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

最初1回目の質問で、質問の折に御説明をさせていただきましたとおり、なかなか別に費用も必要ということでございまして、他の自治体でも検討されている自治体はありますが、なかなか実現までは至っていないというのが現状でございます。

先ほど御説明いたしましたように、県内では大木町とみやま市が先進的に取り組まれておるといってございまして。しかし、柳川のごみの現状を見ますと、やはり紙、布類が半分、それから、ビニール、合成樹脂、ゴムなどが23%ということで、そちらのほうから取り組んでいくほうがより効率的ではないかということで取り組みをさせていただいておりますので、今後、利用される方がふえたり、費用面でいろいろ安くできるような方法ができましたら、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

それでは、ぜひ循環型のごみ焼却炉建設に対して、この考え方を十分持っていってもらいたいと思います。

一応要望して質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんお疲れさまでございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。最後の登壇者になります。しばらくお時間いただきますことよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず1番目に、温暖化対策推進への取り組みについて質問いたします。

地球温暖化対策の新たな国際枠組み、パリ協定が11月4日発効され、11月7日にモロッコで国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）が開幕しました。日本はCOP22の開幕前の批准を目指していましたが、国会審議の影響もあり間に合いませんでした。そのため、第1回パリ協定締約国会議には議決権のないオブザーバー参加となりました。

パリ協定とは、京都議定書にかわる2020年度以降の地球温暖化対策の国際枠組みで、昨年12月、パリで採択されました。内容は、先進国、途上国を問わず、全ての国が温室効果ガスの削減に取り組み、世界全体で産業革命前からの平均気温の上昇を2度未満に抑える従来の目標に加え、温暖化の影響をこうむりやすい途上国の主張を踏まえ、1.5度に抑えるよう努力するとの目標も併記されました。また、温室効果ガスの排出量を今世紀後半には実質ゼロにすることも目指しております。

こうした方針のもと、全ての国が削減目標を提出し、そのための国内対策を講じることとなります。目標は5年ごとの見直しが義務づけられており、見直しの際はより強化した内容が求められております。

このパリ協定が、採択からわずか1年足らずの異例の早さで発効した背景には、科学技術・産業の発展や人口の急上昇に伴い二酸化炭素の排出量がふえた結果、地球の平均気温は過去130年間で0.85%上昇、このまま放置すると気温上昇は加速し、100年後は4度程度も上がると予測されているからです。近年、気温の上昇により海面が上昇し、各国で異常気象による被害が頻発しており、温暖化による深刻な被害を防ぎたいとの各国の強い意志のあらわれだと推測されます。

日本は、温室効果ガスを2030年までに2013年度比で26%減らす中期目標と、基準年は未定ですが、2050年までに80%削減する長期目標を5月に閣議決定いたしました。中期目標は、電力業界に対策強化を促し、一般家庭に省エネ努力を求めて達成を目指していますが、目標達成は容易ではないと思います。なぜなら、内閣府が9月に公表した世論調査結果では、地球温暖化問題に関心があると答えた人は、2007年の前回調査より5ポイント低くなっております。

また、近年、気候変動に伴う異常気象が多発しているにもかかわらず、こうした結果が出たことに環境省は、多くの国民にとって異常気象は当たり前となり、温暖化の影響とっていないのではないかとの見方を示しているからです。これまで国内の温暖化対策は、企業や個人ができる範囲内で環境に配慮するエコ活動が主流でしたが、温暖化問題は、もはや社会の安定を脅かす存在です。危機感を高め共有し、国全体で温室効果ガス削減の目標達成に取り組むことが重要だと感じております。本市にとっても同様だと思っております。

そこで、お伺いいたします。本市の温暖化対策推進計画はどのような内容でしょうか。また、達成状況をお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わらせていただき、2回目の質問からは自席より行いますので、よろしくお願いたします。

生活環境課長（武田真治君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

本市の温暖化対策推進計画はどのような内容か、また、達成状況はという御質問ですけれども、本市では、温室効果ガス削減を推進するため、平成20年度に第1次の柳川市役所地球温暖化対策実行計画を、そして、平成26年度に第2次の実行計画を策定しております。これは、地方公共団体がみずからの事務事業から生じる温室効果ガスの排出抑制に関する計画を策定し、率先的な取り組みを行うことにより、区域の事業者、住民の模範となることを目指しているものです。

削減目標は、2次の実行計画で平成32年度までに市役所の事務事業による温室効果ガス排出量を平成25年度比で3.8%削減しようとするものです。

取り組み内容につきましては、各課に地球温暖化対策主任者を配置し、市の各施設で夏は28度、冬は18度というような適正な冷暖房温度の設定、昼休み時の不要な照明の消灯、職員のエレベーター使用の制限等を行い、また、市内の公共施設への太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を図り、消費電力削減等により地球温暖化の防止に努めているところです。

次に、達成状況ですけれども、温室効果ガスの排出係数は随時見直されておりますが、各年度と比較がしやすいよう柳川市が計画に示しております係数を使用しますと、平成19年度と平成25年度の比較で8.9%削減をしているものの、平成25年度と平成27年度で比較しますと0.2%の削減となっており、残念ながら削減目標に至っていない状況であります。今後は、目標達成に向け精力的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。おっしゃるように、自治体、政令市では義務づけられておりましたけれども、普通一般の市町村では、推進計画は当時はあんまり推し進められていませんでしたけれども、現在見直してみると、九十数%の高い比率で推進計画は多くの市町村で計

画されているようです。うちも25年度比で3.8%削減を目標にして、市役所内の温度とか、お昼休みに消灯するとか、職員はエレベーターに乗らないとか、そういうふうなところで頑張っているけれども、まだまだ削減目標に達していないということをお聞きいたしました。

今回、パリ協定や国の温室効果ガス削減目標から見て、市内の温暖化対策推進計画、先ほどおっしゃっていただきました推進計画は、やはりこれでは非常にお粗末だと私は感じますので、ぜひ市役所内の取り組みだけじゃなくて、もう全世界で取り組んでいこうという形になっておりますので、推し進める市役所としては、もっと広い範囲での実行計画を立てていただきたいというふうに思うところです。

環境省が言っているところは、この実行計画においては、今までは市町村で立てなさいと言っていたけれども、近隣の市町村と合同で立ててもいいよと。例えば、大きな都市と小さな都市が合同で計画を推進することによって、温暖化対策推進計画の実施がよりいいものになるというふうなこともおっしゃっていますけれども、うちのこれからの温暖化対策推進計画は見直されていかれるのか、また単独で推し進められるのか、この2点をお聞かせください。

生活環境課長（武田真治君）

本市の温暖化対策実行計画の見直しにつきましては、まずは現在の実行計画の目標年度である平成32年度に向けて、温室効果ガス排出量の削減目標の達成を目指したいと思っております。同時に、国が新たな目標を定めましたことから、本市においても国の政策と整合性を図り、温室効果ガスを効果的に削減するため、可能な限り早急に計画変更を検討したいと考えているところでございます。

また、実行計画の共同作成につきましては、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策の施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取り組みのさらなる高度化、効率化、多様化を図ることが出来ます。ただ、この共同作成の効果は認めるものの、他市町村の状況もありますので、他市町村と協議しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。国が定めるところに従いながら、今の計画の目標を達成してから変更を考えていくというふうな御答弁でございましたけど、計画を考えていないのに具体策を聞くのはなんですけれども、今後、本市はどのような温暖化対策に向けての取り組みを今のところ考えておられるのか、どうぞ。

生活環境課長（武田真治君）

現状も含めて御答弁申し上げたいと思います。

先ほど議員もおっしゃってありましたとおり、政府ではパリ協定を踏まえ、2030年度に温

室効果ガスを2013年度比26%削減する目標が掲げられ、国民運動を広く展開しながら排出削減に計画的に取り組むことが決められております。

市におきましても、国や福岡県の方針に基づき、市役所全体の温室効果ガスの削減に継続して取り組むこととします。また、市民、事業者への取り組みとして、市民、事業者への周知等を行いながら本市の地球温暖化対策の推進を図っていきます。

具体的には、現在、庁舎における夏季、冬季の省エネ・節電対策の取り組みについてホームページへ年1回掲載をしております。そういった取り組みの回数、年1回というのをもう少し回数をふやしたり、また、住宅用の太陽光発電システム設置補助や、生ごみ処理機購入費の補助、また、総務課で行っておりますLED防犯灯の設置や切りかえ時における行政区への補助、あと、先ほどありました廃棄物対策課の廃棄物の3R推進啓発事業等による市民意識の啓発やごみの減量化の取り組み、そういった取り組みを継続いたしまして、再生可能エネルギーの普及や焼却ごみの減量化を通じて温暖化対策を実施していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。具体策として、一つ一つ、今、行政が行っているサービスを見直してみますと、温室効果ガス削減に向けた取り組みはかなり多くやっておられると思います。でも、それがきれいな表になったりしていないもので、市民の方はわかりにくかったり、例えば、太陽光発電の設置に向けて補助金を出したにしても、夜の電気料が安くなるけんつけたとか、その電気料が安くなるだけが表立って、これはもとをたどっていけばCO<sub>2</sub>の削減になるんだよとかいうのまではなかなか結びついていない方もおられるし、だからこそ、節電をすることによって温室効果ガスの削減につながるという考えに結びついていない方もおられるので、ちょっとしたところで温室効果ガスの削減にみんなが取り組んでいるということ、もう一回やはり市民の皆様にご存知いただくために、市民一人一人の温暖化対策についての意識改革が非常に大事ではないかなと思っております。

例えば、身近にできている温暖化対策のポスターをつくったり、講演を開いたり、啓発活動やロゴを活用した情報発信をしていく。また、他の先進地で行われておりますけれども、環境家計簿というのを記入していただき、前年度比で削減できていたらポイントをつけるとか、一人一人が再エネルギー、省エネルギー行動の促進を推進することが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

地球温暖化対策の推進につきましては、議員おっしゃいますとおり、市民一人一人の温暖化対策についての意識改革が大事であり、そのために家庭できる節電・省エネ行動をより広

く周知啓発することが効果的であると考えております。

例えば、県の事業でエコファミリーという事業があります。これは、県内に住居がある家庭であればエコファミリーとして登録して、省エネルギー・節電に取り組んでいただき、家庭での取り組み結果 電気とかガス、水道等の使用量ですね、それを報告した世帯には、協賛店で使用できるエコチケットやエコポイントがもらえるというような事業であります。

このような県の取り組みにつきましても、御存じない市民の皆様も多数いらっしゃるかなと思っております。今後はこのような、まだ市民に浸透していない県の取り組み等を市民へ情報発信するとともに、議員より提案していただいた具体的な取り組みの事例や他市町村の先進事例を参考にしながら市民の意識改革を図り、再・省エネ行動を推進するため、情報発信の具体的方策を検討していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。そうだと思います。大きいことを打ち出すというのは、なかなかエネルギーも要ったり、時間もかかりますので、今、実際にやっていただいている市民の皆様の行動をもう一回見直してもらおうとか、そういうことを意識啓発していただくことから始めていただいたほうが一番早いと思いますので、よろしく願いいたします。

今、未来のために今選ぼうという、クールチョイスという国民運動が展開されておりますけれども、担当課は御存じなのか。こういう市民運動があるということも積極的に、さっきの答弁等を交えて皆様に情報発信していく努力をこれからはしっかり行っていただきたい。そうすることによって、発信側、執行部側、私たち側の意識も高くなっていくと思います。いかがでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

クールチョイスとは、2030年度の温室効果ガスの目標達成のために、日本が世界に誇ります省エネ、低炭素型の製品、サービス、活動など温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動です。例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという選択。また、効率的な照明にかえる、公共交通機関を利用するという選択。また、クールビズを初め低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの選択。みんなが一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府、産業界、労働界、自治体、NPO等が連携して広く国民に呼びかけをするものです。

この政府を挙げて展開されているクールチョイス、国民運動を本市でも広く市民に情報を発信し、地球温暖化防止に向けた市民一人一人の自主的な行動や個々のライフスタイルに応じた日常生活の中での賢い選択に結びつけていくよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。国民運動として今広く叫ばれておりますので、こういう運動も広めていていただきたいと思います。多くの市民の方一人一人がエコな器具とかを選んで買えるわけではありませんけれども、賢い選択をすることが今は大事なんだよということを知らせていくためにも、こういう運動があることはしっかり知らせていていただきたいと思います。

あと1つ提案なんですけれども、今いろんなところでCO<sub>2</sub>の排出の抑制とか、あと観光客、また利用者の回遊性の向上、新しい観光スタイルとか、過度なマイカーの使用からの脱却としてコミュニティサイクル事業というのを導入されておりますけれども、本市になじんでいくものなのか、本市として考えたときはどうなのか、ちょっと御意見をお聞かせください。

生活環境課長（武田真治君）

コミュニティサイクル事業は、福岡県内では北九州市や福津市など幾つかの自治体で実施されております。近隣では久留米市で実施をされております。地球温暖化防止のほか、交通利便性の向上や行動範囲の拡大、観光振興など、まちの活性化への貢献等さまざまなよい効果が上がっているようです。

しかし一方では、交通交通との連携や自転車専用通行帯の整備の必要性、採算性の確保、利用者が少ない、また観光レンタサイクルとの兼ね合いなどの課題が上がっているようです。今後は、このような課題等を整理しながら、他自治体の事例等を参考にし研究していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。温暖化対策については、市民の皆様に認識していただいて、あと省エネ意識の普及の啓発、また省エネ行動をぜひ進めていただく施策をこれから推進していただきたいと思っております。

今、建設計画をされている市民文化会館の完成後は、館内にぜひ、市民文化会館の電気の流れと申しまししょうか、使用状況とかをデジタルで掲載されるようなのが今よく新しい施設で見かけますけど、そういうのを設置していただくことによって、市民一人一人が、電気がこうつくられて、こう使われているんだというふうな啓発にもなると思いますので、ぜひそういう設置も検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、上水道施設の老朽化の現状と対策についてお伺いいたします。

近年、インフラの老朽化に対する国民の関心がすごく高まっております。多くのインフラは高度成長期に整備されて、例えば建設から50年以上経過した道路、橋の割合は年々高くなり、対策は待ったなしの状況になっております。しかし、財政難による人材や技術力の不足

が深刻で、対策は進んでいないのが全国的な現状であります。

本日は、日常生活を支える社会的設備の整備の中で、特に上水施設についてお尋ねいたします。

地震、台風、豪雪などの被害を受け、水道管の破裂により長期間の断水が発生し、市民生活や大量の水を必要とする仕事場が稼働できない状況を報道等でよく見るようになりました。また、老朽化した水道管の破裂や破損や水漏れのトラブルが各地で多発しているとも聞いております。本市においても、災害に強い生活インフラに向けた計画的な整備の取り組みが必要だと強く感じております。

そこで、お尋ねいたします。本市の配水施設及び水道管の老朽化の現状をお聞かせください。

水道課長（田中安幸君）

熊井議員の御質問にお答えします。

本市の配水施設は、矢加部配水場、六合配水場、磯鳥水源地と全部で3カ所ありまして、ここから市内へ配水しております。このうち、福岡県南広域水道企業団からの受水をしておりますのが矢加部配水場と六合配水場でございます。中でも矢加部配水場は、ほかの配水場、水源地等の制御環視や市内の配水コントロールを行う本市の水道事業の中核施設であります。また、磯鳥水源地は自己水源である地下水を配水しております。

これらの施設の設置した年は、矢加部配水場が昭和51年、築40年、六合配水場が平成10年、築18年、磯鳥水源地は現在の建物が昭和45年、築46年となっております。これは建物でありまして、中に入っております電気機器類、制御設備等はその都度更新しておりますので、建物に比べて老朽化はあんまり進行していないと考えております。

また、配水管の総延長は、平成27年度末現在466.0キロメートルであります。これは本市から兵庫県神戸市までの直線距離に匹敵します。そのうちに法定耐用年数40年を超える配水管の延長は52.2キロメートル、全体の11.2%となっております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市の現状をお聞かせいただきまして、柳川市の配水管の総延長が466.0キロメートルと。今、兵庫県神戸市までの直線距離ですよという非常にわかやすい表現をいただいたところでございます。

現在、全国的に見て、耐用年数を越えた水道管の割合を示す老朽化率が年々ふえております。2014年時点で全国平均が12.1%に達しております。ただいまお聞きしましたところ、柳川市は法定耐用年数40年を超えている配水管の延長は52.2キロで11.2%ということですので、老朽化率は全国に近いと見ていいと感じました。

そういう老朽化の中であって、全国的には1年間の中で耐震管へと更新される水道管は

1%にも届いていないというのが現状でございます。こういうような実情を踏まえて、国の2016年度第2次補正予算、最近決まりましたけど、耐震性のある水道管への変更支援として400億円の予算が確保されているようです。この予算措置を本市はどのように捉えられているのか、お聞かせください。

水道課長（田中安幸君）

老朽化した配水管を耐震管への布設がえ工事は多額の費用がかかりますので、本市も補助の採択要件等の内容を見ながら最大限に活用していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。おっしゃるとおりで最大限に活用していただきたいと思っております。

本市は、水害の後に激甚災害の事業が今行われておりまして、業者さんの尽力とか、あと更新するための計画を立てる職員の人手不足とかで非常に大変だと思いますけれども、国がこういうふうにして予算を確保しているのには、やはり全国的に老朽管がふえている、だからこそ、少しずつでも更新していけということでありましょうから、ぜひこういうものを最大限に活用していただきたいと思っております。

今後、本市の水道施設の老朽化対策にはどのように取り組まれようと思っておられるのか。また、老朽化対策は計画的に進めていく時期だと思っております。平成21年度に柳川市地域水道ビジョンが策定しておりますけれども、その中に耐震化については含まれているのでしょうか、まとめてお答えください。

水道課長（田中安幸君）

本市の水道施設の老朽化対策は、配水管については40年以上経過し、漏水の多い管路の布設がえを重点的に実施するとともに、下水道計画路線や他の事業との関連がある管路については、同時施工等の協議をしながら布設がえ工事を実施しております。これらの布設がえする管種についても、口径100ミリ以上の管は鋳鉄製耐震管を基本的に使用しており、口径75ミリ以下につきましても、給水戸数が多い管路は耐震管を使用しております。

平成21年に策定しました柳川市地域水道ビジョンでは、水道運営基盤の強化に向けた老朽化施設の更新、災害対策の充実のための配水場等の基幹施設の耐震化、管路の耐震化を明記し取り組むべき方策と位置づけております。これらの方策に合わせて、平成26年度から平成28年度にかけて老朽化した矢加部配水場の配水池2基の屋根改造工事を実施したところであります。

配水場はさまざまな電気機器や計装機器により制御し配水しております。これらの機器類も時間がたてば老朽化していきますので、同様に更新計画を立て計画的に実施しているところでもあります。今後も配水施設の老朽化、耐震化対策や経年化した配水管の更新に伴う耐震

化を計画的に実施していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。耐用年数を超えた重篤な管路から布設がえを重点的に行っていると。

それと、今おっしゃった中で、市民の皆様が「またここ掘りよらす」とか「昨年も掘りよらした」とかよく聞きますけれども、水道課としてはほかの事業と関連でできる管路の更新はそういうふうにして計画をしながら、協議しながら、ほかの工事とあわせてやっていますというふうなことをお聞かせいただきました。現在まで少しずつやっているというふうなお答えはいただきましたけれども、現在までどれくらいの更新ができているのか、できれば実績として数で教えていただかないと、どれくらいできているのかわかりませんので、数であらわされたら数でおっしゃってください。

水道課長（田中安幸君）

質問にお答えします。

平成26年度末の配水管総延長が464.0キロメートルで、その年度に老朽管を布設がえした延長が2,207メートルであります。その結果、平成26年度末の老朽管の延長が42.5キロメートルで、全体の9.2%となっております。

平成27年度末の配水管総延長が466.0キロメートル、老朽管を布設がえした延長が2,071メートルであります。その結果、平成27年度末の老朽管の延長が52.2キロメートルで、全体の11.2%となっております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。平成27年度の配水管の更新実践が11.2%ということは、先ほど言いましたように、全国的に見ると更新の割合は1%にも満たないというふうに私は話させていただきましたので、柳川市のほうは全国よりはるかに更新が毎年毎年進んだやり方をしているということになりますけれども、これからも1年間にこれくらいのペースで進まれるのか、いや、更新を急がなきゃいけないので、もっと広範囲に進めていくのか、どういうふうな計画を持ってあるのか、教えてください。

水道課長（田中安幸君）

老朽化した配水管の布設がえと耐震化は重要であると認識しております。

現在の状況としましては、毎年度、国や県などの事業に伴う配水管の移設工事依頼が多く、まず、それらの事業の進捗のため優先的に対応しております。そのため、なかなか老朽化した配水管の布設がえの延長が伸びていかない状況でございます。

そのような状況であります。今後できるだけ老朽管の更新と耐震化を推進するため取

り組んでいきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。耐震化というのは、やはり計画的に進めていったほうが一番いいと思いますけれども、先ほどお聞きしましたように、国とか県の事業が入ってきてなかなか進まないというふうにおっしゃっておりますけど、しっかりと耐震事業を進めていただきたいと思っております。

最後の質問になりますけど、現在、柳川市の水道事業は安定しているように見受けられますけれども、今後、耐震化事業というのは終わらなく、ずっと果てしなく続くものだと私は思います。そうしたときに、今は安定しているけれども、その耐震事業に対して今後財源の確保はできるのかというのを質問してみたいと思います。

水道課長（田中安幸君）

現在のところ、本市の水道事業は、議員御指摘のとおり黒字を確保しており安定しております。しかし、将来的には給水人口の減少に伴う収益の減少が予測され、厳しい水道事業の運営になると思っております。水道は市民生活に不可欠なライフラインの一つであり、水道の安定供給のためには配水施設や配水管等の耐震化に向けた更新事業は必要不可欠と捉えておりますので、起債、補助事業等を最大限に活用し財源を確保したいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。おっしゃるとおりで、これからも国の動向をしっかりと注視していただきながら老朽化対策を進めていただきたいと思います。

では、最後の質問に入らせていただきます。

次は、産業人材の確保と若者の地元就職促進への取り組みについてお尋ねいたします。

2015年度の人口減少幅が過去最大となり、少子化の進展で我が国は本格的な人口減少の次代に突入いたしました。一方で、高齢化のスピードも速く、現状を放置していると生産年齢人口は激減し、社会の活力が失われていくと思えます。

本市においても同様で、加えて若者の進学や就職を契機とした県外・市外流出による人口減少が本市は続いております。本市が将来にわたって地域の活力を維持していくためには、有能な若者が地元企業に就職し、生涯住みなれた地域に定住できるような取り組みが極めて重要で急務だと思っております。

先進自治体では、県単位で地域、企業への若い人材の確保への支援や魅力ある企業への就労促進等々、積極的に取り組んでいる地域も多くなってきました。本市でも産学官、ハローワーク、商工会議所等、関係機関とも連携しながら、一人でも多くの若者が地域産業の将来を担う人材として地元に着すると同時に、地元企業が元気になり活性化するように全力で

取り組む時期に来ていると思いますが、担当部署課として本市の現状をどのように捉えられているのか。

また、昨今の地元就職率をわかるだけお聞かせください。できれば、その就職率は周りの自治体に比べて、簡潔に言いますと高いほうなのか低いほうなのか、なかなかわかりにくい部分もあると思いますけれども、お答えください。

商工振興課長（古賀和明君）

熊井議員の御質問にお答えをいたします。

本市における若者の地元企業への就職状況についてお答えをいたします。

平成27年度に実施をいたしました市内の高校生を対象としたアンケート調査によれば、就職希望者のうち47.3%の生徒が、柳川市内を含めて自宅から通えるところに就職したいというふうに回答いたしております。一方、企業の採用意向につきましては、地元の若者を採用したいという声が多く寄せられているところでございます。

本市における地元就職率ということでございますけれども、市外・県外に通う高校生や福岡県以外の全国各地に進学する大学生もたくさんいるため、正確な数値は把握できていないという状況でございますし、他自治体との比較もできないというところでございます。

そのような中、本年6月に柳川商工会議所、柳川市商工会が実施をいたしました求人求職合同会議に参加された筑後地区22の高等学校及び福岡県内の17の大学・短大の中で、平成28年3月に卒業して柳川市内の企業に就職した人数を見ますと、高校生が65人、大学・短大生が27人、合計の92人となっておりますところでございます。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。合わせて92人だというお答えをいただきましたけど、実際言ってみると、私もいろんなところを調べてみましたが、余り数が出てこないの、多いか少ないかというのはわかりませんが、私の希望として、もう少し多くなってほしいというのが希望でございます。

先ほど答弁をいただいた中で、高校生で就職を希望する方の半数近くが自宅から通勤できる範囲、また、企業も地元の若者の雇用を望んでいるという方が多いという現状をお聞かせいただきました。ぜひ双方の思いが一致して、若者が地元企業でやりがいのある職場を見つけて、そこで働き、また職場が活性化するように、そして地域が元気になるような取り組みをこれからぜひやっていっていただきたいと思います。

本市の地元企業の就職支援としての取り組みについて、今後の取り組みをお聞かせください。

商工振興課長（古賀和明君）

それでは、本市の地元企業への就職支援についてお答えをしたいと思います。

就職支援の取り組みでございますけれども、市としては、まず地元で就職できるような雇用の場を充実させるという意味で、新しい企業の誘致と市内既存企業の経営拡大の促進に力を入れていきたいというふうに考えております。

次に、市内に頑張っている優良企業は多くございますけれども、事業の内容については認知度が低く、若者の就職先として意識されていないという現状がございますので、市内企業をもっと知ってもらうためのPRを強化していきたいと考えております。

また、地元での就職を希望する若者が一定数いるにもかかわらず、若者の就職活動と地元企業の求人のタイミングが合わない等のミスマッチが生じており、若者と企業のマッチングを図る必要があると考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

思いはしっかりわかりました。私も同じ思いなんですけれども、やっぱり市内の企業と仕事内容をもっと知っていただく、PRを強化していただきたいと声を大にして申し上げたいと思います。そして、若者と企業のマッチングの具体的な取り組みが必要だと感じております。

例えば、地域企業の魅力発信を初め、会社説明会や職場見学会の開催によって、実際に見たり、そこで働く人から声を聞いたりする機会を設けていただきたいと思います。それが若者と企業のマッチングにつながるのではないかと考えております。

それとあと、これも先進地で行われていることなんですけど、地域のすぐれた技術や働く場としての魅力を紹介する中高生向けの冊子を作成し、学生、生徒、保護者へ配布し、地元企業の就職情報を提供するなどして、早い時期から若い人材に地元企業をもっと知っていただくような具体的な取り組みをしてあるところもありますし、本市にとってもこういう具体的な取り組みが必要だと思います。特に高校生の就職の流れを見ますと、なかなか行政で踏み込めないというところもあると思うんですけれども、そういうふうな具体的な取り組みについて今後どう考えておられるのか、御答弁をお願いします。

商工振興課長（古賀和明君）

早い時期から若い人材に地元企業を知ってもらえたらどうかというお話でございますけれども、今現在、商工振興課で取り組んでおりますことについて御説明をさせていただきたいと思います。

若い人材に市内の企業をもっと知ってもらえる取り組みとして、平成27年度から市内で頑張っている企業の紹介を市報で行っておりまして、これまで20の企業を紹介してまいりました。

また、ことしの8月には、市報で紹介をしました企業の活動を実際に市民の皆さんに見学していただくイベントとして、やながわオープンファクトリーを開催いたしました。

さらに、地元就職を希望する若者と地元企業のマッチングを図るために、商工会議所、商工会、地元企業、高校など、産官学連携によりますインターン・バイターンモデル事業に着手したところでございます。これらの事業につきましては、今後も産官学の連携を深めながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

先ほど話されておりましたように、今、市報で頑張っていますの企業の御紹介がっておりますけれども、これはやっぱり先進的な取り組みで評価できる発想だと思います。継続して取り組んでいただきたいと思うんですけど、もう一步、市内全戸に配布されている市報ですので、より多くの方、今まで以上に多くの方に読んでいただけるように、知っていただけるように、しっかりとあらゆる場面でこういうのを載せているということをしてPRしていただく努力もこれから必要かなというふうに思いますので、加えてよろしくお願ひいたします。

そこで、ちょっと耳なれない言葉が出てきたんですけど、さっき、インターン・バイターンモデル事業というふうなことが具体策として入っておりますけど、そこら辺の内容と、それを柳川市にどういうふうに取り入れていこうと思われているのか、お聞かせください。

商工振興課長（古賀和明君）

先ほど申しましたインターン・バイターンシップモデル事業について少しお答えをしたいと思います。

この事業の趣旨でございますけれども、先ほど申しましたように就職する側と企業のミスマッチが生じておりますので、これを防ぐために、高校生や大学生等が職業体験を通して企業や仕事についてきちんと理解してもらって就職ができるようにするという事業でございます。事業の内容につきましては、1週間以内の短期無休型の職場体験のインターンシップ事業、それと、1週間以上の期間で長期有休型の職場体験のバイターンシップ、この2つの事業をやっていこうということでございます。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

わかりました。ぜひ進めていっていただきたいと思ひます。

あと、地域を支える人材確保・育成は、今お聞きしましたけれども、しっかりやってくださっておりますけれども、市単位での取り組みには限界があると思ひます。柳川市を見回してみますと、高校は3校で工業高校はありません。今は多くの自治体で取り組むべき課題として、これは注目されておりますので、通勤可能な近隣自治体、あと県と連携して取り組みを進めていくことによって、今まで以上に施策や支援の内容も拡大し、選択の幅も広がると思ひますので、市単独でやられるのもいいんですけど、今後こういうふうな連携した取

り組みについてどう思われているのか、お聞かせください。

商工振興課長（古賀和明君）

今、議員御指摘のとおり、柳川市内に高校は3校ございますけれども、市外に進学している高校生も多い上、大学への進学率も高まっており、高校生の市内企業への就職は少ない状況にあるというふうに思います。

また、大学生におきましては、福岡県を初め、九州、関西、関東など全国各地に進学をし、そのまま市外・県外の企業へ就職している学生が多いというのが現状であろうかと思えます。こうした状況から見しても、市内の若者がそのまま地元就職し、また、進学や就職で地元を離れた若者が地元に戻ってこれるようになるために、今後は県や近隣自治体と連携し、また商工会議所や商工会とも情報共有しながら、広域的な視点に立った取り組みが必要だろうというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。企業誘致というのがしきりに叫ばれていますけれども、もう人材誘致をしなきゃいけない時代になっておりますし、きょう朝のニュースでも、人材がないから店を閉店せざるを得ないというところが多くなってきているというふうなこともあっておりました。これからはもしっかり地域と連携しながら、やはり人材が豊富に戻ってきてくれて、地域が元気になることが一番ですので、そういうふうな取り組みはもう待たないでやっていただきたいと思えます。

最後に、このことをいろいろ調べておりましたら、本当に県単位で一生懸命やってあるところがありまして、県単位でやりますと、大学生、高校生の奨学金を受けてある方の奨学金の返還を支援したりとか、やっぱり市ではできない支援がいっぱいできる場所もありますので、これからは、いろんなすぐれた企業であっても、中小企業独自の取り組みで充実した人材の確保、育成、活用を行いつつ、地域活性化の役割を果たすことは非常に難しいと思えます。今後、本市の活性化のためにも、行政がリーダーシップをとって関係機関と連携体として機能していくよう取り組んでいただきたいと思えます。

先ほども県単位でやっていった事例を申し上げましたけれども、もう本当早い時期から学校に、そういうふうな地域で働くために地域の企業を知っていただく体制を小学校のときからつくったり、あと、高校の窓口就職支援相談員をこれは公立高校なんですけど、鳥取とかは24校中に17校、17人配置して、地域企業に就職を勧めたりとか、非常にそういうふうな先進的な試みをしてあります。

本市においても、本当先ほどから申しますように、市単独ではなかなかできない事業がありますので、これはもう市長みずから県へと呼びかけていただき、県でもっと施策を広げていただくように、また、柳川市が県をリードするような施策を取り入れて県に申し出をする

ような、そういうふうなリーダーシップを市長にはとっていただきたいと思うんですけど、最後にお聞かせください。

市長（金子健次君）

熊井議員のほうから最後に市長にコメントをとということでございます。

お答えしたいと思います。

人口減少・少子高齢化に直面する本市におきましても、元氣とにぎわいのある活力にあふれ、住んでよし、訪れてよしのまちづくりをさらに進めていかなければならないと思っております。10年後、20年後、さらには50年後の柳川市を見据えたときに、まちづくりの鍵を握っているのは若者であろうかと思えます。いかに若者の移住・定住を図っていくか、これこそが地方創生の本丸ではなかろうかと考えているところです。今後は、若者が働ける環境づくりとして、本市優良企業のPR、インターンシップ、企業誘致などを積極的に行っていきたいと考えております。

また、市内産業の活性化は、1次産業であります農漁業の振興も必要不可欠と考えます。担い手の育成など若者の就職支援のため、さまざまな施策に取り組んでいきたいと考えているところです。

議員が述べられるように、近隣自治体との連携も必要であろうかと思えます。有明圏域の定住自立圏、そしてまた、さらに言われるような福岡県とも連携をしながら、次代を担う若者に安定した雇用の場を創出できるよう全力で取り組んでいくことを申し上げまして、回答とさせていただきます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。一般質問は14日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了しましたので、あす14日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、あす14日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時48分 散会

平成28年12月21日（水曜日）

## 柳川市議会第6回定例会会議録

平成28年12月21日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

### 2.欠席議員

な し

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次													
副市	長	成松宏良													
教	育	長	日高良												
総	務	部	長	高崎祐二											
会	計	管	理	者	田尻主範										
市	民	部	長	石橋正次											
保	健	福	祉	部	長	原忠昭									
建	設	部	長	大淵洋祐											
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	樽	見	孝	則		
消	防	長	橋	本	祐	二	郎								
人	事	秘	書	課	長	平	田	敬	介						
総	務	課	長	松	藤	敏	彦								
企	画	課	長	椛	島	謙	治								
財	政	課	長	島	添	守	男								
税	務	課	長	野	田	栄	作								
健	康	づ	く	り	課	長	大	石	涼	子					
福	祉	課	長	白	谷	通	孝								
学	校	教	育	課	長	木	下	隆							
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋						
建	設	課	長	待	鳥	哲									
農	政	課	長	林	誠										
水	路	課	長	松	永	泰	治								

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第73号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第77号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

請願第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書  
建設経済委員長報告について

議案第75号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

教育民生委員長報告について

議案第74号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第76号 柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定について

議案第80号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

日程（3） 議案第82号 米軍オスプレイ事故の原因究明等に関する要請書

追加日程（4） 議案第83号 国会に憲法改正の実現を求める意見書について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第6回柳川市議会定例会最終日の日程などについて、

12月20日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第82号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長の報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命により総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、及び12月8日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については報告書に記載のとおりでありますので、省略いたします。

## 5 結果

### (1) 議案第73号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「293億5,887万円」に「32億7,329万6千円」を追加し、歳入歳出それぞれ

れ「326億3,216万6千円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出2款1項1目一般管理費人事管理費の災害補償費の内容、同項4目会計管理費の手数料に係るコンビニエンスストアでの市税の納付状況や口座振替の状況、同項5目財産管理費の財政調整基金積立てに係る旧市営住宅分譲地の売却状況、3款1項2目高齢者福祉費の在宅老人対策事業費で補助対象となる介護ロボット等の内容、同項11目臨時福祉給付金給付事業費の給付金申請開始時期、同項2目児童措置費の保育所運営費委託料増額の内容、同項障害児通所支援事業費、同項6目ひとり親家庭等福祉費及び同項3項2目扶助費での扶助費に係る予算の計上、6款2項4目漁港建設費の両開漁港機能保全工事費の内容、10款5項3目文化費の文化財等災害復旧費に係る補助内容についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (2)議案第77号 原案可決

本案は、柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公職選挙法施行令の改正により国政選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本市が行う選挙においても国に準じて公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (3)議案第78号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び職員手当の見直しが図られ、国に準じて改正するため、柳川市職員の給与に関する条例など関係3条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、再任用、臨時・嘱託職員の給与等の見直しについての質疑があり、嘱託、再任用に係る職場の整備検討についての意見が出ました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (4)議案第79号 原案可決

本案は、柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の改正により、医薬品の一部が医療費控除の対象となる特例措置、個人・法人住民税に係る延滞金計算期間の見直しや外国で設立された団体を通じて得た特例適用利子・配当に係る住民税についての特例措置を設けるため、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、市販薬品にかかる税率変更に伴う市への影響についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (5) 請願第6号 不採択

本件は、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書についてであります。

時代の変化に合わせ、大規模災害等緊急事態への対応など時代に適した憲法に改めていくため、現行憲法の見直しと憲法改正のための国民投票の実施を求める意見書の提出を求めるものであります。

討論では、時代に即応したものの必要性和、震災など非常事態の中で国、内閣がしっかりと責任を持ち、現場などの混乱を調整する根拠づくりのために憲法改正は必要であること。全国の多くの自治体が請願を受け、同様の意見書を提出しており、市議会もきちんとした意見として出すべきとの賛成意見に対し、憲法改正とあるが、内容が曖昧で具体的に示されていなく、明確にされるべきであること。70年経過した現在、時代に即応という意味で、国会で様々な議論が始められたところであり、時期早尚との反対意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済委員会の報告をいたします。

12月8日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

## 4 結果

### (1) 議案第75号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

県施工の大門橋架け替え工事において支障となる下水道施設の移設工事費を増額補正するもので、歳入歳出それぞれ「245万9,000円」を追加し、補正後の予算総額を「12億1,502万5,000円」とするものであります。

また、繰越明許費では下水道施設工事費につきまして翌年度へ繰越するものであります。審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上です。

議長（田中雅美君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（伊藤法博君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月8日本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

##### (1)議案第74号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。前期高齢者納付金の支払額の変更に伴う必要な額の補正及び、第三者行為による損害賠償納付金を増額補正するものです。

歳入歳出それぞれ「20万7,000円」を追加し、補正後の予算総額を「106億586万1,000円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第76号 原案可決

本案は、柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定についてであります。大和公民館及び三橋公民館の公民館機能を廃止し、新たに「生涯学習センター」へと位置づけるため、柳川市立公民館利用条例の全部を改正するものであります。

審査の過程で、移行後の職員配置等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (3)議案第80号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。所得税法が一部改正され、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」が、平成29年1月1日より施行されることに伴い、所要の改正を行うもので

す。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第81号 原案可決

本案は、柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現行条例にある団体割引の適用人数を30人以上から20人以上に改正するものです。

審査の過程で、年間の団体入館者数及び、学生入館者数の傾向等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、教育民生委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 平成28年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第77号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書については、梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

請願第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書について反対する立場から意見を述べます。

請願の内容は、憲法改正、国民投票の実現を求めるものです。その理由として、2つのことが挙げられています。

まず1つ目は、現行憲法が制定されてから既に70年が経過し、内容が古くなっている。現代に合った憲法につくり変えるべきだということです。

私はこの憲法は人類の理想を掲げたもので、決して古くはないと思っています。戦後70年、この憲法のおかげで日本は二度と戦争をすることなく、基本的人権が尊重される平和な国として発展してきたものであり、ただ年月がたったから変えようという議論には賛成できません。

第2の理由として、現行憲法には緊急事態条項がないのが欠点だと言われています。

緊急事態条項というのは、大規模な自然災害やテロ、外国からの武力攻撃などの際に内閣総理大臣が緊急事態宣言を出し、国民の人権を一定期間制限し、内閣が独裁的に権力を行使できるというものだと思っています。請願者であります日本会議は、現行憲法を抜本的に改定し、天皇を中心とした軍隊を持った日本を復活することを目的にした団体だと思っています。今、憲法9条を変えて再軍備することは、さまざまな世論調査でも国民の反対が強く、国民投票で過半数をとることができない状況です。

東日本大震災以後、まず、この緊急事態条項の問題を理由にし憲法改正を呼びかければ世論の支持を受けやすいということで、今、全国でこの請願運動が進められているということです。日本は自然災害の多い国であり、そのための法律は、災害対策基本法を初め、緊急事態への対応を含めて数多く整備されています。今、政府に求められているのは憲法改正ではなく、今の法制度を生かして具体的な防災対策を徹底して行うことです。これは大震災を受けた各県の要望とも一致していると思います。被災地と被災者を憲法改正の理由にすべきではないと思います。

以上、私の意見を申し上げて、終わります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

15番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。15番緒方寿光です。国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書に賛成の立場で討論をいたします。

現在の日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、68年が経過しましたが、この間、改正が行われたことは一度もありません。しかしながら、68年という長い年月の間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化し、そして、日本を取り巻く外交、安全保障情勢の変化、このことを初め、経済、そして環境、通信など、あらゆる面でグローバル化が進み、そして、大規模災害への迅速な対応が求められる時代となりました。

既に国会では平成19年の国民投票法の成立を機に、国民審査会が設けられ、憲法改正に向けた制度が整備されるに至ったことから、国におかれましては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正法案を作成し、そして、国民に説明し、国民的な議論を経て、国民がみずから判断することのできる国民投票を実施できるように強く要望いたします。

特に、災害時における現行憲法の不備や問題点が浮上しております。平成23年3月の東日本大震災では、1,000年に一度と言われる大規模災害でしたが、現行憲法は平時を前提とした内容の憲法のため、緊急事態が想定された憲法になっておらず、多くの問題点が露呈しました。そこで、国家の安全と国民の安心のために時代の変化を把握し、将来の我が国を見据え、そして、時代に適した憲法に改めていくことは政府及び国民の責務です。特に、緊急事態の発生によって国家が危機にさらされたとき、速やかに危機を克服し、国と国民の生命、身体、財産を守るために一時的に行使される国の権限を定めるといった緊急事態条項が必要だと考えます。

21世紀の国づくりにふさわしい現行憲法の改正へ向けて国民投票が実施されるように強く要望いたしまして、賛成の立場での討論といたします。ありがとうございます。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

7番（熊井三千代君）（登壇）

おはようございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。請願第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書について、原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願については、憲法改正ありきの内容に思っています。改正論の前に、改正の中身は具体的に何なのかが重要であると思っております。憲法制定から70年たった今、当時の社会情勢とは違っている部分があるのは当然です。その上で、時代に即した憲法議論を国民議論として推し進めていくことは非常に重要だと思っております。その意味で、今、国会内に憲法審査会が発足していると思っております。

憲法審査会についても、改正そのものを目的に議論しているわけではなく、憲法改正の必要性の有無を論じることがまずは重要だと思います。仮に改正という議論が生じたとしても、具体的な項目がきちんと提示されることが不可欠です。私ども公明党は憲法改正に対する立場は反対ですが、加憲という立場です。広義の意味では結果的に改正となるかと思いますが、まさにその改正内容はプライバシーの権利と環境権と示しています。

以上のことから、まだまだ国会の動きを慎重に注視するときであり、このままでの意見書提出の請願には反対の立場をとらせていただきます。

以上、終わります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決をいたします。

本請願に対する総務委員長の報告は不採択であります。

請願第6号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本請願は採択とすることに決定をいたしました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第75号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第74号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第76号 柳川市立公民館利用条例の全部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第82号

議長（田中雅美君）

日程3 議案第82号 米軍オスプレイ事故の原因究明等に関する要請書を上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公德君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（伊藤法博君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、議案第82号 米軍オスプレイ事故の原因究明等に関する要請書の提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年12月13日に沖縄県名護市沖で起きた米軍のオスプレイ不時着事故に関して、早急な原因究明及び迅速かつ正確な情報の公表を強く求める要請書を送付しようとするものであります。

各議員におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第82号 米軍オスプレイ事故の原因究明等に関する要請書は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時46分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議案第83号 国会に憲法改正の実現を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程4として議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、議案第83号 国会に憲法改正の実現を求める意見書についてを追加日程4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議案第83号

議長（田中雅美君）

追加日程4 議案第83号 国会に憲法改正の実現を求める意見書についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公德君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

15番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。国会に憲法改正の実現を求める意見書について、提出の提案理由を述べます。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで68年が過ぎ、その間、改正が行われたことは一度もありません。しかしながら、68年という長い年月の間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的な変化を遂げました。日本を取り巻く外交、安全保障情勢の変化を初め、経済、環境など、さまざまな諸問題、そして、大規模災害への対応が求められています。

このような状況を受け、さまざまな憲法改正案が各政党、そして、報道機関、民間団体から提唱されています。国会におかれましても、平成19年の国民投票法の成立を機に、憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至りました。

そこで、国におかれましては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民に説明をしていただくとともに、国民的な議論を経て、国民みずから判断する国民投票を実施できるよう強く要望し、提案の理由とさせていただきます。よろしく願います。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をとります。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第83号 国会に憲法改正の実現を求める意見書については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより本案について討論を行います。

まず、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成28年第6回柳川市議会定例会を閉会といたします。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 立 花 純

柳川市議会議員 樽 見 哲 也